

令和2年第421回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
議員派遣報告	5
町政報告	5
報告第5号の上程、説明、質疑	8
報告第6号の上程、説明、質疑	9
報告第7号の上程、説明	9
報告第8号の上程、説明、質疑	10
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案の上程、説明(議案第27号～議案第34号)	30
散会の宣告	32

第 2 号 (6月15日)

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33

職務のため出席した者の職氏名	34
開議の宣告	35
一般質問	35
関根貴将君	35
高久美秋君	48
藤井源喜君	55
富永創造君	68
会議時間の延長	81
芳賀慎也君	81
加藤宏樹君	90
散会の宣告	102

第 3 号 (6月16日)

議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	103
職務のため出席した者の職氏名	104
開議の宣告	105
一般質問	105
三村正一君	105
鈴木隆司君	118
安井敬博君	131
会議時間の延長	146
青山英樹君	146
総括質疑	159
議案・請願の付託	159
散会の宣告	160

第 4 号 (6月22日)

議事日程	161
本日の会議に付した事件	162
出席議員	162
欠席議員	162

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	162
職務のため出席した者の職氏名	162
開議の宣告	163
議会運営委員会委員長の報告	163
町長答弁の取消しについて	163
議事日程の報告	164
議案第27号、第28号、第29号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	165
議案第30号、第31号、第32号の委員長報告、質疑、討論、採決	167
議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決	168
議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	169
日程の追加	170
同意第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、 第13号の上程、説明、採決	171
同意第14号の上程、説明、採決	173
同意第15号の上程、説明、採決	174
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
日程の追加	177
発議第6号の説明、質疑、討論、採決	177
会議時間の延長	190
日程の追加	190
副議長辞職の件	191
日程の追加	191
選挙第4号 副議長選挙	192
副議長就任の承諾及び挨拶	193
日程の追加	193
議席の一部変更	194
選任第4号 常任委員会委員の選任について	194
日程の追加	195
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件	195
日程の追加	196
選挙第5号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙	196
閉会中の継続調査の申出について	197
議員の派遣について	197

閉会の宣告..... 197

署名議員..... 199

令和 2 年 6 月 1 2 日（金曜日）

（第 1 号）

令和2年第421回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月12日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 報告第5号 令和元年度矢吹町継続費繰越しの報告について
- 日程第6 報告第6号 令和元年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第7号 出資法人の経営状況について
- 日程第8 報告第8号 専決処分の報告について(専決第17号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の一部変更について)
- 日程第9 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第15号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第10 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第16号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例)
- 日程第12 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(専決第18号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例)
- 日程第13 議案の上程
議案第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君

9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君
子育て支援 課長	国井淳一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第421回吹矢町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 堀井成人君

6番 富永創造君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、お忙しい中を傍聴にお越しになられました皆様方におきましては、心より感謝を申し上げます。

改めて敬意を表し、感謝を申し述べる次第でございます。

早速ですが、この第421回吹矢町議会定例会が本日6月12日に招集になりましたので、それに先立ちまして、6月10日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出がありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日6月12日から6月22日までの11日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議をすることといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日6月12日から6月22日までの11日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月12日から6月22日までの11日間に決定いたします。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会における議案書等の写し、請願文書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整理に関する意見書及び発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月9日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和元年度2月分を3月25日、3月分を4月23日に、令和元年度及び令和2年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、令和2年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月24日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から、令和2年5月29日に開催されました令和2年第2回白河地方広域市町村整備組合議会臨時会についてご報告をいたします。

臨時議会提出議案の審議に先立ち、新しい組合役員並びに組合議員の紹介が行われ、次に、組合議会正副議長の選任に関する申合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に割貝寿一埴町議会議長が、副議長には菅原修一白河市議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は4件であります。

議案第9号 動産の取得について及び議案第10号 動産の取得については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第11号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。真船正康西郷村議会議長が同意されました。

最後に、議案第12号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。鈴木政則税理士が同意されました。

詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、令和2年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

そして、傍聴されている皆様方、今日はお忙しいところ本当にありがとうございます。

第421回矢吹町議会定例会に開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様にご感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染の対応について、最前線で懸命に尽力しておられます医療機関等の関係者の皆様、そして、不要不急の外出自粛などのご協力をいただいております町民の皆様に、改めて深く敬意と感謝の意を表します。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第421回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますの

で、ご了承をお願いします。

まず、1ページをご覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連についてでございます。

矢吹町新型コロナウイルス感染症、いわゆるCOVID-19関連対策本部の設置及び会議の開催状況についてでございますが、本町では、4月4日に、県内13例目、町内1例目、県内の町村では大変早い段階でございましたが、となる感染者が確認され、同日午後9時30分より急遽記者会見を開催いたしました。その後、町民の皆様には咳エチケットや手洗いの励行、そして3密を避けること等について徹底するよう、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

その後、新たな感染者が発生していない状況が続いております。ただし、これは付言いたしますと、PCR検査等を当方からの要請もあり、一時期毎日のように行ってきましたが、その結果が、幸いにも全て陰性であったということでございます。これもひとえに、感染拡大の防止に取り組んでいただいた議員、町民の皆様のご理解とご協力について、改めて感謝申し上げます。

対策本部の設置につきましては、令和2年2月1日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症に指定する政令が施行されたことから、町民の健康と安全・安心な生活を守り、感染症対策を推進していくため、これは県内でもかなり早い段階でございましたが、2月20日に小職、矢吹町長を本部長とする「矢吹町新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連対策本部」を設置したところであります。

第1回目の対策本部会議は2月21日に開催いたしまして、これまで日々刻々と移り変わる局面ごとに14回開催いたしております。感染防止対策、学校等の休校、各種支援策等について協議を図ってまいりました。

また、4月7日には、国から7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態が宣言されたことから、これまでの対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部と位置づけを変更いたしまして、矢吹消防署長を本部員に加えた体制といたしました。

5月14日には、本件を含む39県において緊急事態宣言が解除されたことから、5月15日に14回目の対策本部会議を開催し、各種事業の開催、施設利用等の今後の対策等について協議をしたところでございます。

なお、対策本部では、町民の命と健康を守り、安全・安心の確保のために、感染拡大防止対策等をホームページ、防災無線、広報やぶき等でお知らせするとともに、チラシの全戸配布及びチラシの折り込み等で情報を発信する取組なども併せて行ってまいりました。これは付言すれば、一時刻々と変わってきました新型コロナウイルス感染症等の状況を町民にタイムリーにお知らせするとともに、機動的な対処をするということを重視してまいったということでございます。

今後は、国や県の、あるいは西白河郡の動向を踏まえまして、基本的な予防対策に加え、「新しい生活様式」を心がけながら、沈滞した社会経済活動の再活性化との両立を図る必要があると考えておりまして、町民の皆様のお安全・安心のため全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小中学校の臨時休校及び幼稚園の臨時休園についてでございますが、小中学校につきましては、3月4日から3月23日、4月8日から4月10日、4月22日から5月18日まで臨時休校とし、幼稚園につきましては、3月4日から3月19日、4月9日から4月12日、4月22日から5月18日まで休園といたしました。

なお、5月19日より段階的な教育活動を再開しております。

幼稚園の預かり保育、児童クラブにつきましては、4月22日から5月18日までを休止、休所といたしました。が、就労中で日中、子供の面倒を見ることができないご家庭については受入れを行っておりまして、5月19日から通常どおり再開したところでございます。

次に、特別定額給付金についてでございますが、基準日4月27日における本町の給付対象者数は、1万7,334人でありまして、給付金額は1人につき10万円でございます。

申請書は、各世帯主へ5月19日に発送いたしまして、5月29日現在、917世帯、2,494人分、2億4,940万円を交付いたしました。

なお、付言いたしますと、町政報告には記載しておりませんが、ご参考までに6月12日現在、6,051世帯、1万5,871人分、そして15億8,710万円、比率にして90.1%、9割を超えて給付が完了しております。

次に、矢吹町新型コロナウイルス感染症経済対策事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業、小規模事業者、飲食店、旅館業、旅客業を支援するため、町独自の支援策3事業を創設いたしまして、5月1日より申請受付を開始しております。

新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金及び新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金については、相談ベースではありますが、融資のタイミングを見極めている事業者も多く、また、国が制度の見直しを検討していることもあり、現在、申請の受付はない状況でございます。

なお、3番目の新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、5月29日現在、65の事業者、585万円の給付を行っております。

これも参考までに、直近のデータを申し上げますと、6月11日現在では、89の事業者に801万円の給付を行っておりまして、苦境に陥っている事業者さんにとっては、大変意味のある事業ではなかったかなというふうに考えてございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況、町内事業所の実情を把握しながら、経済活動の活性化につながる第2弾、第3弾の支援を図ってまいります。

5ページをご覧ください。

次に、令和元年台風第19号関連についてでございます。

農地及び農業用施設に係る災害復旧についてでございますが、農地及び農業用施設の復旧工事につきましては、ため池が4件、用排水路が31件、道路が5件、揚水機が2件、田29件、畑4件の計75件、17か所を発注いたしまして、5月末の現在、ため池4件、用排水路15件、道路1件、揚水機2件、田15件の37件、約49%が完了しております。

なお、未着手の工事や小規模災害工事につきましても、耕作、作付けが終わり次第、速やかに着手する予定でございます。

今後も地権者及び関係機関等と調整を図りながら、速やかな復旧に努めてまいります。

次に、6ページをご覧ください。

復興関連事業についてでございます。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてでございますが、矢吹町複合施設事業につきましては、令和元年5月初旬より工事に着手いたしまして、本年5月20日現在の工事進捗率は81.5%となっております。

建物の屋根工事、外壁工事等が5月末までに終了し、7月の工事完成に向け、内装工事、家具工事を中心に工事が進められております。

参考までに付言いたしますと、6月11日、直近の工事進捗率は84.5%であります。

次に、8ページをご覧ください。

行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会は書面表決によるものとしまして、昨年度の事業、決算報告の承認及び今年度の事業、予算並びに役員選出の表決を行いました。

遠藤大会長をはじめ、副会長、幹事等15名の新役員が選出されまして、令和2年度の各種事業がスタートいたしました。

区長会を通じて多くの皆様の意見を町政に反映させたいと考えてございます。付言いたしますと、これまで新型コロナウイルス感染症対策のために自粛をいただいております。今後は、次のステージということで、感染防止ルールを守りつつ、各種の取組の再開、活性化により、今申し上げました町民の皆様の声を反映させるということに力を尽くしていきたいと考えてございます。

区長会の皆様には、各種事業にご協力をいただく予定としてございます。

ここまで、町政報告から7点を抜粋いたしまして報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

これにつきましては、今後に向けて、先ほど申し上げましたように新型コロナウイルス感染症対策等により一時中断あるいは休止しております様々な活動、町民の声を聞く活動、そして様々な意志反映をする活動、こういったことを中心に、コロナウイルス感染防止対策をしっかりとやりながら、しかし経済の活性化と併せて、こういったことに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他、24項目につきましては、お手元に配付いたしました「第421回矢吹町議会定例会町政報告」により報告とさせていただきます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第5号 令和元年度矢吹町継続費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第5、報告第5号でございます。令和元年度矢吹町継続費繰越しの報告についてでございます。

本件は、令和元年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました複合施設整備事業を地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので報告するものであります。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第5号 令和元年度矢吹町継続費繰越しの報告については、地方自治法施行令第145条の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第6号 令和元年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、報告第6号 令和元年度矢吹町繰越明許費の繰越しの報告についてでございます。

本件は、令和元年度矢吹町一般会計予算におきまして計上いたしました道路等側溝堆積物撤去処理事業、そして住宅災害復旧工事等の31事業及び令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算におきまして計上いたしました農業集落排水処理施設機能強化事業の1事業を地方自治法施行令第146条第1項の規定によりまして、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第6号 令和元年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより報告第7号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 報告第7号 出資法人の経営状況についてでございます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容につきましては、令和2事業年度事業計画、そして令和元事業年度事業報告、そして平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益計算書、令和2年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 報告第7号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第8、報告第8号 専決処分の報告について（専決第17号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、報告第8号の説明をさせていただきます。

専決処分の報告についてであります。専決第17号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の一部変更について。本件は、平成31年3月19日、町議会の議決を受けました矢吹町複合施設建設工事請負契約の締結についての一部を変更するものであります。

変更の主な内容としましては、地盤改良工事等による増額及びその他精査により、工事請負額を増額したものであります。

なお、工事請負額につきましては、14億184万円を406万1,200円増額いたしまして、14億590万1,200円とするものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年5月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

○6番（富永創造君） 今の専決処分に関して質問させていただきます。

この工事請負契約に関して、平成31年3月19日から令和2年7月31日までの工事期間において、これ1件のみが増額として変更するものであるのかお聞きいたします。

○議長（角田秀明君） 都市整備課長、福田和也君。

答弁を求めます。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、富永議員の質問にお答えいたします。

変更の内容であります。先ほど、町長からは、くいということで説明をいたしましたが、3点ございまして、まず一つが、くいの実績による増、もう一つが木材の活用と申しますか、こちらは全員協議会でも説明いたしましたが、当初、木材につきましては県の補助事業を活用して整備を予定しておりました。

その中で、上限が1,000万円だったということで、1,000万円の枠全部、設計計上したわけですが、そういう中で、今回その鉄骨のボルトの関係で工期が延長になりました。7月までの延長になったということで、そういう中で、矢吹町の枠が1年間で1,000万円だったものですから、今回ボルトの変更に合わせて県と協議をしまして、令和2年度の予算でも木材を対応できないかということで協議をした中で、対応ができるということになったものですから、その部分を当初設計から、今、入っている設計から抜き出しまして、令和2年度の有利な補助金を活用しての木材の工事に組替えをしたところでございます。その変更が2点目。

3点目の変更が、後期変更に伴います安全費等の諸経費の増額ということで、この3点でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 6番。

○6番（富永創造君） この工事が始まって1年半余り、その中でいろいろ調整があつて変更が生じた、その結果として今回、専決ということで工事請負金額の変更ということで出されたというふうに理解したわけですが、最初のくい、ポーリング調査、トラブル、工事の最初に当たります。それは大分前になります。1年半前くらいになるわけです。それが今なぜ専決として出す、そういうふうな手続になっているのか、そこら辺ちょっと疑問に感じますが、その点を説明願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、富永議員の再質問にお答えいたします。

専決処分が、なぜ今になったのかということでございまして、実際のくいの工事につきましては、ほぼ1年前と申しますか、7月末ぐらいには全て終わっておりまして、その時点で、現場の状況に合わせて、想定した支持層よりもちょっと地盤の分布が低かったものですから、平均で約1メートルほど深く、実際には施工しておりました。その段階でも、概算の金額として約700万円程度ということでの増額を想定しておる中で、本来であれば、その時点時点で変更するという、それは基本だと思うんです。ただ、現場が動いているという中で、どうしても工事現場というのは、土木でも建築でもそうですけれども、動いている、日々変更が起きる可能性もあるという中で、どこの時点でどういう変更をするのかというルールというものが、実は矢吹町では明確に決めたものがないんです。福島県には設計変更のガイドラインというものがございまして、金額であったり内容であったり、そういったもので、基本は、その変更が起きるたびに何回も何回も変更するというのが基本かもしれませんが、そうなるとうやほり事務の煩雑化であったり、そういった部分があるということで、そのガイドラインの定めを県でありますので、それを参考にしたと申しますか、準用して、今回運用しております。

その県の基準としましては、工事請負金額の約2割以内ということであれば軽微な変更という位置づけをし

ておりまして、2割を超す変更であれば通常の変更ということで速やかに変更契約を行う。ただ、軽微な変更につきましては、軽微な内容だということも大前提に、工期の最後といいますか、工期の全ての精算ができた段階での変更ということで、そういった形でのガイドラインが明確に県の場合示されておりまして、それを今回、準用したということで。ただ、そういう中で2割といっても、今回の複合施設ですと3億円ですので、そういうわけにはいかないということで、その中での判断としては、まず予算の範囲内であったということと、あと金額が専決の範囲内、1,000万円以下、10%以内だったということで、最後にまとめた変更になってしまった経過がございますが、今回、全員協議会であったり、議員の皆さんから大きな指摘を受けたということは、結局はその中身ではなくて、私のほうで、7月ですので、9月議会であったり12月議会、3月議会で十分説明する機会があった中で、私が担当課長としてしっかり説明をしてこなかったということで、今後はこのようなことがないようにしっかりと説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 富永君、再質問ありますか。

○6番（富永創造君） 以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか、質疑のある方。

13番。

○13番（鈴木浩一君） ただいまの複合施設の件で、もう一点、ちょっと分からないことがあったのでお尋ねします。

ボーリングの資料なんですけれども、いただいた資料には3か所のくい打ち検査したところがあるんですが、入札したのが2か所ということで、金額的に2か所で297万円ですか、一般的なボーリングだとメーター当たり大体2万円から3万円がおおよその範囲でボーリング工事をやっているわけなんですけど、なぜこのような金額が出てきたのか、お聞きいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、ボーリングの契約内容でございますが、2本で当初、発注をいたしました。

そういう中で、2か所ボーリングをした中で、さらにもう1本必要だという判断の中で、結果的には3本のボーリングを行っております。通常のボーリングというのは、どういったボーリングを指しているか、ちょっと私のほうでは把握はしておりませんが、今回、その支持層が大体6メートル、7メートルぐらいの支持層がありますが、ボーリングというのは強固な地盤までの確認が必要だということで、実際には、40メートル、30メートル近くボーリングは行っております。今回、ボーリングした中で、中間に固い層があったので、その層で十分だという判断をしております。その中で、ボーリングだけではなくて、将来的な沈下の検討とか、そういった土質の分析調査も行っております。ボーリングだけではなくてそういった圧密沈下というんですけれども、そういった可能性がないかどうかの土質検査というのを実施しておりますので、そのような金額になっているということと、あと、こちらの単価につきましては福島県の基準の単価を採用しておりますので、積算

の妥当性というのは十分担保できているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○13番（鈴木浩一君） ありません。以上で終わります。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

そのほか、質疑のある方。

3番。

○3番（高久美秋君） 私からも、もう一点質問させていただきます。

安全管理費で400万円ほど増額されていますが、本来これはボルトの調達ミスということで、本来であれば業者の責任ではないか、そもそも半年間工事が止まっていたのに、安全管理費は必要だったのかということをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、高久議員の質問にお答えします。

安全管理費、今回増額しました。必要だったのかというようなご質問でございますが、公共工事というのは、国と県が定めております積算基準に基づいて積算をします。工期が変われば、延長になればそれだけの経費がかかるということで、それはきちっと手当をするというのが原則となっております。

ただ、工期の延長の理由が、例えば業者がなかなか工事に着手しなかった、それで遅れたということであれば、当然その業者の責任がある中で、協議の中でそれは見られませんよという話はできる内容でございますが、今回のボルトの関係につきましては、オリンピックの関連ではあります。全国的な需給の悪化ということで、これについては国のほうからも、ボルト不足による工期の延長につきましては適切な処理をする、工期の延長等もしっかり認めてあげてくださいというような通達が来ております。

では、その当初、取ったときにそんな分かっているだろうというのは、一般的なそういった考えもあるかと思いますが、それは国としても、そういった状況が急変したということで、きちっと必要な工期は確保する、そうでないとやはり手抜き工事であったり、そういった分が発生する可能性があるということで、特に公共工事につきましては、そういった基準に基づいて、変更した中での諸経費が増額になるというのは、やむを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、これはいろいろな事情で400万円ほど増えてはいますが、これは、全然当たり前の数字なんですか。全然値引きもなしで町民の血税が、そのまま黙って工事が止まっているにもかかわらず400万円払うということですか。

お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、値引きをしないのかということと、あと、その金額の部分でございますが、まず、公共工事の場合、積算基準というのがありまして、値引きという概念がないといえますか、そういった考え方がない。民間であればその状況に応じてお互いの話し合いであったり、協議によってそういった、じゃいいでしょうか、そういうのがあるかとは思いますが、公共工事についてはないと、きちっとやったものについては支払う、やっていないものについては支払わないという明確な基準がありますので、その基準に基づいての積算でございます。

あと、工事の空白区間があったのではないかとということなのですが、工事につきましては、5月から着手しております、継続的に進めておりました。結果的に、ボルトの搬入が遅れる状況に合わせて、それぞれやれる部分といえますか、先行してやれる部分については工事を進めておりましたので、全体工程の中で、本来建物が終わってからやるべき、通常やる裏面のU字溝であったり、そういったものを先行するとか、それに備えた形での工事はずっと継続して進んでおりましたので、それに関する安全費というのは、やはり発生してくるのかなということでの、全体の延期になったということでの増額という形になっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○3番（高久美秋君） ありません。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか、質疑ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、複合施設の工事請負変更契約について、若干確認したい点もございますので、質疑のほうをさせていただきます。

まず、ボーリングの時期は28年12月頃だったかと思いますが、くい打ちの工事開始日、それと設計時よりも1メートルぐらい多く入るといのが分かった日。それと、この間全員協議会でいただいた資料、これは新しいほうでの資料かと思うんですが、その作成日。それと前の図面、要は違いを見たいのでそれが提出できるかどうか。それと現場……。

○議長（角田秀明君） 加藤君。1個ずつにすっぺ。

○9番（加藤宏樹君） 1個ずつにしたら、3回しかできなくなっちゃう。3問じゃないですよ、3回の質疑ですよ。

○議長（角田秀明君） いっぱいあるの。

○9番（加藤宏樹君） はい、あります。

ボーリング調査時の写真、それと、くい打ちが1メートル増えたというときの写真が、この間の図面には添付されていないのですが、それは入手可能かどうか、お答えをお願いします。

もし、あれだったらもう一回言います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 加藤議員の質問にお答えします、というより、この報告第8号、これにつきまして1問目のご質問いただいているわけですが、加藤議員の質問につきましては、後ほど課長のほうから、また詳細な話でございますので、資料を出せる出せない、あるなし、ですからこれはお答えします。

ただ、この報告第8号につきましては、実は私も、担当の課長、それから企画総務課等と話しておりまして、この件については、やはり大いに考えるべきところがあると思っております、それはこの件の、先ほどのくい打ちの話は去年の話、あるいは去年の今頃ということで、大分以前の話でございます。

その話で、例えば専決処分がこれぐらいありますと、そのことをその後、いろいろなことを、いろいろ組合わせでこうなりましたというようなことが仮にあるとすれば、それは大変、今後についてあるので、今後、そういうことに注意を要しなくちゃいけないなというふうに、大変感じているところでありまして、まず第一は、やはり適時適切に処理する。それから、私が町民の皆さんに公約したとおり、町政についての様々な今やること、やるべきこと、あるいはやっていることについては、しっかりとご説明をすると、できるだけ早く、ということからすると、この件につきましても、できれば全員協議会等で説明をすべきだったというふうに思っております。

そこで、皆様様の様々な疑問に答えてくるということがあるべきだったのかなど。ただ、現場では様々な、先ほど課長からもお話ありましたように事情がございますので、必ずしもそういくかどうか分からない。ただ、私が申し上げた基本方針は、昨年起こったことを今やるというようなことは今後ないように、そして、それをしっかりとやれるような格好で考えていきたいと思っております。それがなかなかできない場合は、皆さんにまたご説明をして、できるだけご説明をできるような仕事についても対応していきたいということを考えております。

今回の話は、昨年からの話でございますし、様々な事情がありますので、私が知らないことも相当ございます。ですから、私が一気に言ってしまうといいの分かりませんが、基本的な姿勢はそのようにやってまいりたいと思っておりますので、今後このようなことがありましたら、様々な場でご指摘をいただければ、しっかりした対応をできるだけ行いたいと思っております。

そんな形で、もしこういったことがあれば、できるだけいい方向に変えていきたいということでもあります。

先ほどの資料のご請求等については、非常に詳細な話でございますので、課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の質問にお答えいたします。

資料の提出ということでございますが、再度、もう一度明細確認いただいて、基本的には全て提出できるかと思っております。

以上です。

〔「今、答えられることはないんですか」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） まずは、くいの着手日ではありますが、令和元年5月27日です。

完成が令和元年6月24日、書類の取りまとめをした後の報告が令和元年7月11日でございます。

その前段として、このくいの施工をどういうふうにしていくのかであったり、深層にばらつきがあった場合、どういう形で対応するのかという事前協議につきましても、施工計画書の提出の中で、こちらが5月9日にそのくいに対しての施工、あとは対応について確認をしているところでございます。

それ以外の写真等については、後ほど、全部で約300本ございますので、全ての資料となると相当な数量になりますので、後ほど、ボーリングについても確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 加藤君、今の課長が答弁した以外のことで質疑がありますか。どうぞ。

○9番（加藤宏樹君） それでは、安全管理費のことについてなんですけど、まず、安全管理費が400万円ほど増額せざるを得ないだろうと分かった時期と実際に計算した日、その辺が分かれば教えてください。

それと、安全管理費の内訳ですね、何に幾ら使われているのか。明細、口頭で言うのであればはしょってもいいんで、その辺教えていただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

諸経費が増額になるという時期、いつ分かったかということではありますが、分かったといえますか、変更せざるを得ないという判断をしたときには、もう諸経費が、当然工期の延長があるので増額になるという把握はしておりました。その時期というのは、すみません、記憶で申し訳ありませんが、ボルトの不足で工期が延長になるということを9月の全員協議会で説明をしたかと思っております。ですので、8月ぐらいには工期が延びるということで、諸経費が増加するというのは確認をしていたといえますか、想定しておりました。

ただ、実際の契約につきましても、工期が必要だというのは分かってはおりましたが、こちら国の補助事業なものですから、実際の工期の変更というのは国の承認が得られないとできないということがありますので、承認を受けて変更契約を行った段階での変更という形になります。

あと、内訳なんですけど、一つ一つの積み上げではなくて、直接工事費のそれぞれの一般管理費、現場管理費等々、共通仮設費等がありまして、それは直接工事費のパーセントで示されておりますので、ただそのパーセントについても中身に何が入っているのかというのは、ある程度明確になっています。ですので、それについても、県の仕様書に準じておりますので、こういったものが諸経費に入っているのかというのは、後ほどお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 加藤議員、よろしいですか。

○9番（加藤宏樹君） それで、全員協議会で板塀の分を抜くとか抜かないとか、入れ直すとかという話があっ

たんですが、確認します。

今回、板塀工事を工事の内容から外すということによろしいのか。そして外した後に、新たに別発注、要は分離発注になるのかなと思いますが、分離発注で令和2年度に上げるのかどうか、そこを確認したいと思います。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の質問にお答えいたします。

木塀工事外すのかということですが、現在の契約から外します。その上で、こちらの木塀工事につきましては本年度の補助金を活用しての整備ということで、当初予算にも計上しております。ですので、本体工事が大体ある程度進んだ段階で、別発注で新たに入札をして発注する予定です。

以上です。

○議長（角田秀明君） 加藤君の質疑はここで締めます。

そのほか、質疑ある方。

三村議員。

○7番（三村正一君） それでは、1番最初の富永議員の質問に答えがなかった部分で、再度お聞きしたいと思うんですが、このほかにも変更工事契約があるのかという点について、お答えがいただけていなかったものから、その辺についてのお答えをひとついただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の質問にお答えいたします。

今回の3点以外の変更契約があったのかどうかということですが、今回の変更契約についてはこの3点のみでございます。

以上です。

○7番（三村正一君） 議長、ちょっと答弁内容が私の質問と食い違っているので、今後の変更契約、今現在との変更契約あるのかないのかということでの質問だったものですから。

○議長（角田秀明君） 答弁求めます。

○都市整備課長（福田和也君） すみませんでした。今回、まだ工事は進んでおりますが、今回の工事につきましてはこの3点で、ほぼといいますか、現時点では全て確定しております。

これで確定する予定でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○7番（三村正一君） 地盤改良工事についてお尋ねしますが、この工事については随意契約か入札でやったのかと、相手の会社名についてお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） ボーリング工事の契約方式であります、指名競争……。

〔「ボーリング工事じゃなくて、地盤改良工事」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） 建築工事というのは全て一式請負工事ということで、基礎工事もくい工事も木工事も鉄骨工事も全て含めて今回の工事請負契約になっておりますので、別発注ではなくて、あくまで全体の約14億円の工事をJVで受注して、そういう中でそれぞれくい工事屋さんを下請けという形で入っていただいている施工となっておりますので、直接、基礎工事屋さんといいますか、そういった町との契約はございません。以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○7番（三村正一君） 前回の全協での説明ですと、地盤改良工事ということで3,700万円という金額が出てきています。そういった中で説明を受けたものですから、そういった中ではそれぞれ個別の契約があったのかというふうに推察して今の質問をしたわけなんです。そうだとすれば、この専決についての基準の1,000万円、それから10%以内、これが果たして十分なのかどうかというところに引っかかるのかなというふうに思っております。

それともう一つは、3つ目の質問ですが、木堀工事の関係でお尋ねしたいと思うんですけども、この木堀工事、これからの工事発注で、前回、当初予算で計画があると、そして今回それを落とすんだという形の中で、去年の計画にあったものを落とすというような形なんです。これって工事の内容が、それぞれ別な工事の内容なわけですよ、地盤改良と木堀工事と、あと期間延長に伴う安全管理費の増額というようなことで。何かこう、そういった中で言いますと、わざわざこの3つができるのをまとめて、今回専決処分に持ってきたのかなというふうに推測されるわけです。そういった意味で、この木堀工事の、これから入札ということになるわけなんです。これから入札するやつを今回の報告、専決の中でやっていいのかどうかということなんです。議会に報告すれば済むことだし、16億円の複合施設の予算があるわけですから、その中で粛々と進めていただければよかったなというふうに思っているわけなんですけれども。

そういった中で、こういった変更があったときには、その都度説明をしていただくという町長からの話ありましたが、今後、この木堀工事、どのような形で、同じような設計変更がない中で、補助金もらうだけに、財源だけでそういった補正というか、専決を仰ぐというような形になるのは、私はあまり、工事の変更じゃないものですから、財源のほうだけでのそういった専決とはあるのかなというふうなことでお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の質問にお答えいたします。

木堀工事の件であります、今回は町の判断といいますか、できるだけ町の財源を抑えたいという思いがあ

りまして、このまま特に本体工事から外さないで、そのまま工事をやっていただいても支障はないんですが、できるだけ財源を確保したかったという思いがありまして、これにつきましては、木材の関係の県との協議をした中で、そういった手法で進めたいという中で、可能だということもあったということと、あと業者さんとも事前に協議をした中で、もともと入っているものをいきなり抜かれるわけですから、それはどうなのという話にもなりますが、そういった中で、業者さんとも協議をした中で進めてきた経過がございます。

通常あまりないのかもしれませんが、何とか財源を確保したかったという思いがありまして、そのような手続、業者さんの協力も得ながら進めてきたところでございます。

木材に関しましては、昨年11月22日に県に対しての補助金の申請をしております。それで令和2年度に県の予算が確定した段階で、組替えができるという判断をしたところでございます。

以上です。

○7番（三村正一君） 質問は終わりますが、770万円が当初予算にあるんだとすれば、その時点で減額補正すべきだったんじゃないかなということをお願いして、質問を終わります。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

そのほか、質疑のある方。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは、1番目の質問をさせていただきます。

今回の変更の理由の中の1点として、工期の延長、東京オリンピック等の建設工事の影響でボルトが入りにくかったということで、昨年、説明が全員協議会の中でされました。

それによる安全管理費、工期延長になったので安全管理費が400万円ほど増額になりますよということでしたけれども、昨年9月時点の全員協議会の中で、ボルトが手に入りにくいという状況は説明いただいて、ではそのことによって工事費の増額はあるのかということをお願いさせていただいたんですけども、そのときには、そのような説明はなかったと思いますが、もう一度その辺確認したいと思います。

ボルトの入手困難によって工事費上がることはないのかということ、なぜ説明がなかったのかということをご説明願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

昨年の全協で、工期の延長について説明させていただいた中で、当然、工期の延長と併せての諸経費の増額という認識は私自身しておりましたが、その部分について、具体的に何か月延びることで幾ら増額になるというような、具体的な説明はたしかしていなかったように思います。

金額が確定していなくても、そういったことで、工期の延長で諸経費の増額があるということ、その時点で説明をしておくべきだったというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 安井君、再質問ありますか。

○8番（安井敬博君） では、2回目の質問をさせていただきます。

今回、この増額の原因3点挙げられておりました。これまで説明されておりますので、内容は詳しく申し上げますけれども、これまで、このような増額ですとか減額の要因があった時点で、本来、専決なり定例議会の中で予算の変更等を提案されるべきだった、そういったお話も、今後はそうしていくというようなことも町長さんはされておりましたけれども、実際に、これは異例なことではないのかなと私感じております。

これまでも、当町においてこのような形の専決、原因が発生する時点が違うものを後になって合わせてやるという、こんなことがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

このような、ほぼ1年経過した後での専決があったのかどうかということでございますが、私の記憶では、どうしても建物の場合は、くいであったり基礎で変更する例があります。私の記憶では、災害公営住宅なども基礎の変更等で、ちょっと記憶ありませんが、議決なり専決を受けていた記憶があります。

ただ今回、これだけ遅れてしまったということなのですが、私自身、これはくいの変更、地盤の分布に合わせて適正にくいを打つという必要な変更であったということで、当然の変更だという認識がちょっと強かった部分がございます。

そういう中で、先ほど申し上げましたが、やはり議会に対しての段階説明が不足しておりましたので、今回の例を十分反省しまして、今後はこのような状況にならないように、段階段階での説明責任を果たしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 安井君。再質問ありますか。

○8番（安井敬博君） では、質問最後にさせていただきますけれども、今回、木塀工事に変更になりました。工事自体変わらないんですよね、補助金がいただけるということで、これも変更に加えているということですが、木塀工事自体、必要性といたしますか、どのような工事をされるのか、ちょっと私あまり記憶にないんですけども、どうしてもこれはやらなくてはいけないものなののでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

木塀工事の必要性であります。今回の木塀工事は建物の北側の民地との境に木塀を立てる工事です。イメージとしてはポケットパーク、こちらも県の森林関係の補助金を活用しての整備であったんですが、あのような形での木塀を前面に立てる工事でございます。これにつきましては、北側が民地といたしますか住宅があるということで、お互いのプライバシーといたしますか、そういったものを隔てる意味でも、木塀の必要性

につきましては十分あるのかなということで考えております。

それが木である必要があるのかということでもありますけれども、そういったものにつきましてもプライバシーを遮断するための必要な木堀でございます。

以上です。

○8番（安井敬博君） イメージ説明ありましたけれども、高さ的にもあんな感じ、ポケットパークのような。

○都市整備課長（福田和也君） はい、もう少し高い形になります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 安井君の質議を打ち切ります。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） そのほか、質疑ありますか。

青山君、11番。

○11番（青山英樹君） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、1回目の質疑としまして、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目としましては、専決処分でございますけれども、この事案につきまして、この時期に専決処分をする必要性というもの、専決に付すべき案件であったのかを、まず第1点としてお尋ねするところでございます。といいますのは、同僚議員の質問におきましても、軽微の変更だからというようなことでもって遅れた等の話がございますが、結果としまして、緊急性を基に専決は行われるというものが原則かなと思っております。去年6月の段階で知り得た事案につきまして、およそ1年も過ぎた今に専決でもって行うということは、緊急性はそもそもなかった事案であるということでございます。専決の要因としては当てはまらないのではないのか、これがまず1つです。

そして、またもう一つ、木堀に関する県産の材木を使うことよっての補助率のかさ上げ、財源的なところでございますが、それが11月に行われたということもございますけれども、これを知り得たのは7月頃ではなかったのかというふうに思うところがございます。去年7月の時点でお分かりになって、11月頃に申請をしたと、あるいはそういう手続に入るというようなことを行って、そしてまた、令和2年度になって行っているということもございますが、いつこの県産材40%から100%になるという補助率を知り得たのかどうかということについて、これが2点目の確認事項、質問でございます。

そして3点目としましては、増額に関して、くい、いわゆる地盤改良工事、これは理解できますし、あるいは工期延長による管理費の増による経費の増大というものも分かります。しかし、木堀工事を減額した770万円、これはいわゆる財源の組替えなんです。補助率が変わったことによって財源が変わるという、町に有利なという言葉を使っておりますけれども、この減額に関しましては、これは財源の組替えであり、いわゆる請負契約額の変更ではないのではないのか。つまり、町長の専決事項の指定に関しまして定められております要件としまして、要するに請負金額の増額もしくは減額、これを変更額というということですから、この変更に対して、これは請負金額でございます。変わったのは財源の補助率の問題です。財源の一般会計、あるいは起債、あるいは補助金交付金、その割合が変更したということであって、あくまでも契約金額自体は変わらないわけです。とすれば、この専決事項の指定に書いてある、先ほど申しあげました請負金額の増額もしくは減額とい

うところにこれは当てはまらないのではないかと、そのような疑義が生じるわけでございます。

この3点についてお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の質問にお答えいたします。

今、この時点での専決の必要性ということでございますが、まず、実際にはもうくい工事等は完了しております。そういう中で金額の変更が発生しておりますので、工期の変更と併せて。ですので、当然専決といえますか、変更契約の必要性はある中で、1,000万円、10%という範囲の中での専決での変更契約を行った次第でございます。ただ、これにつきましては、段階の説明が十分じゃなかったということが、こういった議論になっているのかなというふうに思いますので、その分については、今後十分気をつけていきたいというふうに思っております。

2点目の、専決というのは本来緊急性がある部分での内容ではないかということでございますが、こちらは専決の指定、こちら工事請負金額の1,000万円以下、10分の1以下については専決処分とすることができるという、こちら議員提案ですよ、いただいた中で、その目的としては、軽微な事項については議会の議決を求める煩雑を緩和するとともに、多様化する行政の対応を迅速化することを目的に規定するというので、提案理由の中でも、そういった提案があった中で議会の承認だったというふうに思っておりますので、説明責任という部分はありますが、この専決処分の目的から大きく外れているものではないのかなというふうに思います。

3番目の、木塚は財源の組替えではないのかということですが、今の14億円の工事の中の木塚の財源が変わったわけではなくて、14億円の今回、工事の中から木塚分は減額といいますか、設計変更でこれを落としております。この工事から抜いております。抜いて、より有利な財源で、本年度この工事につきましては新たに入札を行って発注するというのでありますので、組替えではございません。

以上です。

○11番（青山英樹君） 1点だけ、木塚の補助率が変わったのはいつ頃分かったんですか。

○都市整備課長（福田和也君） 木塚の補助率につきましては、県産材を活用した場合には、1自治体、1年の上限が1,000万円というのは、もう過去から、ポケットパークの建設の当時から確認はしておる中で、今回については1,000万円上限で、本来であればもっと求めたかったんですが、町の枠が1,000万円だったということで、それを外した中で、2年度で、また新たにその100%の材料費の補助を受けたということです。

○11番（青山英樹君） 40%から100%だったというのを知ったというのはいつなんですか。

○都市整備課長（福田和也君） 知ったというのは、それはずっとといますか、そういった事業があるというのは分かっておりましたので。ただ、同じ工事の中で、今、発注済みの工事から抜き出して、次年度にということでの、そういったものの対応が可能かどうかについては、昨年11月に申請はしておりますが、その前段で、農林部局との協議を経た上で、可能だということでの補助金申請になっているのかなと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 福田課長、質問者が、7月頃分かったんじゃないかと言っているんだから。

〔「今、以前から分かっていたと言っていましたから」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） の経験があるということか。

○都市整備課長（福田和也君） そうです。この事業は新たに出てきた事業でもないですし、十分把握はして
ました。1町村、1,000万円、100%補助というのは把握しておりました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 青山君、再質問ありますか。

青山君。

○11番（青山英樹君） ただいまの答弁の中で、いわゆる専決処分、1,000万円という数字を、今、複数回答
えられまして、そこに抑えるというようなことをおっしゃっていました。

結論から言いまして、増額がいわゆる地盤改良で700万円、管理費等でもって400万円、1,000万円超えるん
です。1,000万円超えると専決できないんですよ。しかも、なぜ今の時期なのかということ複合的に考えて
いきますと、もう以前に、去年の7月の段階でもう知っていたわけですよ、100%になるということは。補
助率が上がるということをもう知っていたわけで、要するにこれを考えていったときに、1,100万円ですから
1,000万円超えてしまうので、専決に付すように意図的にもっているとしたら考えられないのです。

これは、はっきり言って業者さんへの付度じゃないのかと。1,100万円になってしまうので1,000万円以内に
しなければならぬ、そのために何かを落とさくちやいけないというところでの、結果的にそういうことが意
図的に図られているんじゃないかというふうな疑義が残ってしまうんです。

そしてもう一点、今、木堀工事におきまして770万円ですけれども、これを落とすということ。いわ
ゆる財源を理由にして770万円を請負金額から下げて、1,100万円を400万円に、結局、限度内に入れたとい
うような結果、そういう算式が成り立っているわけなんです。この変更額770万円の木堀に関して、財源でも
って有利なようにという理由で落としていますけれども、この変更額に関しての規定というものはどうい
うものであるのか、いわゆる財源の変更でもって請負金額も変更するという理由には結びつかないんです。

当町におきましては、この変更額の規定というものは、ちょっと見当たらないんですが、県のガイドライン、
あるいは那須町、みよし市とか市原市とか、ほかの市町村ではこの限度額についての規定が実はあるんです。
定義があります。それは非常に一般的、常識的であって、外的要因による変更額、あるいは単価等の変更によ
る変更額というような物的なものが多いんです。当然請負工事に関したものです。そして変更というのは、基
本的に設計変更なんです。いわゆる仕様とかそういう工事手法とか、そういう設計変更が変更額につながるも
のであって、財源が変更されたというような財源変更による変更というものは、まず聞いたこともないし、事
例もないんです。とすれば、これは意図的に1,100万円を1,000万円以内の、いわゆる専決事案でもって議会を
通さずに決められるという、その手法を取ったのではないかというふうに思うわけです。

そしてもう一点は、5月20日にこれ一括でやっていますよね。専決処分の際に、このいわゆる地盤改良並
びに管理費、そして減額の木堀の770万円落とす。これ一緒にやっているでしょう。その後また、別途発注は
まだしているのかしていないのか分かりませんが、これ一緒にやっているということは、これ連続性があるん
です。いわゆる当初の請負金額からの連続性があるというような判断の下では、これは意図的に計画されてや

っているというふうには言わざるを得ないんです。段階的に、去年6月の段階で、いわゆる地盤改良工事があればその段階で言ってくる。これは県のほうともちょっと確認したんです。少なくとも6月の段階で分ければ9月、遅くとも12月の年内にはそういう申請があってよろしいんじゃないのか、何ゆえに専決処分であって、いわゆる素直に議決を受けるような手法を取らなかったのかというのが疑問になります。

今、申し上げました経過を基にした私の考えでございますが、これについての真偽をご答弁願いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

1,000万円の専決がなぜ今なのかということでございますが、こちら先ほども何度か答弁いたしました、私の認識では、軽微な変更の範囲であるということで、なおかつ予算の範囲内で専決の枠が10%、1,000万円という額の中であったものですから、時系列はありますが、そういった考えといたしますか、そういった認識の中で最終的な工期の終了前という形になってしまいましたが、そういった形でのまとめでの専決処分という形になったわけでありまして、これについては、説明責任については十分反省しているところでございます。

そういった中で、意図的にそういった、議会の議決を逃れるためにそういった細工といたしますか、したのではないかというような指摘であります、それについては全くそういうことはありません。

この案件につきましては、今回、そのボルトの関係で工期が、もしボルトが予定どおり入手ができて、ボルトの変更がなければ工期の変更もないですし、工期の変更ができなくなると木材の組替えもできませんので、くいの変更のみだった部分でございます。ですので、発注の段階で、工期が今回4か月延長になりましたが、それを想定して、そこまで考えて付度をしてその発注をしたという認識は全くございませんので、結果的に工期が延びたことで諸経費が増えた、工期が延びたことで年度の組替えが可能になったので、より一般財源を少なくできた、そういった全体がある中で、今回本当に説明不足だったということは十分反省しておりますので、今後このようなことが、こういった指摘を受けないようにしっかりと説明を、段階段階の説明をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 結果論の話として、意図的なものはなかったというような大筋、そういう旨の答弁かと思っております。

しかしながら、時系列的に追ってみましても、段階的なその増額、いわゆる変更が分かった時点で、その都度素直に変更せずに、このように一括でやるということは、十分に疑わしい行為であるということは紛れもない事実でなんです。また、その議決に関しましても、議会での議決を逃れるためにというような、そのような疑いもまた払拭できないでいる。これは議会、二元代表制としての議会の存立さえも脅かすような事態なんです。

ですから、そこは一つには、私が先ほど申し上げました、先ほど答弁なかったんですが、いわゆる専決事項の指定に係る文言です。1,000万円以下という部分に関する要件としての請負金額の増額もしくは減額という変更額、この変更は何に依拠しているのか、あくまでも設計ではないのか、設計変更によるもの、外的要因であるもの、これが財源で有利なものになるために落としたということ自体が、これは変更の理由には当たらないんじゃないかということなんですよ。

これはどこの自治体も、他の市町村の事例を見ても、財源による変更というのは全くあり得ない。当然、仕様とか単価とかということなんです。それに対して、町ではまだ定めがないんです。これ定義がつくられていないんです。ですからほかの市町村、那須町とか、みよし市とか、そういうところと同じようにここを整備するということが必要であろうと思うわけなんです。そこについて、もう一度財源の有利性を基にして変更したということが妥当なのか、妥当でないのか、町としてその定義が定めるものがないから、だからいいんじゃないかというようなそういう論法なのか、それをまずちょっとお聞きしたいのがまず1点です。

そしてもう一つ、結果として、これは不適切な専決処分ではないのかと、総じて。私はそのように思うところでございますが、それについてのお考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の質問にお答えいたします。

財源の組替え、有利な補助とはいえ、そういった減額が適正なのかというような指摘ではありますが、町としては何とか財源を確保したかったという思いがあった中で、通常はこういった手続はありませんが、施工業者さんとも協議をした中で、そのような形での、組替えではなくて減額です。減工といえますか、工事を除くという手続を取らせていただきました。

あと、今回の専決に関して、不適切な専決であったのではないかというようなご指摘ではありますが、実は、町にはガイドラインがない中で、県のガイドラインを担当課として読み込んだ中で手続でございましたので、不適當だったかということであれば、そういった認識はなかった中で、説明不足であったということについては十分反省をしております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま町長のほうから答弁求められておりますので、町長の発言を許したいと思います。

町長。

青山君の質問は終わりたいと思います。席で聞いてください。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） ただいま、本当に今現在、青山議員からのご質問もございました。

報告第8号につきましては、去年のこと、ただし、そのことについての適時適切な対応について、やはり反省すべきところが相当あったらうと、そこは担当課長のほうからも話したし、私のほうからもお話をしました。

このことについて言えば、専決処分で様々な組替えなり、それを組み立てることによって付度して云々という話ありましたが、私は今回の場合はそれはないのかなと思っておりますけれども、ただその疑義を招くような対応、それからこれまでの説明の仕方、それについては大いに反省することがあるかと思っております。

これまでの、1年前あるいはそれ以前からの仕事のやり方として、こういったことについて、やはり相当反省すべき点があったのかもしれないと、そこのところはしっかりと反省して、これからはこういった工事の変更、これについてあまり十分に説明がなされていないということについては、皆さん大変お忙しいところではございますけれども、全員協議会等、各種の説明の場を適時適切に設けまして、しっかりとした説明をし、そして、今回のような大変厳しい質問もございましたが、皆様に十分にご理解のできるような場を設けていきたいというふうに思っています。

これはもう私の公約で、先ほどの繰り返しになりますが、町民の皆様にとしっかりとしたご説明、発信、そして声を聞いてということがポリシーでございますので、この議場において様々なご質問いただき回答し、あるいは全員協議会でもいいかと思っておりますが、それを議員の皆様にも、さらに議員の皆様から町民の皆様への発信をしていただく、議会だよりその他で発信をしていただくことで、さらに議会、理事、そして町としてやろうとしていることのご理解が十分に深まること、そして、それをもとに町政が進められること、それがフィードバックがちゃんとされて、お互いの双方向でやっていけるということが、私の理想でもございますので、皆様のお力を借りながらということでもございまして、ぜひ、そういった全員協議会等の場をこれから設けた際には、そういったご協力、ご支援をお願いしたいというふうに思っております。

そういったことで、今回については様々なご議論を、また貴重なご指摘もいただきましたが、そのようなことで今後、ぜひ議会の議員の皆様方にもご協力、ご理解、ご支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

先ほど、ルールをつくるということがありましたが、そのことについても不足な部分については十分に対応して、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 報告第8号 専決処分の報告について（専決第17号 矢吹町複合施設工事請負契約の一部変更について）は、地方自治法第180条の第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

ここで暫時休憩したいと思います、10分ほどよろしくお願ひしたいと思います。

（午前11時50分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 零時02分）

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第15号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18億9,805万7,000円を追加いたしまして、総額を101億3,438万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が17億7,539万3,000円、そして繰入金が1億2,096万4,000円、諸収入104万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をコロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金により17億4,770万3,000円の増額、そして民生費を子育て世帯臨時特別給付金により2,696万4,000円の増額、商工費を中小企業への経済対策に係る事業継続支援給付金等により1億1,150万円を増額するものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

以上でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、ご説明いたします。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、専決第14号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月27日に公布されたことに伴いまして、矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

改正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療の被保険者に対し傷病手当金が支給されることになりました。本町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を条文に加える改正を行うものであります。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第16号 矢吹町の基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、事業活動に大きな影響を受けた町内の中小企業や小規模事業者に対し、経営基盤の安定化を図るために、新たに新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付基金、これを設置するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

承認第14号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第18号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例について。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国民健康保険税の減免措置を講ず

るため、新たに条例を制定するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月25日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第27号～議案第34号）

○議長（角田秀明君） 日程第13、これより議案の上程を行います。

議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号及び第34号を一括して議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

初めに、議案第27号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、一定の要件に該当する中小企業者等に対する固定資産税の軽減、そして軽自動車の環境性能割の臨時的軽減の延長、そして個人住民税における寄附金税額控除の特例に関する規定の整備及び住宅ローン控除の適用期限を延長するものであります。

続けます。

次に、議案第28号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和2年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は令和元年度までとなっておりましたが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものでございます。

次に、議案第29号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、引用する法律名及び条項を整備するものでございます。

続けます。

議案第30号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受けまして、傷病手当金を支給するために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第31号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴いまして、矢吹町の道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、占用料の改定であり、占用料の改定については、固定資産税評価額の評価替え、そして地価に対する賃料の水準変動等の社会情勢の変化により改定することとしておりまして、福島県の占用料の額に準じて町の占用料の額を改定するものでございます。

主なものとしましては、それぞれ、電力柱、電話柱、柱でございますが、それぞれ1本につき、標準的な電力柱は年間540円から110円増額の650円、標準的な電話柱は年間320円から60円増額の380円でございます。

続けます。

議案第32号 矢吹町道路線の認定についてであります。

本案の八幡町25号線につきましては、宅地分譲に伴い開発事業者が整備を行い、町への寄附採納手続が完了した道路であります。

今後、地域の生活道路として維持管理が必要なため、矢吹町道路線として認定するものであります。

続けます。

議案第33号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万円を追加し、総額を101億3,488万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金50万円を増額するものであります。

歳出の内容は、議会費を新町西道路整備等調査特別委員会に係る旅費及び委託料により、50万円を増額するものでございます。

続けます。

議案第34号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ240万円を追加いたしまして、総額を17億5,319万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金、これが240万円を増額するものでございます。

歳出の内容は、これに対して保険給付費、同じく240万円を増額するものでございます。

以上、長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力誠にありがとうございました。

なお、引き続き議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

また、傍聴者の皆さん、本当にありがとうございました。

（午後 零時20分）

令和 2 年 6 月 1 5 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和2年第421回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月15日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。制限時間3分前には呼鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願い申し上げます。また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問答弁の途中であっても、質問及び答弁は打切りとしますので、ご承知いただきたいと思ます。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。傍聴にお越しくださいました皆様、ありがとうございます。

初めに、質問に先立ち、昨日も成田空港にて福島県内に居住する2名の方が新型コロナウイルスに感染したというニュースがあり、今もなお終わりの見えない状況ではありますが、日々対策、対応に追われる方々や全国の医療関係者に感謝を申し上げるとともに、感染した方々の一日でも早いご回復をお祈りいたします。

3月の矢吹町議会議員選挙において、無投票ではありましたが当選させていただき、この場に立つことができました。矢吹町の発展のため、町民の日々の安寧と幸せのため尽力させていただき所存でありますので、よろしくお祈りいたします。

また、今回初めての定例議会であり、なおかつ1番目の質問ということで非常に緊張しております。至らない点やお聞き苦しい点などもあるかと思いますが何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きな項目で3点となっております。

まず、1つ目の質問でございます。

1、新風、蛭田町政に問う。

蛭田町政が始まってから約半年、我々新人議員においては2か月半ほどの期間しか活動しておりませんが、この期間はコロナ禍の影響により、町執行部及び町の役場職員の方々は日々コロナへの対処、対策に追われ、一丸となって獅子奮迅の働きをしていたため、町長がどのような理念、信念を持ち立候補したのか、矢吹町発展のための政策や展望、また、今後の課題などを拝聴する機会に恵まれていなかったため、お手数ではありますが、いま一度我々新人議員にお聞かせ願いたい。

また、12月に行われた町長選挙についてですが、相手候補の方は、長らく議員として町政に携わり、なおかつすばらしい政策を持った人物であったと伺っております。蛭田町長も矢吹町にこんな人がいたのかというほどすばらしい経歴の持ち主ではありますが、政治に関しては疑問符がつく状態でありました。しかしながら、結果は6,893票と2,108票という3倍以上の大差での当選となりました。今回の選挙における自己評価及び町民の期待と負託をどのように分析しているかをお伺いしたいと思います。

次に、どの地方自治体も財政難であると思いますが、矢吹町も財政面においてかなり厳しい状況であり、相当な覚悟をもって行政に携わっていかねばならないと思います。町長の見解をお聞かせ願います。

大きな項目の2番目ではありますが、2、学校給食についての質問となります。

現在の各保育園や小中学校の自校式の給食よりも給食を一括で作るセンター方式での導入が検討されておりました。それに伴う学校給食センター整備基本計画が策定されていると思いますが、給食センターの進捗状況はどのようになっているのか。

次に、給食費の完全無償化を実施している県内市町村もあり、過去の定例議会でも同僚及び先輩議員が給食費の無償化について質問されていましたが、矢吹町がこれまでの間、実施できない理由とは何なのかを問わせていただきます。

また、給食費の無償化は、蛭田町長の公約にもございました。給食に係る1食分の単価と保護者負担額、月額及び年額などの試算をご提示いただき、予算規模をどの程度試算され、公約実現に向けての今後の見通しをお示ししていただきたい。

それでは、大きな項目の3番目に移ります。

3、農業従事者支援についてですが、国土交通省は、農耕トラクターに関する道路運送車両法の運用を見直し、ロータリーなどの直送型作業機を装着した状態のトラクターが一定の条件を満たした場合、公道走行が可能となりました。しかしながら、一定の条件とは、大型特殊免許が必要であり、大型特殊免許を取得せずに公道を走行した場合、無免許運転となり、罰金50万円以下、免許を取消、交通違反点数は25点、最低2年間は免許は取れません。昨年12月から導入された制度ではありますが、既に栃木県や近隣市町村で取締りを受けたという報告がございます。

矢吹町には農業短期大学があり、そこで大型特殊免許取得のための講習を受けることができると聞きましたので、5月25日、農業短期大学を訪問し、農業従事者のため免許取得の講習を増やしてほしいと請願に伺ったところ、コロナの影響で休校が長引いたため生徒への実習でいっぱいであり、なかなか厳しい状況ではあるが、前向きに検討するという回答をいただきました。また、一般の自動車教習所でも講習を受けることが可能では

ありますが、費用が12万円ほどかかるということです。

こうした中、伊達市では、農業従事者に限り免許取得のために上限5万円を補助しているそうですので、矢吹町としても免許取得費用などの支援策についてのお考えを伺いたい。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお忙しい中を来られました皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

その前に、答弁に先立ち、このたびの新型コロナウイルス感染症により犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、治療を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。また、不要不急の外出にこれまでご協力をいただきました町民の皆様には感謝申し上げます。

それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、私の信念、町発展のための政策や展望、今後の課題等についてのおただしであります。本年1月28日の臨時議会において所信表明を行っております。改めて私の考えを申し上げます。

私は、町民の皆様が主役となるまちづくりを目指し、矢吹町に新しい風を吹き込み、町民本位による福祉重視のまちづくりに取り組む決意であります。

また、財政健全化にも力を入れるため、町民の皆様のご意見に耳を傾けながら、道の駅や給食センターの整備などの公共事業を総点検の上、必要に応じて見直しを行い、並行して企業誘致や農業法人育成等を推進し、自主財源の確保に努めてまいります。

また、子育て世代の支援、そして教育の充実にも力を入れ、若い世代が安心して子供を育てられる環境、高齢者に優しい生活環境を整備し、少子高齢化・人口減少問題の克服をも図ってまいりたいと考えております。

このような町政を進めるに当たり、私の信条、政治姿勢は、次の3つが基本となります。

1つ、町民に説明できる清潔・透明な町政に努めること。

2つ、一部の声と利益に偏らず、現場主義を重視して町民の声を聴き、公平公正な町政を進めること。

3つ、正直者、各々の個性と力に応じて働く者が報われる町政を進めること。

このような基本的な政治姿勢の下、今後の政策につきましては、次の4つの実現を目指して取り組んでまいります。

1つ目は、高齢者に優しい、働きやすく住みよい、子供を育てやすい活力あふれる町を目指します。

具体的には、福祉の充実として、待機児童、在宅介護、支援の強化や国民健康保険税、介護保険料等の負担軽減を検討いたします。また、高齢化社会が加速する中、巡回バス等を検討し、公共交通ネットワークの充実を図ってまいります。また、積極的な企業誘致による雇用機会の創出を図り、産業、農業振興による地域の活性化に注力してまいります。

2つ目は、皆様の声を広くしっかりと公平に聞きながら、生活に直結する要望の実現に向けて努力するとと

もに、行政の説明、発信の重視、透明化に努めます。

具体的には、町政懇談会の充実や町おこし・町づくり活動委員会制度の導入、入札制度や職員採用の透明化を検討してまいります。

3つ目は、矢吹の未来を担う人づくりを行います。

具体的には、人材育成、教育環境の整備、充実を図るため、給食費の無料化や奨学金制度の充実、青少年育成支援制度の導入を検討いたします。

4つ目は、矢吹町の財政健全化と復旧・復興、防災対策を進め、不安解消に努めてまいります。

具体的には、積極的な情報公開の推進を図るとともに、道の駅、給食センター、旧総合運動公園用地等の利活用などのいわゆるハコモノや公共事業の総点検を行った上で、将来の負担増等の懸念ある事業は見直しを行ってまいります。また、町民の皆様の身近な要望等に対して迅速かつ丁寧に対応するため、役場組織の新設や再編についても検討してまいります。

現在、新たな、かつ大変大きな課題として新型コロナウイルス感染症への対応がございます。

第1段階では、町民の安全・安心を第一に考え、感染拡大を防ぐための活動の自粛を町民の皆様をお願いしてまいりました。第2段階では、一日でも早く以前の日常を取り戻し、地域経済が回復できるよう、そして感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、これに取り組み、政府が示した新しい生活様式についても浸透を図ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は第2波の懸念もあり、終わりが見えない重い課題ではありますが、引き続き優先課題である東日本大震災からの復興をはじめ、台風第19号による被害の早期復旧に全力で取り組み、先頭に立って困難を乗り越え、新たなまちづくりに挑戦し、矢吹町の可能性を最大限に生かす未来を創ってまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは続けます。

次のご質問でございます。

大変失礼しました。次に、町長選挙における自己評価及び町民の期待と負託の分析についてのおただしでございます。

さきの町長選挙では、大変多くの町民の皆様のご支援をいただき、初当選の栄に浴し、町政のかじ取り役となる町長に就任することができました。

選挙期間を振り返りますと、町内をほぼ全戸くまなく歩き、町民の皆様お一人お一人と直接会話をし、その際に、多くの方から矢吹町を変えてほしい、もっと矢吹町を発信してほしい、丁寧な説明をしてほしいといった声をいただきました。これらの声が日を追うごとに大きくなり、それが新しい風となって大きなうねりとなり、多くの得票数をいただいたものと考えております。

選挙結果につきましては、町民の皆様から私に対しての期待の表れであると十分認識しておりますので、その期待と負託に応えられるよう、誠心誠意、公約実現のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

就任後、約5か月が経過したわけでありますが、この間、新型コロナウイルス感染症への日々刻々と変わる状況への対応もございまして、具体的な政策につきましては、まだ自己評価できる段階には至っていないと考えております。公約の実現等の評価については優先順位を決めながら、しかるべき時期に検討してまいりたいと考え

ております。

私の信念、政治姿勢、政策などは先ほどの答弁のとおりでございますが、これからは矢吹町が一つとなって、新しい風の下、町民一人一人が主役となる町民本位の、福祉重視のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政と行政の見解についてのおただしであります。財政運営が健全に行われているかどうかを判断するためには様々な見方がありますが、その帰するところは次の3点にあるものと考えております。第1に、財政運営が堅実であり、収支の均衡を保っているかどうか。第2に、財政構造が経済の変動や行政内容の変化に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか。第3に、住民生活の向上や地域経済の発展に即応し得るよう、適正な行政水準が確保されているかどうかであります。

これらにつきまして、総務省が示す主要な財政指標から見ますと、本町の平成30年度決算では、財政力指数は類似団体の平均値である0.47に対し0.60、経常収支比率は類似団体の平均値である87.7%に対し84.1%でありました。また、健全化判断比率のうち実質公債費比率は12.5%、将来負担比率は109.2%と、比率においては基準内です。

しかしながら、これらが基準内ではあるものの、類似団体及び県内市町村と比較して高い比率で推移していることは、財政の逼迫とまではいわないものの、十分に考慮しなければならないものであると認識しております。今後も継続して自らの財政状況を分析し、問題の所在を明らかにしながら、さらなる財政健全化を確実に進めていかなければならないと考えております。

一方、本町のまちづくりの指針はまちづくり総合計画であり、本計画を実現していくためには財政の裏づけが必要であります。このことから地方税や使用料等の自主財源の確保をはじめ、国政や社会経済状況の変化など適時的確な情報収集に努め、柔軟に対応しながら適切な補助金や交付金の獲得等、確かな財源の確保を図り、総合計画に掲げる施策の実現に取り組んでまいります。

また、その上で、健全な財政を堅持していくことが、町民の皆様に対する私の責任であると認識しております。

私を含め全ての職員が、町民の皆様の意見に丁寧に耳を傾けながら、それぞれの職務に関わる政策や、それに伴う予算をきめ細かく見ていく中で、全庁的に事業の必要性や優先順位を考えていくことが、町民にとって本当の意味での財源を守っていくことにつながるものと考えております。

いずれにしましても、財政の健全化を進めるに当たり、事業の総点検により、将来の負担増等の懸念がある事業の見直しを行うとともに、積極的な情報公開の推進により、財政面に対する不安解消にも努めながら、引き続き健全財政の堅持を基本として、総合計画に掲げる施策の確実な実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校給食についてのおただしであります。学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う食育として重要な役割を果たしていると認識しております。

このように学校給食は、児童生徒の人間形成における基礎となり、私が公約の一つとして掲げております「矢吹の未来を担うひとづくり」においても力を注いでまいりたい項目の一つであります。

こうした中、学校給食の充実に当たっては、学校給食の提供体制と保護者への給食費の負担は、常に課題となってくるものと認識しております。

町といたしましては、特に町内小中学校の給食室の老朽化が課題となっており、平成31年2月に矢吹町学校給食センター整備基本計画を策定したところであります。現在、この学校給食センターをはじめ、公共事業の総点検を開始したところであり、給食センターの整備については、総点検の結果や将来的な財政負担も考慮しながら検討を深め、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画に位置づけてまいります。

また、給食費の無償化については、財源等の課題はあるものの、全体的な事業の見直しを図り、早期の実現に向けて優先的に検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、教育長に答弁させますのでよろしくお問い合わせいたします。

○議長（角田秀明君） あともう一つ。農業従事者支援。

○町長（蛭田泰昭君） 失礼しました。

最後に、農業従事者支援についてのおただしであります。これまで国土交通省では、トラクターにロータリー等を装着した状態での公道走行を認めておりませんでした。ロータリー等を装着した状態でも公道走行が可能となる一定の基準を設け、令和元年12月25日付で施行されたところであります。

この基準緩和については、農業者より農業の生産性向上の観点から要請があったことや、これまで車両としての位置づけが明確でなかったことから、国土交通大臣が農耕作業用自動車として指定することにより、これまでの基準が緩和されております。

今回の基準緩和の主な内容であります。ロータリー等を装着した場合、灯火器類であるウインカー等がほかの交通車両等から確認できること、農作業機を装着した幅が1.7メートルを超えていないこと、幅が2.5メートルを超える場合については、道路管理者より特殊車両通行許可を得ること、さらに大型特殊免許を取得していること等の条件を守ることにより、公道の走行が可能となっております。

議員おただしの公道を走行するための条件である大型特殊免許の取得方法についてであります。1つには大型特殊車両の教習ができる自動車教習所での取得が考えられます。この場合、自分の都合のよい時間に教習を受けることができ、2週間程度の教習で免許取得が可能となります。免許取得の費用については、普通免許を所持している場合でも10万円から13万円程度の負担が生じることになります。

もう一つは、運転免許試験場で直接技能試験を受験する方法で、最短で1日程度、費用も受験費用が4,050円と安価であります。試験会場場のコースを短時間で覚える必要があることや、1日1回のみの受験であることなど厳しい条件となっております。

このような中、町内にあります福島県農業総合センター農業短期大学校では、大型特殊免許取得前の技術研修会を毎年開催しており、本年度も10月から12月まで7回の開催が予定されております。

この研修会につきましては、免許取得前の運転技術や道路交通法等の基礎的な知識を学ぶことができる大変有効な研修であり、町では、地域の担い手である認定農業者や新規就農者を対象に研修会開催についての情報提供を行い、多くの農業者の皆様が免許を取得できるよう支援しているところであります。

しかしながら、中には研修期間と自分の都合が合わない場合や、申込をしても定員に達してしまい研修を受講できない場合があるため、今後、研修回数や定員の増加等について、農業短期大学校を管轄している福島県

農業担い手課と協議を重ね、要望してまいりたいと考えております。また、自動車教習所で免許取得する費用の助成についても、近隣市町村の動向を確認しながら、今後調査をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、地域農業の活性化と農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持ち、農業経営が安定した形で取り組めるよう農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆さんおはようございます。

答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食センターの進捗状況についてのおたがしであります。平成31年2月に策定しました矢吹町学校給食センター整備基本計画においては、現在、自校方式で行っている給食施設の老朽化への対応と、幼稚園を含めた給食の提供のため、センター方式での給食施設整備に取り組むものとしております。

また、施設の整備に当たりましては、旧総合運動公園利活用計画の基本構想において、用地の一部を教育施設ゾーンとすることが案の一つとして示されていることから、基本構想に基づき旧総合運動公園用地を活用することを基本的な方針としております。

なお、今後の予定といたしましては、町長の答弁のとおり、学校給食センターも総点検を行い、将来的な財政負担及び小学校の適正規模、適正配置の検討と合わせながら、さらに旧総合運動公園用地全体の利活用について調整を図りながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、給食費無償化についてのおたがしであります。学校給食費については、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められており、学校生活で使用する教材などの諸経費と同様に、給食費も保護者の皆様にご負担をいただいているところであります。

近年では、学校給食費の完全無償化、2分の1補助、3分の1補助や第3子を対象に無償化を実施するなどの取組が県内の一部の自治体でも行われております。

学校給食費の無償化につきましては、子育て支援の一環として、保護者の負担軽減につながるものではありますが、現在、町では幼児教育・保育の無償化といった段階的な子育て支援策を実施してまいりました。そのほかにも、児童生徒の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、町が全額負担して開催している小学校6年生の夏期講習会、また、平成29年度より中学校において、個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が全額負担する支援等を行っているところであります。

また、小中学校において、給食費の負担が困難な世帯においては、就学援助費の支給対象となっており、給食費の実費を補助することで、実質、給食費は無料となっております。

本町では、このように子育て世代に選ばれる町を目指し、限られた財源の中で段階的な子育て支援の充実に努めてきたところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、給食費無償化の今後の取組についてのおただしであります。保育園、認定こども園につきましては、令和元年10月に実施されました国の幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5歳までの子供のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子供の副食費は徴収免除となっております。また、徴収免除対象以外の子供に係る副食費につきましても、月額4,500円を上限に町独自の補助を実施しております。なお、主食費につきましては、認定区分及び園によって金額が異なりますが、保護者負担額は月800円から3,000円となっております。

町立幼稚園につきましては、令和元年度より子育て支援策の一環として弁当給食を導入し、希望者を対象に専門業者による提供を行っておりますが、今年度より弁当給食を正式に幼稚園給食として位置づけし、全園児を対象に提供しております。

幼稚園給食として位置づけたことに併せて、今年度からは子育て世代の負担軽減を図るために、給食費のうちおかず代を町が負担する副食費無償化に取り組んでおります。弁当給食1食当たり税込み単価280円のうちおかず代の210円を町が負担し、ごはん代の70円を保護者の皆様に負担していただいております。

園児1人当たりの保護者の年間負担額は、年少児と年中・年長児とでは給食提供日数に差異があるため若干異なりますが、約1万円前後となる見込みです。また、町立幼稚園の副食費無償化に係る町の年間負担額は約730万円を見込んでおります。

次に、学校給食に係る経費としまして、小中学校につきましては、町が負担している平成30年度の学校給食運営の支出額は7,178万6,000円となっております。主な内容は、給食調理業務委託料、燃料費、放射能分析業務委託料、給食用備品購入等であります。こちらの経費を、今年度の児童900人、生徒450人、合計1,350人で割り返しますと、食材費を除く運営費の児童生徒1人当たりの単価は、年間で5万3,174円、1食当たり303円、月額4,431円となります。

一方、保護者の皆様に負担いただいている給食費、食材費ではありませんが、令和2年度につきましては、小学校は1食当たり295円、年間180食の提供で、年間額は5万3,100円となっております。また、中学校は、1食当たり340円、年間170食の提供で、年間額は5万7,800円となっております。月額にいたしますと、小学校4,425円、中学校4,816円となります。

これらの保護者負担額を無償化するには、小学校で4,779万円、中学校で2,601万円、合わせて7,380万円の予算が毎年必要となってまいります。

町では、給食費として、当初予算で平成30年度8億3,542万9,000円、令和元年度8億6,750万5,000円、令和2年度11億2,189万9,000円を計上し、子供たちのため、また、学びを楽しむ全ての町民の皆様のために執行させていただいているところであります。

なお、近隣の市町村の小中学校においては、令和2年度、西郷村で義務教育在籍3人目以降を対象に無償、白河市で18歳以下の義務教育在籍3人目以降を対象に無償、また、泉崎村では、滞納のないことを条件に完全無償化が行われております。

学校給食費の無償化につきましては、財源確保が課題となるものの、今後も子育て世代の負担軽減に向け、優先的に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 関根議員、再質問はありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 町長並びに教育長、ご答弁ありがとうございました。

答弁の中で、積極的な企業誘致による雇用機会の創出を図るとあり、また、以前から矢吹町は交通の面でも優れ、恵まれた地域であるといいますが、これは今始まったことでもなく、90年前から矢吹町は郡山市と白河市のベッドタウンであり、1993年、平成5年には、矢吹町から僅か数キロの場所に福島空港が開港され、また、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶ阿武隈高原道路も2011年に全線開通しており、確かに矢吹町は交通の要衝であり、開発できる土地も多くあると思われます。

それにもかかわらず、矢吹町への企業進出は少なく、若者定住率も下がり、人口が減少し続けております。様々な要因が考えられるとは思いますが、町長含む執行機関はどのような要因が大きいと思っているのか、お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

企業誘致、ベッドタウンというところで以前からということがあったのになぜ進んでいかないのかというところでの要因についてのご質問でございますけれども、ただいま、まちづくり総合計画の後期計画のほうをどのようにするかというところで検討は進めているところでございます。その中で、このなぜという部分についての要因についても検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 関根君、再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） すみません、通告書とちょっと違う質問をしてしまったので、申し訳ございません。

議員になってからの約3か月間、町長の背中は見えてきたつもりです。様々な業務をこなしながらも、日々休みなくコロナ感染症の対策、対応に追われ、いつ何時でも記者会見を開けるよう準備し、身も心も落ち着かない状況の中、4月4日に矢吹町から初の感染者が出たときも、4月13日ご尊父が逝去した折も、町のリーダーとしての職責を全うしようとする姿を拝見させていただきました。

そのような方に対し、覚悟はあるかと聞くのも大変失礼であるとは思いましたが、現在の矢吹町、アフターコロナの矢吹町、財政ばかりだけではなく問題は山積しております。現在の矢吹町の多額の負債、近隣市町村と比較しての財政調整基金の低さなどから、町長がどれほどのすばらしい理念と信念を持ち、矢吹町のため町民のために事を成そうとしても、ない袖は振れない状況であり、矢吹町が立ち直るまでの間評価されないのではと危惧しております。心ない方から、町をオシャカにする気かと罵倒されるかもしれません。

失礼を承知の上で、再度質問いたします。矢吹町の発展のためかじ取り役、リーダーとしての覚悟はできていますか。町民に向け、声高らかにご返答願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは答弁をさせていただきます。

関根議員の新人議員さんらしい非常にストレートな質問でありますけれども、率直に言って、そういう覚悟がなかったら選挙に出ておりません。

矢吹がこのままでは相当大変なことになるということは、選挙中も皆さんから、先ほど全戸を回ったときにお話をしましたし、また、そういうことを思われている方がとても多くて、そのことについて、私が実際にこの執行部の中に入って今度の総点検を含めて一つ一つ検証し、そしてその中で、財政状況が本当にどうなのかということをきちんと見極めた上でやっていかななくてはいけないと。

しかし、表面的な財政指標についてはそれなりのところにあるというようなお話があります。また、先ほどのように私自身も答えたように、すぐにどうこうなるということではない。ただ、将来に向けての負担率であるとか、それからあとは、今回も、このようなコロナ対策で例えば10万円給付しようとするときに、ほかの自治体ですと立て替えることができるが、我が矢吹町は立て替える財政の中身、財政調整基金も貯えがない。4万円しか出せません。そういう状況です。

その中で、どういう形で自主財源をつくり、これから交付金等が減っていくと思われる中で、これまでつくった様々なハコモノの維持管理費も含めて相当厳しいことになると思われませんが、やはりそこは先ほどの、今はコロナがあって、後の答弁でお答えしようと思っておりますが、最初から実はある程度フルスロットルで、東京やらあちこちに回って企業誘致についての話を始めようと思っていたら、コロナで全く動けなくなったので、かつコロナのむしろ感染拡大防止策のほうが大変だったので行けなかったんですが、企業誘致の話、それから、後ほどまたお話ししますが、このコロナで言わばアフターコロナ、ポストコロナは、企業誘致についても、企業はそれぞれこれからリモートの関係、それからオンラインでの仕事、そして恐らく本社機能の分散化も含めて、相当程度動いてまいりますと私は思っております。ですから、これまでの単に手足の工場の誘致だけではなくて本社機能のことも含めて、きちんとした暮らしやすい、子育てしやすい、あるいはお年寄りが暮らしやすい町を皆さんとともにつくっていき、そして、ほかの自治体よりも先行してそれをして、かつそのことを皆さんにお知らせした場合に、そういった本社機能ないしはその雇用、その人材をどうやって引っ張って来られるかがこれから勝負になると思っておりますので、そういったことも含めて、これは言わば勝負だと思っております。ですから、覚悟はあるが、勝つか負けるかは当然分かりません。ただ皆さんとともに全力で走って、今周辺自治体では先ほどの、例えばですよ、例えば給付金10万円を配れる市町村は、実は中島もそれから西郷も皆さん配れます。泉崎も配れます。ただ矢吹は4万円しか配れません。1人当たりのそういった財政調整基金でいうと、中島とかほかのところは2倍も3倍も4倍もあります。これはただの例です。ただ、そこで立ち止まるのではなくて、とにかく自主財源を強化することも含めてやっていきたいと思っております。

つい、熱いご質問だったのでちょっと長くなってしまいましたけれども、そういうことでございますので、議場の皆さん、議員の皆さん、それから町民の皆様にご支援をいただきながら、やはり新しい矢吹町をつくりていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 初議会の新人からの大変失礼な質問にご返答いただき、誠にありがとうございました。私も腹をくくってこの場に立っておりますので、ご理解、ご了承ください。

私たち議会議員も、蛭田町政の一翼を担う活躍をしてみたいと思う所存であります。また、能力のある町役場課長をはじめとする職員の方々も、矢吹町発展のため、さらなるご協力を賜りたいと切に願います。

それでは、時間がないんですが、次の給食についての質問に移ります。

まず、給食費無償化に向けての核心の質問の前に、教育長にお尋ねいたします。

教育長は、38年間の長き間、教員人生を全うしたとお伺いいたしました。若い頃から学校という現場にいた経験から、教師という職業の過酷さは肌で感じ取っているものと思われまます。教科を教えることだけが仕事ではなく、部活動の顧問、一人一人の生徒や保護者への対応、様々な雑用までこなさなければなりません。今ですと、生徒のために机、椅子一つ一つ、教室内外の隅々まで毎日消毒作業をしており、誰もいない教室で涙を流しながら作業している教員もいると聞いております。

給食費無償化により費用の徴収作業、事務作業、または未納の保護者への対応など、このような観点からも半額補助や一部補助ではなく、全額補助を実施していただきたいと思いますが、現場で汗を流した経験を振り返り、給食費無償化は教職員にとってもありがたいことなのか、教育長の考えをお示しく下さい。早くお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、関根議員の再質問にお答えします。

教師のやはり学校での仕事は、確かに教科の指導だけでなく学校教育全般にわたります。ですから、正直申しまして、給食費の滞納があるということは、各担任の先生を含め事務の先生にとって大きな負担になっております。ですから、完全に給食費が無償化になれば、公会計化というものもなく、スムーズに進むとは思いますが、しかし、ない袖は振れないと議員さんおっしゃいました。そのように考えますので、やはり学校教育も段階的に進めないと全てがうまくいきませんので、段階的に考えさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 急ぎます。

教育長ご答弁ありがとうございました。

真の教育現場ではあらゆる問題が起きており、給食費の滞納や未納による生徒または保護者間でのいじめ問題などにもつながっているのが現状であります。これはただ単に給食費無償化、親への負担減少というだけの話ではないことも念頭においてほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

過去の一般質問の中でも、学校給食費につきましては、学校給食法第11条に設置者が負担するのは、運営経

費のうち施設整備費や人件費とし、食材費につきましては保護者が負担すべきと定められていると述べ、給食費無償化に至っていないわけですが、これは間違った解釈であり、実際給食費無償化を実施している自治体は増加しており、矢吹町においてもできないことはありません。1年前の資料ではありますが、県内59市町村のうち32の市町村が給食費無償化または半額補助などを実施しております。県内の半分以上の自治体を実施しているのです。

そもそも、学校教育法は昭和22年、1947年、学校給食法に至っては昭和29年、1954年に施行されたものであり、現在の社会情勢及び生活様式とは全く異なる時代のものです。当時は朝鮮戦争をきっかけに特需景気を迎え、高度経済成長期が続き、1960年には池田勇人内閣が所得倍增計画を打ち出し成功させた時代であり、私が学生の頃の1980年代においては、バブル経済で日本の景気も最高潮を迎えていました。しかしながら、現在の日本は低所得層が増加し、独り親世帯も増えている中で、家計の支出の中には1人1台が当たり前となった携帯電話やタブレットなどの固定費、さらに、その時代にはなかった10%の消費税などもございます。これらのことを鑑み、他市町村では近年給食費無償化を取り入れているものと思われまます。

月額四、五千円、年間五、六万円の給食費は、子育てをする若い世代には負担が大きいと思われまます。学校給食法第11条があるから無償化できないは理由にならないと思われまます、ほかの自治体の対応及び当時と現在の時代背景などを鑑みご答弁願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めまます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 関根議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、教育長からも答弁ありましたように、法的にはそのような規定になっております。しかしながら、議員おただしのおり、半分以上の県内の市町村が対応しているというところでございまます。管内におきましても西郷村、白河市、泉崎村では、3人目以降あるいは完全無償化という実施の内容になっております。

繰り返しになりますけれども、財源の確保というところは非常に大事なことでありますけれども、子育て支援という視点からまますと、この給食費の無償化につきましては、段階的にはなるかと思われまますけれども、優先的に検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、次に給食費を無償化した場合の予算に関してであります、一般質問に際し、事前に教育振興課及び子育て支援課から資料を頂きました。

こちらの要望した質問に大変細かく回答していただき、私が思っている以上の資料を提出してもらい、役場職員の能力の高さを知り、涙が出る思いでした。この場で感謝申し上げます。

時間がなくなってしまうので、詳しい数字は控えますが、年間合計8,700万円の幼稚園、保育園、小学校、中学校合わせて合計8,700万円の予算があれば給食費無償化が行えるということであります。

先ほどの再質問の中で、ない袖は振れない状況と言いましたが、矢吹町には潤沢とはいえないまでも年間80億円から100億円の予算がございます。補正予算も含めた年間予算の僅か1%弱を給食費無償化に回せないかとのことなのです。あえて厳しい言い方をさせていただきますと、予算の1%弱さえも将来を担う子供たちに投資できないのかともいえます。

平成25年から現在までの間、小中学校の児童数だけで100名以上の減少であり、さらに今後も児童数は減少傾向にあると推測されており、少なくとも数年間は給食費に係る予算も減少していくのではと思われます。

今の時点で給食費無償化を実施できるかできないではなく、予算上可能なか不可能なのか、問わせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 関根議員の質問にお答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますけれども、財源の確保というところでは非常に難しい面もありますけれども、やはり新たな事業を起こすためには、スクラップ・アンド・ビルドというところも非常に重要になってまいっていると思っております。規定の事業を、町長の公約でありましたように、総点検をしながら新たな財源を見つけていくということも重要なことでありまして、繰り返しになりますが、優先的に給食費の無料化については検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） あと3分ということですので、まとめます。

私には小学校に通う2人の娘と幼稚園に通う息子がおりますが、この議場にいる皆様全員が結婚し子供がいるかどうかは分かりません。しかし、私を含めここにいる皆様全員、母親から生まれてきております。僅かでも目を閉じて母のことを思い浮かべてみてください。母親の子供に対する無償の愛と優しさ、そして強さを思い返してください。母親はもともと矢吹町出身だったのでしょうか。他市町村や県外から矢吹町に嫁いでくれた方が多いはずですが。私は、子育て中の若いお母さんにありがとうと言える優しい町になってほしいと願います。矢吹町に嫁いできてくれてありがとうございます。矢吹町の宝となる子供を産んでくれてありがとうございます。あなた方の子供たちに対し、町として精いっぱいのことをさせていただきます。ありがとうございます。町民一人一人に対し感謝の気持ちを持ち、行政側が意識を変えるだけで魅力あるすてきな町になると思います。矢吹町は住みやすいよ、いいところだよ、まず町の皆様にそう思っただけなければ今後の人口増加、また町の発展は難しいのではないかと感じております。町として子育て支援に力を入れ予算を投入し、様々な政策を実施していることは十二分に承知しておりますが、約1,900名の児童、お父さんお母さん、少なくとも延べ人数約5,000名の町民が給食費無償化を待ち望んでおるということを頭の中に入れておきたいと思っております。

ああ、質問……時間がないので、じゃ、すぐに答えてください。給食費無償化に対する町の考えをご答弁願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 子育て、それから次の世代、それはもう私も大変大切なことだと思っていますから。それについては、先ほど優先順位という話ありましたが、ほかのことをスクラップ・アンド・ビルドしても、最大限の力でやっていきたいと思っています。

これでよろしいですか。

〔「最後1分ください」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 以上終わりました。すみません。

では、2番の関根君の質問はこれで終わります。

ここで暫時休議します。

再開は11時15分からにします。よろしくお願ひします。

（午前11時03分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前11時16分）

◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） 通告2番、3番、高久美秋君一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 皆さんこんにちは。

初めての質問なので大分緊張しておりますが、よろしくお願ひします。早朝より傍聴席にいらっしやる皆様、ご苦労さまです。よろしくお願ひします。

それでは、質問にいきたいと思ひます。

コロナ対策についての質問です。

町長をはじめ職員の皆様は土日も返上して対応、対策に当たっておられました。心より感謝申し上げます。

まず1つ目に、コロナ対策1つ目の質問です。

国・県・町それぞれの役割がありますが、コロナ感染症対策について、町としてできること、できないこと、これまで県のやり取りや町の対応経過をお聞かせください。

2つ目に、国の緊急事態宣言解除に伴い、町でもあゆみ温泉や町民プールの経営再開になりましたが、どのような感染症対策がなされたか、また、町民に対してのお願いがあればお聞かせください。

3つ目は、3密を避け、不要不急の外出を避ける中、町の経済が成り立っていません。先日、矢吹町駅東口と矢吹町文化センター駐車場において、お弁当や総菜のドライブスルー販売が実施され、大変好評だったと聞いております。今後どのような対策があるかお考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の対応経過についてのおたがしでございませう。

国・県・町の役割について申し上げますと、まず、国の役割といたしましては、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針が示されます。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策、いわゆる専門家会議の議論を踏まえつつ、その都度基本的対処方針の改正が行われます。そして直ちに各都道府県に周知されると。このような流れでございませう。そして、各都道府県は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、各都道府県の新型コロナウイルス感染症対策基本方針というものを決定します。福島県は3月31日にこれを決定いたしました。

その基本方針について、これまで政府より基本的対処方針の改正が周知されまして、4月17日と4月20日、5月22日に改正いたしまして、県内全市町村に対し感染拡大防止対策に取り組むよう周知がなされました。

大きくはこのような役割、そして流れであります。そして、我が矢吹町本町におきましても、町民の健康と安全・安心な生活を守り感染症対策を推進していくということで、2月20日に小職矢吹町長を本部長とする矢吹町新型コロナウイルス感染症、COVID-19の関連対策本部を設置いたしました。第1回目の対策本部会議は2月21日に開催されまして、これまで、皆さんご存じのとおり、コロナについては局面が日々変わりますので、局面ごとに14回開催し、国及び県からの要請を受け、感染防止対策について町民に正確で分かりやすい情報提供や呼びかけ、学校等の臨時休校、休業等の適切な実施に関する判断、そして各種支援策等について協議を図ってまいりました。

4月4日には、県内13例目、町内1例目、県内の町村では大変早い段階であります、ここで陽性の感染者が確認されまして、同日の午後9時30分より急遽記者会見を行いまして、会見終了後、対策本部会議を開催し、今後の対応策について協議しましたが、県からは、県の記者会見で報告した内容以外の情報は提供されませんでした。そして、個人情報として、ここが一番厳しいところなんです、個人情報として行動履歴、その陽性の感染者ですね、そしてその家族、世帯情報ほか様々な本来必要とされる情報について、情報公開がどこまで可能かという件について、また、濃厚接触者、この場合、主に家族ですが、へのPCR検査が本来必要だということで、当方からは相当強く主張してございませうが、なかなか進まない、その状況の打開策等、福島県県南保健事務所や県の対策本部、あるいは県の上層部等に再三協議を行い、改善に努めました。

県のトップ層からは後で、実はつい最近なんです、トップ層と話す機会がありましたところ、ここにありますが、矢吹町は町村規模で早い時期に陽性者が確認され、県としても対応を模索している段階、試行錯誤の段階であったために大変ご苦勞をおかけしたと。後の町村での発生時の対応モデルとして矢吹の事例を参考にさせていただいているという発言もいただきました。当時はそのように大変試行錯誤で、その中で県とのかなり、ある意味つばぜり合いをやりながら、情報を開示してくれ、PCR検査をやってくれということをやっ

いたわけでありませう。

PCR検査は、ですから水面上では出ないんですけども、個人情報がありますから、もう実は相当数やっておりますして、幸いその相当数やっているPCR検査の、全てあの最初の1例だけで、その家族、あるいは皆さんご存じの会田病院の東京から来た医師あるいはその関係の方、そういった者も全部陰性でありました。これも恐らく、ひとえに皆様方がきちんとした自粛、そういったことをやっていただいたおかげではないかというふうに思っております。

また、情報公開については、第1類感染症患者発生に関する公表基準に準じて聞き取りを行い、公表する際は感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にする目的で行い、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように個人情報の保護に留意しなければならないということでありました。

であります、お手元に配付した文書ではその後はちょっと重複しますので、5行ほど省きます。

ありましたが、個人情報の保護という大きな壁により、最前線に対応する町としましては、感染者との接触歴や行動履歴等の情報不足により、学校や保育園等の休校、休園などを含め、町民はもとより、感染者、家族の方々に対しても本来必要な支援、対応がその情報不足によりできない状況も度々生じておりました。町民の皆様からは、毎日陽性者についての情報提供がないという不安の声や、町が情報を得ているのではないかという誤解から役場に対する不満、不信が電話やメール等で寄せられ、担当課の職員はその都度丁寧な対応を心がけましたが、限られた情報の中で不安や不満が残る残念な結果となりました。

情報公開につきましては、記述のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、感染症が発生した場合における情報の公表については、感染症患者発生に関する公表基準に基づき公表がされておりましたが、私ども最前線に立つ町から見ると、本当に町民が求める情報公開の対応として沿わない部分もありまして、県の各層各部署及び県南保健福祉事務所との協議を再三重ねてまいりましたが、これまでの事例等を教訓とし、今後も県と情報共有の改善、意思疎通を密にしながら進めてまいりたいと思っております。

また、4月7日には、矢吹町もこれまでの対策本部を矢吹町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく町の対策本部と位置づけを変更し、矢吹の消防署長を本部員に加えた体制とし、日々変化する状況に対応してまいりました。

5月14日には本件を含む39県において緊急事態宣言が解除されたのを受け、5月15日には第14回目となる町の対策本部会議を開催し、各種事業の開催や施設利用等の今後の対策等について協議いたしました。

なお、対策本部では、町民の命と健康を守り、安全・安心の確保のために、感染拡大防止対策をホームページ、防災無線、広報やぶきでお知らせするとともに、チラシの全戸配布及びチラシの新聞折り込み等で情報を迅速丁寧に発信してまいりました。

5月22日より、矢吹町の事例を教訓にして、さらには、現在マスコミ等でも言われておりますが、第2波に備えまして、地域の医療提供体制を強化し、そして、その動揺と崩壊を防ぐということで、西白河地方市町村会、白河医師会、白河厚生総合病院の3者協定に基づきまして、発熱外来を開設いたしました。そして、現在診療を開始しております。こうして、地域の医療がコロナにより崩壊することを防ぐために複数の市町村が共同で発熱外来を設けるとするのは県内初でございます。こういった取組もやってまいりました。

今後も感染拡大防止のため、県や国の動向を踏まえ、国・県と情報連携を密にする努力を重ねながら、適切な対策を考え取り組んでまいります。

町民の皆様には、緊急事態宣言解除後、国とも、各都道府県とも様々な対策を行っております。ただ基本は、やはり3密を徹底的に避ける人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指の消毒などの基本的感染対策を継続しつつ、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が図られるよう、あらゆる機会に周知するとともに、今後のステージの大きな課題であります社会経済活動、先ほど非常に、この後の質問にもございますが、矢吹町なんかは飲食店をはじめ火の消えたようになっていて、そういった社会経済活動、これらとどう両立を図っていくのかと。そして、第2波が来たときにきちんと対応できるような体制を今つくっていかれるのかどうかということを考えながら、全力で取り組んでまいりますので、議員、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、次に、あゆり温泉及び温水プールの感染症対策についてのおたがしでございます。

本町では、3月7日に福島県内の1例目となる新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことから、感染拡大防止のため、各公共施設の利用を中止し、あゆり温泉、温水プールにつきましては、町としましても3月10日より休館といたしました。

当初は3月31日までの休館としておりましたが、福島県内における感染者が増加していたことから、休館期間を延長し、営業再開日につきましては、国及び県内の動向を注視しながら、慎重に判断することといたしました。

その後、5月14日に国の緊急事態宣言が福島県を含む39県において解除され、5月25日には全都道府県で解除となり、さらに、福島県内の新規感染者が確認されていない状況がこの時点でも連続して続いておりましたことから、施設再開の判断をいたしました。

再開に当たりましては、設備の再点検の実施、新型コロナウイルス感染対策への取組、周知期間等を考慮し、三役による現地確認を、これはかなり徹底した現地確認を行いました。行った上で、6月1日より一部制限を設け、あゆり温泉及び温水プールの営業を再開いたしました。

議員おたがしの営業再開後の新型コロナウイルス感染症への対応、対策につきましては、密閉、密接、密集のいわゆる3密を避けるため、施設内の利用者数につきましては、あゆり温泉では男女それぞれ30名程度を1組とし、おおむね60分以内の利用とし、その入替えを図って換気、清掃、消毒を行うという形でサイクルを設け、温水プールにおきましては、男女それぞれ40分程度とし、これも入替えとしまして、1回の利用可能時間最大120分と定め、その前後に先ほどの入替え、換気、清掃、消毒といったことを行って、感染症対策に対する安全を図ってございます。

この際に、また、あゆり温泉では、大広間、個室、つぼ押し、休憩所、食堂の利用を、温水プールでは採暖室、トレーニング室、卓球台、そして観覧ホール、多目的室の利用を当面の間休止としております。

さらに、体調の悪い方や新型コロナウイルス感染症に感染している可能性がある方等を確認するため、受付時に検温、手指の消毒を実施していただくとともに、感染者等の施設利用が判明した際に、急ぎ連絡をさせていただき、そして、それに対する対応、すなわち検査であるとか治療であるとか、そういったことを対応を検

討することができるようにするために、氏名、住所、電話番号等の記入をお願いしております。検温の結果37.5度以上の方や消毒、氏名等の記入を拒否する等の利用は、申し訳ありませんが、現在お断りをさせていただいております。

また、施設内各所には、感染拡大防止対策として、これらの制限等について明記し、掲示するとともに、受付時には丁寧に説明し、言わば先ほどのように、こういったことについては全て利用者の皆様方、そしてご家族、地域の感染した場合にすぐ連絡できるように、あるいは感染を防止する、そういったことで皆様の命を守るためということで、これを十分にご理解いただいているというところでございます。

なお、施設職員による感染防止の取組といたしましては、職員のマスク着用及び体調チェックの徹底や、定期的な管内の消毒、換気を実施し、その結果について施設利用者の目に触れる箇所へ掲示するなど、利用者の皆様の安全・安心を図っております。

これらの取組を徹底させていただくことで、利用者に不快な思いや心苦しい思いをさせてしまうこともあるかと懸念しますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ取組は、さっきの繰り返しになりますが、自分のため、家族のため、地域のためということで、必要な取組ということで利用者の皆様にもご協力をお願いするとともに、そして、町といたしましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症に係る本町の経済対策についてのおただしでございます。

町では、5月1日から独自の経済対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した町内の事業者の方に対して、信用保証付き融資を申し込んだ際のつなぎ融資である新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金、国の雇用調整助成金に対する上乗せ助成及び社会保険労務士を利用した際に申請を行った各種費用の一部助成として新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金、そして、小規模事業者や飲食店、そして旅館業者への家賃等の固定費、これはテレビ等でもよく言われておりますが、大変この辺が苦しいところだと聞いてございます。家賃等の固定費の助成として新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金の3つの事業を展開し、大きな打撃を受けている町内の中小事業者への支援を行っているところであります。

感染拡大防止のための活動自粛によって、町内の飲食店や商店から多くの客足が遠のいており、事業者の方々が自分の足で立って歩いていただく取組をさらにサポート、支援していく必要があると考えております。

そのような中、議員おただしのとおり、先月17日と24日の2日間にわたって、これは日曜日、1週間ごとでございますが、やぶき観光案内所と本町の地域おこし協力隊員である飯塚隊員の主催により、飲食店を応援するための「ドライブスルーでやぶきめし」が開催されたところであります。

初回の5月17日は、矢吹駅東口で開催されましたが、主催者の想定を大変大きく超えて自動車の列で、大変来ていただきました。たくさんの方にですね。自動車の列で大渋滞が発生し、来場者や周辺住民の方にご迷惑をおかけしてしまいました。

2回目の5月24日には、この24日には最初のときと違って非常に十分な準備期間も、十分といっても1週間ですが、ありましたために、1回目の反省点を徹底的にその部分を修正いたしまして、また場所を文化センター駐車場に移して開催いたしまして、そして、案内その他のやっぱり人手不足が相当大きかったので、そしてまた指揮命令系統も十分でなかったということで、多くのボランティアスタッフからご協力いただいた結果、

渋滞やトラブルもなく、今のところ聞いている限りクレームはゼロでございます。準備した1,000食の弁当が1回目は800食売ったと思います、その弁当が全て完売し、大盛況だったとの報告を受けております。

この意味というのは、ドライブスルーで多くの自動車が列を成した光景は、町内のお店を何とかしたいという町民の皆様の思いが反映された結果であると、皆考えております。また、出店した店主たちにとっては、これまで、特に夜は全くの閑古鳥で、前年対比でいうと売上げが9割減といった状況でございましたから、非常に店主の皆様方は、本当に自分の店は存在意義があるのだろうかというところまで大変思い悩んでおられました。今回大変励みとなり、今回のイベントを機に参加者同士の新たな横の絆なり、それから連携が生まれたとも伺っております。

繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されたものの、依然として感染者が確認されております。昨日も東京都で47名が感染されたということもあり、いつクラスターが発生してもおかしくないところがあります。第2波、第3波の発生が懸念されているところであります。今後も気を緩めることなく、引き続き感染予防対策の徹底を図っていく必要があります、あわせて、町内の経済活動の支援を継続していく必要もあります。

これまでのような生活様式、営業形態から新型コロナウイルス感染症との共存、いわゆるウィズコロナへと変わっていかねば、安全・安心な生活、経済活動が成り立たなくなると考えております。

そこで、町といたしましては、感染防止対策に取り組みながら営業活動を行う店舗を町として応援したいということで、矢吹町店舗応援キャンペーンを実施することといたしました。

このドライブスルーやぶきめしのが新聞に、民報、民友に載った日に、たしか同時期この応援キャンペーンのことが出ていたかと思いますが、キャンペーンは、アルコール消毒の徹底や飛沫感染防止対策など、新型コロナウイルス感染症の予防拡大防止対策に努めている店舗に対しステッカーを交付し、言わば取組店舗に対して一定の基準を満たしているということで、ここは一定程度安心ですよということとあります。来客者に安全性をアピールしながら、来客者側もマスクの着用やソーシャルディスタンスを守るなど、皆で感染予防に努めながら経済活動の再開、そして活性化を促すものでございます。また、キャンペーンに参加した店舗には、感染拡大防止対策として支出した様々な経費の一部を助成することについて現在検討しております。

なお、矢吹町の商工会や飲食店組合などの関係機関とともに力を合わせながら、町内事業者が望む、第2、第3の矢となる経済支援等の検討を既に行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、長くなりましたが、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

町として中小企業へのいろいろな様々な支援があるということは分かりました。

それで、中小企業の皆様だけではなくて、今になって個人に対して雇い止めがあったりとか、これからボーナスが出ないのではないかなどという大変なことがあると聞いております。町として、町民をどのように守っていくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

ただいま中小企業への支援ということで、雇い止めやそういった職を失うような方に対する支援というか、そういったものに対して質問があったかと思います。

今現在、町のほうで行っております事業の中としまして、国の雇用調整助成金に対します町の上乗せの調整を実施しているところでございます。こちらにつきましては、まだ実績がないような状況でございますが、現在、国のほうでもこの雇用の維持に向けましては、国の雇用維持、雇用調整助成金のほうですね、休業手当の上乗せを検討しているといえますか、6月12日にそちらの予算が国のほうで通って、これから実施されようとしております。また、県のほうでも独自にその雇用の事業を行っている部分がございます。また、実際そういった休業された方につきましても、その会社が国のほうの雇用調整助成金を申請しない場合は個人でも申請できるというような制度も、今、国のほうで動いているところでございます。

町といたしましては、このようないろんな施策、国も県も動いている部分ではございますが、そのような中でも町でどのようなことができるか、今後とも国と県の動向を注視しながら、町民に寄り添った形で支援策を今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。ぜひ、そういう対策があつて漏れてしまった人のことも最後まで見てくださるようお願いいたします。

続きまして、学校のほうの質問をしたいと思います。

今後第2波、第3波が来るということを言われております。今後このままいきますと、学校がまた休業になってしまうなんていう話になってくると思います。そうなった場合には、中学3年生は、このまま授業を受けられずに卒業してしまう。あとは部活動なんかも……

○議長（角田秀明君） 3番、高久君、通告ないんですけれども。

○3番（高久美秋君） コロナ対策ですけれども。

○議長（角田秀明君） 教育委員会に対する質問はなかったんですけれども。

○3番（高久美秋君） コロナ対策なんで、思いだけなのでお願いしたいんですけれども。

○議長（角田秀明君） 答弁なくてもいいですか、じゃ、高久君。やっぱりこれ初めての例なので、きちっとしないと駄目なので、やっぱり一応皆さんにそういうふうにするので、高久君だけというわけにはいかないのです。質問がなかったのです、関連事項ということではないんですけれども、教育委員会に対しては質問がなかったんですね。

○3番（高久美秋君） でも、思いだけなので、お願いしたいんですけれども。コロナ対策です。

○議長（角田秀明君） じゃ、思いだけ。

○3番（高久美秋君） はい、すみません。

教育を受ける権利があるのに卒業してしまうということになってしまいます。そういうことになってしまっ

た場合、その、教育長としてどういう思いになっているのかなと思ってお尋ねしようかと思ったんですけども、すみません、こんな質問で。

○議長（角田秀明君） そのほかはないんですか。

○3番（高久美秋君） これで。

○議長（角田秀明君） では、高久君の一般質問は打ち切ります。

だって、思っただけ聞いて、答弁は準備していなかったから。教育長のほうでも困っている、今。

○3番（高久美秋君） ではこれで終わります。

○議長（角田秀明君） 再質問じゃないんですね。

○3番（高久美秋君） はい。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休議します。昼食のために休議をしたいと思います。

再開は1時からということですのでよろしくお願いします。

(午前11時46分)

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。傍聴ありがとうございます。

新人議員として初めての一般質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年10月の台風19号、それから今回の新型コロナウイルス感染症によって被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。また、コロナ対策に尽力されている町長をはじめとする町職員並びに医療関係者の皆様に敬意を表します。大変ご苦労さまです。台風の被害の復旧と新型コロナ感染が一刻も早く終わってほしいという思いを込めて、終息、終わりという字の終息です、これをお祈りをしたいというふうに思います。

さて、質問に入ります。

1つ目として、新型コロナ感染症拡大防止対策とIT関係というふうにさせていただきました。

コロナ感染の問題は今年2月、横浜港に停泊していたクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の様子が連日テレビで放送されていました。その頃にはよそで起きている出来事のように感じて、コロナ感染が現在のよう全国に広がる状況になるということ想像、想定できませんでした。私にとっても全くの人ごとであったというふうに思っております。

こうした状況下で、国内の感染者が増えつつある中、福島県でも3月7日に最初の感染者が確認され、我が矢吹町では、4月4日に感染者が県内第13例目として確認されたところです。

このときの町の中では、SNS等を通していろいろな情報が流れ、私の耳にも、感染者らしき人が遊技場を出入りをしたり、矢吹の町は感染者がいっぱいいる、行ってはいけない地区になってきているといった情報や、町は情報をきちんと開示しているのかといったことが私の耳に入ってきました。内容が誰からの発信なのか、正しい情報なのか、それを確認して他人に伝えてよいことなのか判断してほしいというふうに思いましたが、感染者に対する問合せ等も私のところにもありました。詳しい情報は私にもよく分かってはいないけれども、個人情報の難しい問題だということをお伝えしたところもありました。

また、その時期には、4月の農業分野でも阿武隈川河川の農地復旧工事がどうになってしまうのか、コロナで中断するのか、今年は田植ができるのか、そういったことも聞かれたということがありました。

学校においては、臨時休校の中で、先生方には子供の生活、学習、心と体のケアなど心配は尽きないものというふうに思います。町長をはじめ副町長、教育長、役場職員の皆さん、学校の先生方には大変な苦労があった時期ではないかというふうに思います。特に町長におかれましてはリーダーシップを発揮され、教育長も就任早々の出来事だということで、本当にご苦勞されたのではないかというふうに推察をいたします。

多くの町民が不安を抱えた中で、対策本部相談窓口などの対応をするのは役場職員の皆さん、そして学校の先生方です。もし、職員の中でクラスター感染が出ると役場の業務機能が停止してしまい、行政サービスが停滞し町民福祉の向上の機会を失うということになります。

そこで、通告書の質問になります。

まず1つ。職員の日常業務におけるテレワーク対応等は検討を進めているのか。現段階での内容についてお伺いをいたします。

それから、学校関係ですが、2つ目。小中学校でのIT機器や無線LANシステムの充実についてはどのように計画されているのか。また、対応する教師はどのような教育を受けるようになるのか、お伺いをしたいと思います。子供たちに1人1台、パソコン、タブレットを支給するという国の方針もあるようなので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから3つ目ですが、コロナ感染症の対応から学校も休みになったが、オンライン授業なども検討するようになるのか。子供たちの家庭でのIT等環境によっては学力格差も懸念されるが、どのように考えているのかお伺いをしたいということでもあります。福島大学ではオンライン授業を実施するというようなニュースもありましたので、どうなのかなというふうに考えているところです。また、子供たちも家庭の状況によっては、Wi-Fi、タブレット、パソコン、携帯、そういったものの有無、それから、そういった差があることは仕方のないことなのかもしれないけれども、そういうことで質問に対してよろしくお願ひしたいと思います。

大きな2つ目は、道路整備についてであります。

私の地元の先輩議員もこれまでの議会の中で質問している内容ということにもなりますが、私も初めての議員としての質問なので、改めて質問させていただきます。

三神地区にとっては、子供たちが安心して通学できる道路が整備されることは大きな願ひだというふうに思います。

そこで、1つ目ですが、県道石川・矢吹線における歩道の整備計画について、未整備区間の歩道等整備の予定をお伺いします。これは長い期間要望されておりますが、もう少しの区間というところまで来ているかというふうに思いますが、よろしくお伺いします。

2つ目には、今年度、令和2年度予定されている現道舗装、道路拡張、舗装道路化の路線についてお伺いします。ちょっと質問の内容が、現道舗装がどういうものかというところまで具体的に私、知識を持たなかったものでこんな質問になってしまいました。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、3つ目には、一般的に道路整備の要望書が行政区から提出された場合、どのように検討されて、どのように実現に至るのか。また、現に提出されている要望書でまだ実現されていない要望書はあるのか。それらはどのように扱われているのかお伺いをします。一度提出された要望書がずっと有効なのか、それから、提出をした行政区、そういったところも役員等の異動があつて人が変わっているということから、どういうふうになっているのかなということがちょっと疑問に感じたところであります。

それから、大きなくりの3つ目として、職員採用、職員の体制についてであります。

まず、1つ目、令和3年度の職員採用はどのような予定か。試験の時期、受験資格、募集人員、試験の方法等についてお伺いをします。

ホームページを見ますと、現在、募集の要綱については延期になっているということです。どうなのか、よろしくお伺いしたいということと、過去には、2次検査ですか、その中では体力検査等もあったということも聞いておりますので、どうなかなというふうに思っております。

2つ目には、採用後、教育や研修はどのように行われるのか、特に5年程度で勤めて退職をしてしまう、辞めてしまう職員はどの程度いるのか。退職しないための対策は講じられているか。こういったことについてお伺いをしたいなというふうに思っています。

私の知っている職場、私の前職のところですが、ここでは若いうちに退職をするという職員が大変多い状況がございます。研修で教育を積んだり、これから活躍してほしいというときに退職をしてしまうというのは大変もったいないし、その職場にとっても残念なことだというふうに思います。職場がうまくフォローできないことも要因の一つかというふうにも思いますので、よろしくお伺いします。

最後ですが、職員数については、今年度以降どのように計画しているのか、お伺いをします。部署ごとの必要人員を把握し、配属していくことはしているのかどうか、そういったところをお伺いしたいと思っております。

職員は財産です。そして、人材、組織をつくっていくことで町民のための行政ができるのではないかなというふうに私も考えております。

新型コロナウイルスは沈静化に向かってはいるようですが、この後、第2波、それから、冬に向けてどうなのか、そういったところがあります。こういった問題をまず解決をして、町民の行政がきちんと福祉ができるような形を取っていただけるような内容に対策をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった内容についてお答えをお伺いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員のテレワーク対応等の検討状況についてのおただしでございます。

緊急事態宣言発出後の4月13日、内閣府より接触機会の低減に向けた取組について、中小、小規模事業者も含む全ての事業者に対し、テレワーク、時差出勤等を活用しながら、出勤者数を最低7割、極力8割削減する出勤者削減の要請がなされました。これに加えて、地方公共団体に対しては、十分な感染防止対策を講じつつ、業務継続を優先した上で、可能な範囲で出勤者7割削減に取り組む要請がなされ、4月15日付で福島県より各市町村に通知されたところであります。

これを受けまして、本町では蔓延防止のため、新型コロナウイルス感染防止に係る接触機会削減プランを策定し、4月24日から本県の緊急事態宣言が解除となる5月14日まで、テレワークを含む感染防止に係る取組を実施いたしました。

テレワークとは離れた場所での勤務を意味する造語ではありますが、本町では、執務室内の職員密度を最大7割、最低でも5割削減するという目標を掲げまして、自宅を勤務箇所に指定する在宅勤務、役場庁舎及び文化センターの各会議室を勤務箇所とする会議室勤務をテレワークと位置づけ、取り組んでまいりました。

在宅勤務につきましては、公務の性格上、個人情報を取り扱う業務が多いことから、職种的に在宅勤務はなじまないものと敬遠しがちではありますが、どのような公務が在宅勤務に適するのか、どのようにすれば課題をクリアして在宅勤務ができるのかという検討の機会であると捉え、矢吹町在宅勤務試行実施要領を策定しまして、現在も引き続き試行を実施しているところであります。

県では、庁舎で使用するパソコンを自宅に持ち帰り、インターネットに接続しないオフラインによる業務遂行を認めておりますが、本町では、現在十分な環境が整っていないため、自宅にパソコンを持ち帰ることは認めず、文書のみでの作業を原則としております。

なお、手順としましては、上司への申請、許可により個人情報を含まない必要書類の持ち帰りを認め、データ作成については私用のパソコンを使用することとしております。やはり、個人情報が大変大きな課題でございます。

また、在宅勤務に適する業務が見つからない場合には、担当業務の習熟度向上や研さんを目的とした自主研修を在宅勤務とすることを可能とし、研修終了後は他の研修と同様に復命書の提出を義務づけております。

試行期間後には、職員からの意見聴取による検証作業を行い、コロナウイルスの第2波、これへの対策に備えるとともに、職員の働き方改革の一形態として活用できるよう検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道石川・矢吹線の歩道の整備計画についてのおただしでございます。

まず初めに、県道石川・矢吹線についてであります。メガステージ矢吹の八幡町交差点を起点に、須乗新田、神田、中野目、明新地区を経由する幹線道路であり、福島県県南建設事務所が整備と維持管理を行っております。

歩道が未整備となっている区間につきましては、有限会社小針運送さんの物流センターがごいます白山の

交差点、ここから神田地区の多目的集会所までの約1,100メートルでございます。

県道石川・矢吹線は、小学生や中学生が等が往来する通学路であり、大型車両の交通量も多く、当該路線において、平成7年に矢吹中学校の生徒さんが通学途中で死亡した事故、そして平成16年に三神小学校の児童が登校中にスリップした自動車と接触する事故も発生してございます。

なお、この事故を受けまして、平成16年に神田行政区から県道石川・矢吹線の歩道整備について、町に要望書が提出されており、町といたしましても、児童生徒の登下校における最も危険な箇所の一つであるということで認識しております。

また、毎年2回開催される福島県の県南建設事務所主催の連絡調整会議、ここでは、福島県県南建設事務所長に対し、この路線も含め歩道整備6件、道路拡幅3件、路面補修等6件、合計15件を町が直接県に要望してきているところであります。

なお、通学路における安全対策につきましては、矢吹町教育委員会が主催となり、国土交通省郡山国道事務所、福島県県南建設事務所、白河警察署、交通教育専門員及び本町のまちづくり推進課、都市整備課を構成員とした矢吹町通学路安全推進会議を設置いたしまして、小学校区ごとに通学路の危険箇所を集計した通学路交通安全プログラムを作成の上、現地確認や改善策等について議論いたしまして、それぞれの管理者が対策を講じてございます。

当該区間につきましても、通学路交通安全プログラムにおいて歩道設置が必要な箇所として位置づけてございまして、道路管理者である県へ設置要望を行っているところであります。

これまでの継続的な要望により、県道石川・矢吹線については、メガステージ矢吹の八幡町交差点から上宮崎地区までの区間及び神田地区から明神地区までの区間の歩道整備事業が完了し、白山交差点の改良事業についても完了しており、残すは先ほど答弁いたしました約1,100メートル、まさにこの区間というふうになっております。

県では、事業の必要性について理解を示しており、引き続き事業費の確保に努めるとの回答を得ておりますが、今月25日に開催予定の連絡調整会議においても、事業化に向け、安心・安全な通学路の整備を強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年度の整備路線についてのおただしでございます。

初めに、生活道路整備事業として実施しております現道舗装整備につきましては、生活環境の整備、生活環境の向上を早期に実現するため、未舗装の町道や町道認定を受けていない道路法が適用されていない道路、いわゆる法定外公共物、これにつきまして、現地の利用実態に合わせて、道路拡幅を伴わない簡易舗装により整備する事業として、平成10年度から要望等を受け付け、着手しているところであります。

本年度につきましては、昨年の台風第19号に係る災害復旧を最優先に取り組んでおりますため、当該事業としては、昨年度からの継続路線である本城館、そして明新の2路線を予定しております。

次に、道路拡幅等を行う道路整備事業では、補助事業等を活用し通学路や主要幹線道路等の整備を進める主要町道道路整備事業のほか、地方債を利用し、生活道路等の整備を進める一般町道整備事業により、地域の活性化、安全な通行の確保、そして生活環境の向上等を目的にしまして、道路整備を推進しております。

本年度につきましては、主要町道道路整備事業として、八幡町・善郷内線、神田西線、館沢・田内線、そし

て一本木29号線、中畑南4号線、東郷・小松線、大和内・井戸尻線の7路線の道路整備、並びに東郷・牡丹平線1路線の舗装補修を予定してございます。

また、一般町道整備事業といたしましては、八幡町11号線、曙町長峰線及び田町・大池線の3路線の道路整備を予定しております。

なお、三神地区におきましては、県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線を結んだ幹線道路であります町道神田西線が、三神小学校や三神幼稚園の通園、通学路として利用されており、安全な通行を確保するため、主要町道道路整備事業により平成22年から整備を進めております。全延長は約1,100メートルであり、県道石川・矢吹線から三神小学校南門付近までの約645メートルを1工区とし、三神小学校南門付近から県道須賀川・矢吹線までの約455メートルを2工区といたしまして、これまで1工区の618メートルが整備されております。

本年度、拡幅を伴う道路改良舗装工事として、三神小学校南門付近の27メートルを整備する予定でございます。これにより1工区が完了いたします。その後、2工区の測量設計、用地補償へと事業を進めてまいりますので、地元議員であります藤井議員のお力添えを改めてお願いいたします。

今後も地域の活性化、安全な通行の確保、生活環境の向上等を図るため、計画的な道路整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路整備の路線選定についてのおたしでございます。

生活道路整備事業である現道舗装整備につきまして、これまで各行政区等から陳情や要望がありました171路線、このうち120路線について、令和2年5月末までに簡易舗装を完了してございます。未整備の路線数は51路線、延長は約16.8キロメートルとなっております。

陳情、要望総数に対する路線としての整備率は約7割となっておりますが、未整備路線の延長が長く、一般財源による整備であることから、計画的に進める必要があると考えております。自前でということでもあります。

それで、実施路線の選定に当たっては、各行政区等から陳情や要望があった路線が採択された後、主に沿線に家屋がある路線、それから、舗装することで敷砂利等の維持管理が軽減される路線等を優先に、地域間の均衡を図りつつ、利用実態に合わせ選定しており、財政状況等に応じた予算を計上しております。

また、隣接地権者の承諾が得られない路線、現在利用されている道路が公図と著しく乖離しており、権利関係の問題が生じるおそれのある路線等、舗装整備が困難な路線がございます。このような理由から、平成10年度から取り組んでいる事業であります。選定の過程により整備が遅れる路線があり、その中には平成13年に要望された路線もあります。しかしながら、地域からの要望が多い事業であることも認識しておりますので、令和3年度以降は、財政状況等を踏まえつつ、地域間の均衡を図り、利用実態を確認しながら、計画的な整備を進めてまいります。

次に、道路拡幅等の現道舗装以外の陳情、要望路線につきましては、これまで各行政区等から陳情や要望がありました27路線でありまして、うち5路線につきましては、令和2年の5月末までに整備が完了しております。

未整備の22路線につきましては、県道の整備や排水路、そして、側溝整備等も含まれておりますことから、関係機関と調整を図りながら、有利な財源を確保し、先ほどは一般財源の自前と申しましたが、こういった有

利な財源を確保しながらということ、計画的に整備を進めてまいります。

特に、生活道路整備事業として実施しております現道舗装整備につきましては、私自身の公約でもあります。今後、重点事業に位置づけまして、財政状況と照らし合わせながら地域間の均衡バランスを図り、生活環境の向上等に資する計画的な道路整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和3年度の職員採用試験についてのおたしでございます。

職員採用試験につきましては、福島県町村会が実施する県下統一の専門試験を利用する自治体、または独自の採用試験を行う自治体がございます。本町では、平成26年度職員採用試験から現在まで、町独自の採用試験を行っております。

平成26年度から独自試験を採用している理由につきましては、その当時、全国的な景気回復傾向による民間への就職が活発化する、いわゆる売手市場の状況が続いておりまして、公務員志望者が減少したということが背景でございます。また、周辺自治体との競合もあり、合格通知、採用通知の発送後に採用辞退者が出るなどの課題もあったというところでございます。加えて、専門試験に重点を置く県下統一の採用方法では、地方公務員にとって真に必要な人間性や柔軟性、自律的な考えを持った人材を確保することが難しい状況でもあります。なお、本町では専門試験を行いませんが、入庁後の研修で補うこととしております。

町独自の採用試験につきましては、客観的な競争試験であり、1次試験は問題作成から採点までを専門の民間業者に委託しておりまして、一般教養試験、文章要約等で知識及び論理的思考を確認し、2次試験では、グループワークと面接により人間性と適格性を判断するという人物重視の試験を重視しております。

試験日程につきましては、例年1次試験を6月下旬、2次試験を9月上旬に行っておりまして、受験段階から矢吹町役場へ入庁しようとする強い意思、覚悟を持った者だけが受験するよう、併願が多い傾向にある近隣自治体の試験日程と合わせており、採用決定後に突然の辞退という組織編成におけるリスクを極力排除しているということでございます。

今年度実施予定の採用試験につきましては、コロナウイルス感染が収束していない首都圏の今後の状況により、実施時期を検討することとしておりまして、決定した際には速やかに広報やぶき及びホームページにより周知を図ってまいります。

なお、試験当日は、受付での検温実施、試験会場内のソーシャルディスタンスの確保など、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて次に、職員研修についてのおたしでございます。

本町の職員研修につきましては、職員の人材育成に係る指針であります矢吹町新入材育成基本方針、これに基づきまして、職場でのOJTによる教育を基本としながら、職員の能力開発及び能力向上を目的に、毎年度策定する職員研修計画により、体系的、計画的に研修を実施しております。

研修には、町が主催する研修と、自治体の負担金により運営するふくしま自治研修センター等の各研修施設が実施する研修への派遣研修がございます。

町主催研修の代表的なものとしては、新採用職員研修、管理監督職研修、課長職のみを対象としたマネージャー研修等がございます。新採用職員研修は、4月から毎月1回のペースで研修を実施しておりまして、町の職員が講師となり、職員としての心構え、服務規程、情報システムの使い方、文書法務、財務、職場のコミュ

ニケーション、地方自治法等について年間を通じた研修が行われます。

また、ふくしま自治研修センターでは、入庁1年目から新任課長研修まで、経験年数と職層に応じた講座が展開されておりまして、他自治体職員との交流を通じた刺激も受けることができる大変有益な研修所となっております。

その他、宮城県にあります東北自治研修所、千葉県の市町村職員中央研修所、滋賀県の全国市町村国際文化研修所などで行われております、専門研修への派遣及び民間研修機関の専門講座受講など、町職員として様々な研さんする場と機会を提供しております。

いずれにしましても、本町では、町民の目線に立って仕事をする職員、また、困っている町民の気持ちにたって対応できる職員の育成を目指してまいりたいと考えております。

次に、早期に退職した職員についてのおたただしであります、過去5年間において採用5年以内に退職いたしました職員は4名であります。

新採用職員に対しては、早い段階で尊敬できる先輩を見つけ、人間関係を構築する指導をしておりますが、近年はコミュニケーションに消極的な若手職員も少なくないこともございまして、意図的にコミュニケーションを図る組織体制づくりの必要性も感じているところでございます。

昨年度は中級職員向けにメンター制度研修を実施するなど、若手職員への導入に向けた可能性を検討しているところであります。

全体の奉仕者たる職員は、町職員としての誇りを持ち、心身ともに健康に努め、町民の負託に応えられるよう指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職員数の計画についてのおたただしであります、本町の令和2年6月1日現在の職員数は、常勤職員が正職員147名、再任用職員4名、任期付職員2名の計153名、非常勤職員に分類される会計年度任用職員、これがフルタイムで11名、パートタイムが71名の計82名でございまして、常勤職員と非常勤職員を合わせ235名の職員を任用してございます。

職員採用の計画につきましては、平成18年度の策定、第4次矢吹町行政改革大綱を踏まえ、同年3月に策定した定員適正化計画に基づき、増員の抑制を図りながら計画的な採用を行ってまいりました。

本計画は、平成27年度を目標年次とし、平成18年度から27年度までの10年で20.5%の職員削減を目標としたものであります。具体的には、平成18年度の職員数166名を10年で132名に減員する計画でありました。

当該計画に基づき、早期退職勧奨及び施設等の指定管理者制度を導入するなど、民間委託の推進を図りながら、組織機構の改善を併せて行い、平成27年度の職員数は138名まで削減されております。目標の20.5%には達しないものの、16%の職員削減が実施されております。当該計画では嘱託職員の活用についても積極的に推進しており、正職員の削減と反比例し、臨時職員、嘱託職員数が増加した経過がございますが、国が進めた集中改革プランの下、公共サービスを維持するための創意工夫であったとも認識しております。

平成28年度以降につきましては、再任用制度、任期付職員、会計年度任用職員の人事任用諸制度が、当該計画を策定した平成18年度当時とは大きく環境が変わってきたところでございます。これまで、毎年度の人員管理計画により、退職者補充を原則とした減員数の維持を基本に進めてきたところでありますが、今後は再任用職員制度及び定年延長制度等も視野に入れた計画策定を検討する必要があると認識してございます。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけられた事業量が増加する年度等においては、全体的な調整を図ってまいりました。

なお、住民ニーズの多様化、高度化に伴い、臨時職員、非常勤職員では対応できない困難な業務が増えてきております。持続可能な組織の運営、このために常勤職員の採用を進めてきたところであります。

本町の職員定数条例に定める職員定数は170人ですが、令和2年4月1日の常勤職員数は153名であり、非常勤職員は定数外でありますので、現在の本町の職員数は適正範囲であると考えてございます。しかしながら、常勤職員数を回復させながら非常勤職員数を維持してきた点、これについては組織的な課題であったと認識しております。

繰り返しになりますが、持続可能な組織構築のためには、多様化する行政ニーズや困難な業務、政策の立案に対応できる常勤職員を自らの手でしっかりと育成することが必要不可欠であります。今後は、職員が担うべき分野を明らかにしながら、民間でできる業務は民間委託しながら、適正な職員数を算出し、計画的に増員し育成していく方向で検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

一方で、東日本大震災の影響もありまして、増員を図ってきた単年度任用の非常勤職員につきましては、多くの方は現在まで勤務いただいておりますが、公共サービスの民間委託の課題をクリアしながら、段階的に低減していく考えであります。

これらのことにつきましては、9月議会への上程を予定しております第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画を踏まえ、新たな定員適正化計画を策定し、お示しをしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校のIT機器や無線LANシステムについてのおただしであります。現在、各小中学校のパソコン室には、学校の規模に応じて30台から40台のパソコンが整備されており、昨年度は、学習指導要領の改訂によるプログラミング教育に対応することを目的に、三神小学校をモデル校に指定してタブレット型端末iPadを50台整備したところであります。

今後の計画といたしましては、国の令和元年度補正予算に計上されたGIGAスクール構想の補助金を活用し、今年度、各小中学校の無線LAN環境を整備し、児童生徒全員分のタブレット端末約1,350台の導入を目指しております。

このようなICT環境の整備に伴い、昨年度は、モデル校である三神小学校において公開授業を2回しているほか、教員を対象としてiPadを使った研修会や文部科学省のICT活用教育アドバイザーであります平井聡一郎氏を講師にお招きして研修会を実施しております。

また、昨年11月には、教育委員会と教員との合同により、先進地視察として新地町の小中学校を訪問し、ICT機器を効果的に活用する方法や課題等について研修しております。

なお、新地町の研修では、教員をサポートするICT支援員の学校への配置が、学校ICT化を進める上で不可欠な存在であるとの意見が多くありました。今年度におきましても、教員のICT活用指導力の向上が図られるよう、教育委員会が深く関わりながら研修を実施してまいります。

町といたしましては、情報機器の整備とともに、ICT支援員の配置についても検討しながら、教育現場において効果的に活用されるよう計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小中学校の休業によるオンライン授業の検討及び子供たちの家庭でのIT等環境による学力格差の懸念についてのおたかしであります。今後再び臨時休業となった場合に備え、オンライン授業の実施も視野に入れておりますが、そのためには、議員おたしのとおり、ICT環境の整備に取り組む必要があります。

現在、家庭に対し端末の保有の有無やWi-Fiの通信環境の有無等を調査しているところでありますが、今後、国の補助金を活用し、児童生徒1人につき1台のタブレット等の端末整備が調べば、児童生徒が端末を家庭に持ち帰り、学習に活用することも可能と思われれます。その際、通信環境のない家庭には別途支援が必要であり、モバイルルーターの貸出し等の通信回線の確保策の検討を進めてまいります。

ただし、オンライン授業の開始に当たっては、その環境整備に係る財源確保及び教員、児童生徒の操作方法等の習熟、さらに、必要に応じて保護者等の協力もいただくことも想定されます。

現在、学校では、感染症対策を取りながら学びに集中して取り組んでいるところでありますので、過度な負担とならないよう配慮しながら、再度臨時休業になった際のオンライン授業の可能性について検討してまいります。新型コロナウイルス感染の第2波、第3波に備え、子供たちの学習機会の確保のため、環境整備とともに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 最初のテレワーク等の対応のところですが、白河市では大分取組が報道されたりということであるようです。近隣の町村でもどんな、近隣の村でもあれですけれども、そういったところの情報、それから、白河で実際どんな取組になっていくのか、それに付随して矢吹町もどんなことをちょっと考えているかというようなところが、もし回答として今いただければお願いをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

白河市なり近隣ではどのような取組をしていたかというところでございますけれども、近隣の調査等はしておりません。

それで矢吹町では、先ほど答弁いたしましたとおり、新型コロナウイルスの感染防止に係る接触機会削減プランというものをつくりまして、それのできる限り7割削減に近づけるというところに対応してきたところでございます。ただ、この7割削減については、1日10人と接触する機会があったものを1日3人とする取組で

ございまして、実際になかなか業務上難しいところがございますので、先ほど町長が答弁したとおり、室内でできる限り5割削減というところで、別な会議室を使ったりとか、朝方勤務を推奨したりとかというところを取組を図らせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 道路関係でございます。

こちらにつきましては、要望書というのが実際にどのぐらいの数が出されて、今現在まだ整備されていないというものがどれだけあってというのを、実際その、例えば棚卸しみたいに、年度年度でこれだけ残っているとかというものを、そういうものをやっているのか、やる機会があるのか。

それと併せて、確かに一番古いものが、要望書が出ている、例えばもう20年ぐらい前に出ているものでまだできていないというものもあるというふうに聞きますが、そういった情報等は実際どこかに、各行政からこのような要望が出ているけれども、ここまで進んでいる、これは進んでいない、そういったものが、町民が見たいというときに見るような機会があるのか。議員が実際そういった検討会みたいなやつに入ったりする機会があったりとか、そういうものがあるのか。実際には行政によっては知らなかったからといって同じものが二回も三回も出たりということも、もしかしてあったり、状況がいろいろ変わったりというのものもあるのかなというふうにも思いますので、そういった要望書関係の、特に今、道路の話をしておりますが、そういったところについてはどうなのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、藤井議員の再質問にお答えいたします。

要望箇所についての棚卸しということでございますが、先ほど答弁にもありましたとおり、171路線のうち120路線が完了しております。未着手が51路線ということで、この路線につきましては、先ほどもありました古いものと平成13年ということで、町としましてといいますか、担当課としては、この要望についてはずっとストックをしているような状況でございます。

具体的に、ではその要望された路線、いつ着手できるのかとか、そういった部分での問合せも時々あるわけですが、この路線につきましては、現道舗装につきましては単独事業ということで、ある程度継続路線であれば次年度も引き続きという話是可以するんですが、新規路線については、やはり予算化が確保された段階で、その段階でその路線を選定しているものですから、なかなか前もっていつ頃だということでのお示しができない状況でございます。

本年度は台風の災害復旧を優先するというので、継続路線の2路線のみの予算計上でありましたが、今後、町全体の優先度といいますか、道路整備の優先度ですね、そういったものも、町全体の各種事業の中でのバランスを見ながら、どれだけできるのかということで今後取りまとめがなされるのかなというふうに思います。

台風の前ですと1年間に約1,000万の予算を確保できておりましたので、全てなかなか完了するのは難しい

ですけれども、10路線程度着手できていた時期もございますので、今後この道路整備をどういう形で進めていくのかということにつきましては、まちづくり総合計画の後期計画の中でもある程度方向性が出せるのかなというふうに思っております。

あとは、着手できない路線については、実際には広報等で、この路線まだできていないということでのお示しはしておりますので、問合せに対しての対応はしているような状況であります。今後何らかの仕組みといえますか、確かに要望されてもう20年たっている路線ですと、行政区の区長さんも変わっていくと継続できていない部分もあると思いますので、何らかの仕組みといえますか、そういったものについて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 職員の研修関係の中に、メンター制度研修というのが1つ出てきておりますが、これは、どういった研修になるのでしょうか、教えていただいてもいいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

メンター制度研修でございますけれども、これは、若い職員とそれほど年が離れていない同じ年代の職員の中で、同じ課の中で指導するのではなくて、どこどこ課の職員がどこどこ課の職員に対して相談事を受けたりとかというところで、悩み事だったり仕事の進め方だったりというところを、このメンターという制度の中で人材育成していくというところのものでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 今のメンター制度研修はよく分からなかったもので、後でまた確認したいと思います。

それと、職員採用の関係なんですが、現在は独自試験で行っているということのようです。

ちょっと近隣市町村のホームページで、どんな感じで募集をしているのかなというところで見えたところでは、実際に町村会の統一試験を使っているところもありますし、白河市はちょっと日程が違ったので別のかなというふうにも思いますが、町長も新しい町長になって、実際に試験が独自であって、昔、体力検査、2次検査になるのかな、体力検査とかあって独自の検査があったということですが、実際に優秀な職員を取りたいということを考えたときに、答弁の中では売手市場でなかなか募集がなかったからそんなふうになってきたというふうに向っておりますけれども、この令和3年度、または町長、これから職員の採用関係について、実際どのように基本的なお考えが、もしあるようでしたらば、お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） じゃ、答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

今、現段階では、まだ考え方については検討中でありまして、どのようなことというところはまだ確定してはおりません。先ほど答弁いたしましたとおり、内容が確定次第、皆さんにはお知らせしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 大体聞き終えたところかなというふうに思います。大変長い答弁になりましたけれども、ありがとうございました。

私も初めての質問なので、ちょっとうまく自分が聞きたいところが聞くことができていないかなというところもあります。これから議会での質問の仕方についての勉強をしながらやっていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、実際、今度、総合計画の後期の分が9月の議会に出てくるということですので、その中では、例えば職員の要員計画、それから、実際に採用とか、それから、後期になると何年間かの計画をつくっていくので、その中でどういう事業をやっている職員がどれだけの数になるか、本当にこの部署が何人必要なんだというところをきちんと管理をしていく、そういうシステムをつくって職員を募集をかける、あとは人事異動させると、そういったどこに重きを置くのか、そういったところが必要になってくるのかなというふうに思いますので、後期の計画というところはその後、9月の議会等の中で見ていきたいというふうに思っておりますが、町長に最後に、本当に私もJAの職員だったので、農林中金の先輩でもありますし、大変役場自体はそんなに人が多い組織ではないですけれども、JAも合併して大きくはなっていますが、実際に本当に人が辞めていっちゃうというところがあって、なぜかというやっばりちょっと仕事が大変だという部分があるんだろうなと思います。役場の業務についても、とにかく町民の負託に応えるというところから、そういう思いを持った職員を採用してその人を育てていくというところで、ぜひ1点だけ心意気を町長からお聞かせをいただければというふうに思いますが、これで最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 藤井議員からのご質問にお答えします。

今の話は、今、例えばこれからつくっていく後期の計画についてどう盛り込んでいくということより、私の考え方というのをお話をしたいと思い、また、そういう趣旨だったのかなと思っておりますので。

これまで、先ほどのように、売手市場であるとか、それから、財政を見直す時期のことであるとか、恐らく状況は相当違っていったかというふうに思っております。

その中で、やはりこれから大切にしないといけないのは、何度も言っているとおり、やはり町民目線にき

ちんと立った職員。やはり辞めていく方が多いのはどこの業界でも共通でありますけれども、やはり仕事に目的と手応えを感じられる仕事でなくてはなかなか難しいんだろうなというふうに思っております、その中で少しでも頑張っていたいでいる職員さんの声も聞きながら、先ほど町民目線に立って、町民の方々の要望をきちんと受けてそれを実現していくということ、そしてもう一つはもちろん安定した行政をしていくと。このあたりをしっかりと対応できるような、様々なちょっと制度を検討していきたいと思っております。

非常にまだ漠然とした話なんですけれども、私も人材育成については大変思いがありますので、ちょっとここで余り具体的には控えますが、そういう思いは持っておりますので、もう少ししたらそのお話ができるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分といたしたいと思ひます。お願ひします。

（午後 1時59分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

（午後 2時11分）

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告4番、6番、富永創造君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 富永創造君登壇〕

○6番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。また、午前中、そして午後にわたって傍聴席に来ていただいております町民の皆さん、どうもありがとうございます。通告に従って順次質問させていただきます。

その前に、新型コロナによって、医療・介護関係者、毎日のように奮闘、努力されておる姿を見て、ただただ敬意、感謝するばかりであります。さらに、台風19号及びこの新型コロナ感染によって、町の職員、そして町長をはじめ、奮闘、努力、並々ならぬ対応をしまりました。恐らく心労も相当重なっていると思ひますが、これから第2波の声も聞こえてきますので、心身ともに健康づくりに努められる、それが私の願ひであります。

まず、矢吹町まちづくり総合計画についてであります。

後期基本計画が今年9月を目指して策定されると聞いております。地域社会が直面する問題解消に向け、取り組む事業計画であり、非常に重要な本町の上位計画であるわけですが、この計画の推進に当たって、新町長の公約が反映された形の策定になると考えられますが、どのような公約内容を盛り込むのかをお伺ひいたします。

次に、報告によれば、後期には、前期基本計画の約8割が事業継続されるとのことですが、新たな事業追加も含め、住民の立場や目線に立った住民主導型地域創生の提言が活かされた施策づくりも求められ、また尊重されると思ひますが、町長の考えをお伺ひいたします。

3つ目ですが、総合計画を実施するのに適切な財政運営が肝要であり、明るい矢吹町の将来像を思うと、本町の将来負担比率の低減に向けた具体的・効果的な取組が必要と考えますが、町長の方針をお伺いいたします。

続けて、コロナ対策についてであります。これは、日本では1月に入って初めて感染者というものが出たということで報告を受けてから、この町では2月21日に対策本部が設置をされ、ところが4月8日、残念ながら感染者も出てしまって、相当の緊張感をもって対応に当たってきております。6月13日において、福島県なんですけれども、コロナウイルス感染者累計81人中79の方が退院、また、退所されております。そして、今日の朝、また2名、成田のほうで感染されたという方が福島県で療養されているということで、4の方が治療を受けているという現状であるということを確認しております。

こういった中で、5月14日、福島県も新型コロナ感染緊急事態宣言の解除がなされ、本町は対策本部会議にて事業や施設の自粛解除について協議したとの報告であります。この解除の判断基準やその基本的な考え方を県と本町は共有できていたのかをお尋ねいたします。

次に、何度ももう耳にしておりますけれども、この秋から冬にかけて第2波の可能性があると聞いております。スペイン風邪というのもありました。やはりこれも第1波から第2波、秋から冬にかけて起こり、日本の死者数もこのとき一番多く出たという報告があります。第1波の対応結果を検証されていると思いますが、町民の安全・安心を守るための第2波への課題は何であるか、お考えをお尋ねいたします。

3つ目、まだ収束が見えていない、感染症拡大防止の継続による地域経済、医療・介護者、町民生活への不安や悪影響を少しでも緩和するための様々な支援が実施されていると思いますが、その財源の確保はどうされるかをお伺いいたします。

最後になりますが、奨学金制度についてであります。

本町の奨学金は貸与型であり、給付型がないとのことですが、高校や専門学校、大学などを卒業した後、生活の場を本町にするといった条件付の給付型の奨学金を設けるという考えはないのか、お尋ねいたします。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、6番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画についてのおただしであります。後期基本計画につきましては、本年2月17日開催の矢吹町議会全員協議会において、議員の皆様、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画暫定版をお示ししたところでございます。

暫定版といたしましたのは、私の公約に基づく政策について、令和2年度から新たな事業として位置づけを図るには、関係各課との協議、調整に十分な時間をかけたいと考えておりましたが、就任後、新型コロナ対策その他、優先すべきといたしますか、大変重たい課題が出てまいりまして、また時間的な制約もあり、やむを得ず暫定版の内容により今年度をスタートさせていただいております。

第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に向けた進捗状況でございますが、毎年度、ホームペ

一により公表しております課の運営方針と目標について、各課の管理職、監督職が全員出席の下、5月12日から15日にかけてヒアリングを行いました。

ヒアリングでは、各課長より課の使命と役割、職員構成、令和2年度の運営方針について説明を受け、総合計画に位置づけられております各事業の実施方針、進行管理、目標管理を確認し、意見交換をしたところでございます。

また、その際、後期基本計画の策定に向け、私から全課に対し直接示達をいたしました。示達の内容につきましては、特に優先すべきこととして新型コロナウイルス対策、そして事業の総点検、そしてそれから、職員の人材育成の3点でございます。これらについて適切に取り組むよう指示したところであります。

なお、後期基本計画において検討する項目としては、まず待機児童の解消、そして町政懇談会の開催、企業誘致の推進、生活道路の早期整備などをはじめ16項目について実行し、整理した資料を基に6月末までに協議するよう指示したところであります。

これらの中にはまさにコロナの問題があつて、2つ目の町政懇談会は、例えば区長会その他とともに、なかなか開催できなかつた。それから、企業誘致の推進も例えば東京、大阪等には全く行けない状態というふうに、非常に環境的に厳しい状況がありましたが、今後それについて検討していくと、熟考し整理した資料を基に6月末までに協議するというので現在指示しております。

今後は、これら指示しました私の公約に掲げた項目について、現状や課題並びに事業を実施する場合の費用対効果及びメリット、デメリット等を重視しながら、関係各課との協議を深め、公約の実現に向けた計画づくりを図ってまいりたいと考えております。

なお、9月議会には確定版の後期基本計画を上程し、必要に応じた予算編成を行う予定でございまして、町民の皆様、議員の皆様、公約の実現に向け、丁寧な説明を行いながら進めてまいります。

少子高齢化や人口減少問題などの全国的な流れを甘んじて受け入れることなく、矢吹町に新しい風を吹き込み、選ばれる町となるよう、まさに選ばれる町となるよう、ここが大切でございますが、私が先頭に立ち、職員一丸となって、全力で政策の実現に向けて取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民の提言を生かした施策づくりについてのおたしでございます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、まちづくりの理念として協働のまちづくりを掲げておりまして、住民、行政区、例えば「こうすっぺ西側イメージ作戦」をはじめとする各種活動団体、議員も関わっておられることだというふうに思いますが、行政等の組織が対等の関係で連携、協力し、その相乗効果を発揮しながら、まちづくりに参画する取組を多く実施しております。

また、協働のまちづくりをさらに拡充していくためには、情報共有、情報発信が非常に重要でございます。協働の取組については、頑張っている町民の皆様を広く知っていただくため、広報やぶきや町のホームページ等のもとより、多くの機会を通じて発信し、広げてまいりたいと考えております。

議員おたしの住民の皆様から提言をいただく機会につきましては、議員ご承知のとおり、平成27年度までは町と矢吹町区長会の共催により、矢吹、中畑、三神の地区ごとにまちづくり懇談会を開催しておりましたが、参加者数が少ないなどの課題から、平成28年度から行政区長意見交換会と形式を変更した開催となっております。

す。

このような経過はありますが、町民の声を広く、しっかりと公平に聞きながら町政を進めていく現場主義を私自身のモットーと掲げております。住民の皆様とじかに触れ合う機会は大変重要であると、そしてまた、現場情報と現場の声を聞くことは大変重要であると認識してございまして、先ほどの答弁のとおり、町政懇談会の開催を検討するよう指示しております。これにつきましては、先ほどのようにコロナの問題があり、区長会共々、これからどういう形で、言わばウィズコロナの状況で町政懇談会を開催していくかという大きな課題がございます。

なお、これまでの経過を踏まえながら、町民の皆様からまちづくりに関する意見を伺う機会について、開催方法や時期など具体的な検討を行いながら、また、先ほどのようにどういう持ち方をするかということですね、ウィズコロナの状態です。実施に向け今後協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、将来負担比率の低減に向けた取組についてのおただしでございます。

将来負担比率は、地方公共団体の財政状況を的確に把握するための財政指標の一つであり、地方債残高など、団体が将来負担すべき実質的な負債の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。この比率が高い場合は、当該団体の財源規模に比べて将来負担額が大きいということございまして、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるとされております。

このように、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示すものであることから、的確に把握していくことで、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置いた財政運営が可能となります。

さて、本町の将来負担比率は、平成28年度決算が112.9%、平成29年度決算が100.7%、平成30年度決算が109.2%と、早期健全化基準の350%を大きく下回る100%強で推移しております。今後の見通しとしましては、国営かんがい排水事業限戸川地区負担金の計画的償還による債務負担行為支出額の減少、各種基金の効果的活用等により、急激な比率の上昇はないのではないかというふうに見込んでございます。しかしながら、類似団体及び県内市町村と比較して高い比率で推移していることは、十分に考慮していかなければならないものと認識しております。

財政運営においては、中長期的な財政の健全化が必要不可欠であることから、将来にわたり公平な住民サービスが安定して確保できるよう、さらなる将来負担の軽減に取り組んでいく必要があると考えております。

具体的な取組としましては、決算剰余金を活用した繰上償還の実施、抑制を基調とした地方債の計画的発行による地方債残高の圧縮と利子負担の軽減、さらには基金の計画的積立てと有効活用等に引き続き取り組んでまいります。財政調整基金等につきましては、先ほどお話ししたような状況でございますので、これからますます意を用いていかなければならないというふうにも思っております。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応につきましては、財政調整基金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながらの対策となります。今後、感染症が再び拡大するおそれもある中において、財政運営ということからすれば、災害の備えとしての財政調整基金は今のままでは十分とは言えません。確実な積立てが必要であると認識しております。

いずれにしましても、まちづくり総合計画の確実な実施とともに、感染症対策の実施、さらには健全な財政運営の確保という、時には二律背反のこういった点において、町政のかじ取り役として難しい局面であります

が、行財政改革大綱に基づく自主財源の確保や事務事業の見直し等に的確に取り組み、適正な財政運営と将来負担の軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、緊急事態宣言解除に伴う自粛解除の判断基準についてのおただしであります。高久議員への答弁と一部重複いたしますが、ご容赦願います。

国におきましては、3月28日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針を策定し、今後講ずべき対策を整理し、実施するに当たって準拠すべき統一的指針を示しました。

また、4月7日には、国から7都道府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には、5月末までを期限に福島県を含む全都道府県に拡大されました。

緊急事態宣言解除の基準につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、そして医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断するものとされております。

まず、感染の状況につきましては、1週間単位で新規報告数が減少傾向であることや、直近1週間の累計報告数が10万人当たり0.5人程度以下であること。医療提供体制につきましては、重症者数が持続的に減少していることや病床の状況に加え、患者急増に対応可能な体制が確保されていること。監視体制につきましては、医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていることなどが判断の基準となっております。

福島県に目を転じますと、感染の状況につきましては、5月14日まで6日連続で新規感染者数ゼロの状態が続き、その後も、皆さんご存じのとおりゼロが続いておりましたが、先ほどお話に出ておりましたようなことが昨日起こりました。

また、この間、医療提供体制につきましては、陽性患者を受け入れる病床や軽症者受入れ施設など、一定の確保が進んでいるとの判断により、5月15日をもって福島県緊急事態措置が解除されました。

これに伴い、県では事業や施設の自粛解除についても、新型コロナウイルス感染症との闘いが長期戦になることが見込まれ、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を前提に、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の移行期間を設けて、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済活動の正常化に向け、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を策定いたしました。この計画は対策期間を令和2年6月1日から令和2年7月31日とし、県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら、3週間ごとに段階的に緩和していくものです。

実施内容としましては、3つの密を引き続き避ける、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒などの基本的感染対策を継続するという新しい生活様式の定着が図られるようにすることです。

また、学校その他全ての事業者において、業種ごとに策定される感染予防ガイドラインにより、施設に応じた感染防止対策の徹底を図ること、イベントの開催自粛については、6月18日までの間は適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすることや、6月19日以降についてはイベントの規模要件を段階的に緩和していくものであります。また、感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力要請等を行うとともに、施設管理者等、イベント等の主催者に対して必要な協力要請を行うものであります。

これらの具体的な内容を踏まえ、本町におきましても5月15日に第14回目の対策本部会議を開催し、各種事業の開催や施設利用等の今後の対策について協議しました。また、この会議の中で、飲食店応援企画として矢

吹町商工会と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいる町内飲食店にステッカーを配布する等の事業が提案されました。

今後も県と連携を図り、情報を共有しながら第2波、第3波に備え、自分自身を守るため、大切な人を守るため、3密を徹底的に避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指の消毒などの基本的感染対策を継続し、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を図り、一日も早くこれまでのような日常生活が送れるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

このご質問については、最後に基本的な考え方を県と本町は共有できていたのかということのお尋ねがありましたが、先ほどの高久議員のご質問にお答えしましたように、最初に発生した4月4日の段階から、県の上層部、それから各層、そして県南保健所との間に個人情報保護の観点、それからあとは、PCR検査をどこまでやるべきか等のことで、相当程度、最前線にいる町として住民が住民を守るために必要なことと、やはり相当程度の意識について矢吹町が、先ほどお話ししましたように、町村で、非常に最初の段階で出てきたということもありまして、その間の情報連携であるとかそれについての協力体制について相当程度やり取りがあったことは事実でございまして、ただ、そのやり取りを通じて、相当程度、意思疎通と、それから、あとは町としてやってほしいことを県がやってくれるようになったのではないかとというふうに理解してございます。

ですから、率直に言って最初から考え方を共有できていたかということとは私は疑問が残る。ただ、その疑問が残った部分をかなり激しく、激しくというちょっと語弊がありますが、やり取りをした中で、町民のために必要な情報を提供していただくこと、PCR検査を必要とときに濃厚接触者をはじめやっていただくことについて、相当程度、県にやっていただけたのかなど。

恐らくこの基本的な認識の立場の違いは今後も続いていく中で、相当程度の努力をしていかないと、そういった町民を守るための対応はなかなか難しいのではないかとというふうに私は思っております。ですから、これからもどんどん県と情報連携等については密にしながら、様々な意思疎通の努力を行いながらやっていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

それから、それでは次に、新型コロナウイルス感染症の第2波への課題についてのおただしであります。本町におきましては、福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づき、様々な局面ごとに14回の町の対策本部会議を開催し、感染防止対策を講じてまいりました。具体的には、町民に正確で分かりやすい情報提供や呼びかけ、学校等の臨時休校等の適切な実施に関する判断など、各種支援策等について協議し、町民の命と健康を守り、安全・安心の確保のために、ホームページ、防災無線、広報やぶきでお知らせするとともに、チラシの全戸配布及びチラシの新聞折り込み等で情報を発信してまいりました。また、町民の皆様からの不安の声や疑問についても担当課の職員が丁寧な対応を心がけてきました。

議員おただしの第2波の課題といたしましては、感染者数を抑えること、医療提供体制の強化、医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制の整備、クラスターの発生を抑える対策が課題として見えてまいりました。

まず、感染者数を抑えることにつきましては、3密を徹底的に避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、そして手洗いなどの手指消毒など、基本的感染対策の継続推進ということでもあります。

次に、医療提供体制の強化につきましては、感染拡大による医療崩壊を防止するために、5月22日より、か

ねてより私どものほうでもお願いしてまいりました、主張してまいりました診療が開始された西白河地方市町村会の白河医師会、そして白河厚生総合病院の3者協定に基づく発熱外来が開設されまして、そして順調に運営され、町民にとりまして相談窓口が増える、保健所や地域の医療機関の診療負担が軽減される、そして何よりも、発熱患者がどんどんあちこち行くことによって、そこにコロナ患者が入っていた場合には医療崩壊が現実のものとなると。それから、あとはもう一つは、例えば緊急車両によって、救急車によって運ばれた場合に、発熱外来でないとたらい回しにされて命に関わると、様々な問題がありますが、発熱外来が設置されたことによって、これについての一つの解決の糸口ができたのではないかと考えています。

さらに、医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制の整備につきましては、2月末時点で、福島県衛生研究所における1日当たりの検査能力は16人でありましたが、3月末には検査体制整備を行い、1日当たり48人まで検査が可能となり、その後も検査体制が整備され、現在は1日当たり最大で450人、6月中に新たなPCR検査機器を複数購入し、1日当たり570人が検査可能となるよう整備を進めております。

実際には、このところ福島県では大体130人、140人、そのぐらいかかと、毎日やっているのは、少ないときで70人ぐらいということで、ただ、全てこれまでゼロでございましたので、矢吹も相当数をやっておりますがゼロであったということで、サイレントキャリアは比較的少ないのかなと。あちこちの集団でゼロということとは、統計学的にいうと。

ただ、これから第2波、外部から多数の方がいらっしゃる。それから、自粛がかなり形が変わっていく中で、これからは大変なのかなと、そういう意味で、このPCR検査をただ単にカタログ上の性能だけではなくて、本当に必要な人にやっていただくことが大切であり、このことについては県とよく意思疎通を図りながら、さらにやっていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

また、今月2日、県は唾液を検体に使用するPCR検査を導入する方針を決定いたしました。このことにより、さらにPCR検査が安全に、かつ効率よく実施できることが期待されます。まさに唾液によるこのPCR検査については大変期待されるところであります。

最後に、クラスターの発生を抑える対策につきましては、国・県の動向を踏まえ、引き続き人との接触を低減する取組を働きかけ、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

今後とも、町民の皆様には、3つの密を引き続き避けていただく、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒などの基本的感染対策を継続する一方、新しい生活様式の定着を図り、そして町ホームページ、防災無線や広報やぶき等でお願いし、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行がともに抑えられるよう感染対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、この感染対策と、それから経済、社会のこれを正常化させていく中で、どういうふうなバランスを取って、かつ感染症対策との両方を行っていくかということが大変大切だと思われまますので、今後ともよろしくお願ひします。

そして、最後に、新型コロナウイルス感染症対策支援の財源確保についてのおただしでございませうが、本町のこれまでの感染症対策につきましては、先日の町政報告で申し上げたとおり、感染拡大の防止や医療体制の確保、経済活動の維持、継続、学習環境の整備等、町民の皆様の声聞きながら、限られた財源の中ではあり

ますが、様々な分野において地域独自の対策支援を講じているところであります。

現在、国の緊急事態宣言が解除されたものの、連日報道されているとおり、今後、第2波、第3波と、再び感染が拡大するおそれもあり、依然として予断を許さない状況にあるためというよりは、相当程度の可能性として、第2波、第3波への可能性がある中では、それに対する備えが非常に重要となると思います。国内外が未曾有の危機に直面する中においては、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応と、あわせて、地域の実情に応じた地域独自の対応が強く求められております。

このような中、政府は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を本年4月に閣議決定し、感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための施策に要する費用に充当するものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設したところであります。

さらに、5月には国の令和2年度第2次補正予算が閣議決定され、本交付金の事業規模が1兆円から3兆円増額する見込みとなりました。

本交付金の対象事業は、緊急経済対策に掲げられた4つの柱である感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、そして雇用の維持と事業の継続、そして、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築でございます。本交付金を十分に活用しながら、国や県からでは目の届かない地域の現場を知り尽くしているからこそできる独自の対策として、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな事業を第2、第3の矢として継続的に実施してまいりたいと考えております。

また、医療体制の確保とともに、経済対策としましても、営業自粛など危機的状況にある店舗に対する支援として、感染症拡大防止策に対する店舗応援キャンペーンによる助成金などの検討を深めているところであります。

今後も町民の命を守るため、感染拡大の防止に取り組むとともに、医療提供体制、福祉サービスの確保等に最優先で取り組み、最前線で奮闘されている医療・福祉の現場を全力で支えること、さらには、雇用、町民生活への影響を最小限にとどめるべく、雇用の維持、生活の支援、資金繰り支援等を行うなど、新型コロナウイルス感染症という難局を乗り切るため全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

長くなりましたが、以上で6番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 6番、富永議員の質問にお答えいたします。

町の奨学金についてのおたただしではありますが、少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、若年層を中心として、地方から東京圏に人口が流出し、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している状況にあります。進学のため町を出た子供たちが学校を卒業後、またふるさとに戻り、定住することを後押しするために、議員おただしの条件付の給付型奨学金は大変有効なものと思われま。

給付型の奨学金は、その財源の確保が課題となりますが、この6月に、総務省より奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が制定され、制度内容が示されました。貸与型の奨学金ではありますが、学校卒業後ふるさ

とに住む等、条件を満たした者に、奨学金返還の支援を町が行うことで特別交付税の措置の対象となりますので、こちらの要綱の活用を検討予定であります。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワークや在宅勤務といった仕事の形がメディアに大きく取り上げられ、注目されてまいりました。地方に住む、ふるさとに住むという選択も改めて注目されると思われれます。

本町では、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、様々な施策を行っております。奨学金を活用した若者の定住促進につきましても、総合戦略の中に施策として位置づけ、奨学金返還支援事業として実施について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

まず、最初のまちづくり総合計画についての質問でありまして、新町長としての公約は何だと。いわゆる、まちづくり総合計画というのは、公約そのものではないのかと私は理解しております。

答弁では、いろいろ出てきておりまして、同僚議員の選挙における理念ですか、そういったものも重なるところもあると思いますけれども、もう少し具体的な事業につながるような公約が、そういったものとしては、今の段階ではなかなか難しいのかなという認識であります。その点お尋ねいたしますが、町長、どうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[発言する者あり]

○議長（角田秀明君） それでは、企画総務課長の佐藤豊君、町長に代わりまして、代弁。

課長。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長（佐藤 豊君） 6番、富永議員の再質問にお答えいたします。

町長の公約の中で、具体的に事業に反映させられるところということでございましたけれども、先ほど答弁にもありましたとおり、これから各公約に基づく市の会議というか、そういうところで議論を深めていって、メリット、デメリット、あとまた費用対効果、やるんだったら今の課題とその改善策はとかというところで、これから議論を進めていくところをまさに進めていく段階でございまして、今この場で、申し訳ございませんけれども、具体的な答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 富永議員、今のような答えでよろしいですか。

再質問ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） この時期、またコロナも絡んでおりまして、もう具体的な公約を絡めた計画というものを聞きたかったんですけれども、9月の楽しみというか、そういうことで、その時期を期待したいと思います。

町長答弁の中で、優先すべきことということでコロナ対策、そして事業の総点検、そして職員の人材育成の3点を挙げられておりました。この職員の人材育成、どういった具体的にやろうとしているのか。これもまた検討中なのかなと思ってしまうと、なかなか質問しづらいところがあるんですけれども、ただ、私からちょっと言わせてもらえば、たまたま見えていた「自治日報」というものが図書室にありまして、これは2040年を目指して、やはり職員がどうあるべきか、行政がどう変わっていくか。いわゆるICT及びAI、こういったものが導入され行政の仕事が変わっていくと。そういった中での対応すべき職員をつくっていくということであります。この1点からしても、ここの記事においてはやはり町長、執行者のリーダーシップ、これも大切であるということであるわけです。そういったものを含めて人材育成、どう考えて、職員になってしまいますけれども、人材育成をどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） じゃ、答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） では、6番、富永議員の再質問にお答えいたします。

人材育成についてでございますけれども、このヒアリングにおいて町長からの指示を受けましたことは、課内会議、係内会議、面談等を定期的に行って、職場内研修、いわゆるOJTでありますけれども、その点を常態化することで人材育成に努めることということで、明確な指示がございました。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） 今、先と言ったら失礼なんですけれども、中長期という言葉を使うならば、中期的なことでの指針、では長期にわたって、いわゆる先ほど2040年という言葉が出てきておりまして、そこら辺を目指して、人材の育成はどうあるべきかということで、記事ということで載っております、そういった中で、やはりこれからICT及びAI、そういったものも含めて、恐らく役場業務というものがクラウド化されて、よりそっち方向に向かっていくのであろうと、そういった中での人材育成、そこら辺、いわゆるこれは長期になるかなと思う、20年くらい先の話を目指しておりますけれども、そこら辺も含めて町長のお考えがありましたら、町長のほうからご答弁願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 長らくお待たせしまして。いや、すみません。

人材のここにお話ししました、ウイルス対策であるとか、事業の総点検、職員の人材育成、主に3点、それから後期基本計画でお話ししました待機児童やら町政懇談会、企業誘致、生活道路の早期整備、16項目ありますが、これを具体的にどうしていくかというのは、まさに9月のお楽しみじゃないんですけれども、ウイルス対

策のほうで相手を取られていたんで、かつちょうど時間もなかったので、これから組み立てていきます。

今、お話がありました職員の人材育成の話をもう2040年という話ですので、私の夢のようなことをちょっと話させてもらいますと、もう今これが、例えば今、皆さんと話して、これからどうなるかと。よく今話していますのは、例えば今度のコロナ、言わばアフターコロナ、ポストコロナの世界は、恐らく今、会社もリモートでやりますと、それで直接会わなくても。その中で、オンラインで全てをやっていく中で、先ほどちょっと触れましたけれども、本社機能を例えば普通の会社も分散していくと、別に東京にいなくたっていいと。東京にいなくたっていい、非常に密で様々なウイルスなり、それから自然災害のリスクのある東京にいる必要ないんで、そこで矢吹に来てもらってということであれば、その環境を整備しなくちゃいけないと。

だから、役場についても本当であれば、そういったICTについてきちんと整備し、そして在宅の仕事ができるようになるのが一番いいんですが、ただ一方で、例えば学校であるとか、それから私が今考えている、介護施設とオンラインで面会するとか、そういった形で介護施設で元気がなくなっているおばあちゃんとかを元気づけてあげるとか、いろんなことを考えています。実際、今ちょっと試行的にやろうと思っているんですが、ただ、役場の仕事は、さっきクラウドという話出ました。私もぜひクラウド化したいんだが、役場の個人情報ほかに比べて極めて重いものですから、それをクラウド化しないと、役場が在宅で仕事をする場合の非常に大きな、やっぱりこれはネックになるので、むしろ皆さんのお知恵を借りたいと。それを情報セキュリティーというものを徹底してやって、役場の様々な個人情報なり、大変大事な情報をきちんと、かなりしっかりしたセキュリティーをかけた上で、それを例えば家で仕事ができるようにするというのであれば、これは仕事の仕方が全く変わります。

また、そういう仕事ができるような町になれば、様々な、東京の本社で今を時めく様々な企業が、これから恐らく地方に様々な分社する形になってくるでしょうが、そういった方々の機能と、それから優秀な人材に来てもらうことにもなる。もう一つは、やっぱりここで実は待機児童の解消、皆さん先ほどご覧になったとおり、4月時点では、矢吹町は22人も待機児童が出ちゃって、去年からの流れでいうと非常に待機児童が増えていっていると、幼稚園の。だからそういった面で、そういったいわゆる子育てしやすい、それからICT、そういったものがきちっと整備されていて、それで仕事ができる。役場の中は、その中で例えば非常によくできていると。こんなものも含めてやると、恐らく矢吹は相当変わるだろうなと思っております。

矢吹の役場の中の仕事も、そういった形でうまくできればいいんですが、繰り返しになりますが、やはり個人情報等の非常に重要な情報をクラウド化し、それをきちんと情報セキュリティーをかけられなければ非常に難しいので。そこは今話していても、そこが大きなネックになっています。ただ、それについての意欲はありますので、仕事のやり方を変えていくということ、それから人材育成という観点でいうと、そういった技術的な問題と仕事のやり方を変えるというのがありますけれども、あとは先ほどのように、まさに住民目線で、町民目線でとか、そういったことも含めて変えていけたらなと思っております。

ただ、今お話ししたのは、富永議員をあまりお待たせしてはいけないということで、かなり、皆さんの中でいうとちょっと飛んでいる話でございますので、そこはご了解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） どうも答弁で、町長とお互いに夢を分かち合えるというのは非常にうれしいものであります。

2040年というのは、あと20年後です。私、こうすっぺ西側、この答弁の中でも触れておりますが、住民による地域づくり団体であります。この活動が20年たっております。

そこで、これに関して質問ということで、いわゆる基本計画をつくるに当たって、住民の立場や目線に立った住民主導型地域創生の提言、これは非常に大切であり、尊重されると思います。今までもそういった形で、確かにそういった住民という形で、そういった施策づくりに参加され、また意見、声を聞いてきてるとよく言われるわけですが、私の感想とすれば、どちらかといいますと行政主導型が主であり、それは行政と町民、行政側が主導して町民こうやってくださいというパターンですね。それから、町民と行政が連携しているんな領域で行うと。これはどちらかといいますと行政側の縦割り、それに基づいた町民の協力、そういうものが出ているなという印象があります。

それに対して、住民主導となりますと、町民の主体性の下に行政と協力して行くと。そうなった場合、例えば、こうすっぺ西側ですと、まず隈戸川をどういうふうにしようかとなると、都市整備と関わってきます。それから、森や田んぼはいろいろ控えておりますから環境、そういったことで子供たちの環境教育、そういったものとも関わりますし、小さな子供たちがその環境に触れることによって、この町の郷土愛も目指していけるであろうと。そうすると教育振興及び子育て支援課とも関わってきます。さらに、途中にごみがいっぱい流れ着いてあったりしますので、川沿いですので。今度、ごみ拾いをしましょうと呼びかければ、これはまちづくり推進のほうに関わってきます。そして、そういった中で、何かを催物をして町を探検したり、またはそういった何か企画をしようとした場合、じゃその予算云々、または補助はどうなるかという企画総務関係と関わってきます。

このようにフラットになっている。そういった中で活動している地域住民ボランティアもあると思うのですね。そういった方も取り込んで、そして意見を聞くと。そういったものが必要になると思います。どうも今までの間、どちらかという、自治体、行政区が中心になって力強く活動されて、まちづくりをしてきたというのが今回の第6次総合計画、それを実施する上で、今言ったように自治体が主導になって結構活動、そっちがメインになってきているなど。私は今言いましたように、住民主導というのは、あくまでもフラットなものとして活動している人たち、こうすっぺのほかにも子育て支援なんていうか、そういったものに活動されているグループが3つほどあります。そういったグループ、そういうのがありますから、ぜひそういった方々の声を生かせるような取組で、そういったもので住民主導型地域創生、そういったものを考えていただければなど思っておりますが、この辺の考え、町長、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、富永議員のご質問にお答えします。

先ほどの流れで、今これができるか、それから将来できるかということよりも、こうしたいということ、それから現実にそれができるといふことの萌芽というか、芽があるということを中心にしたいと思っております。

す。

例えば、今のこうすっぺのお話がありました、私が身近に感じているところでは、例えば多面的事業で、特に中畑で、たまたまなんですけど私の地元の寺内で、多面的事業で、そこで出た交付金を基にして、実は農業関係の土地改良区事業でなかなかうまくいっていないところの、例えばU字溝を入れてそれでやるとか。集落のほうでかなり主体的にやっている大変いい事例もあって、行政がなかなか目が届かない、足りない、それから集落の機能が落ちている、そこをきちんとカバーできる試みがかかなりできているように思います。ですから、そういったものもきちんとバックアップしながらという、その自治体、それからそういうふうにはやっておられる様々な住民での活動、こういったものを一つ一つ大事に育て上げていけたらいいなというふうには思っております。また、そういう事例は今出てきておりますので、そこは非常に大切にしていきたいなど、私個人としては思っておりますので、それを何とか育てていければと思っております。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） どうもありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきておりますので、将来負担比率低減に向けてということで、具体的な対策があればそれをお聞きしたかったんですけども、といいますのは、この町は平成30年度において負担率が109.2%、若干落ちてきております。しかし、類似団体の平均値を見ると38.5%、この差はあまりにも大きい。それで健全であるという、今まで答弁しております、聞いております。これで、この町はいいのかと。将来の子供たちにこれだけの負担。近隣市町村、または類似団体と比べて、大きな負担を負うという数字が実際あるんですね。これに関して、これは問題だ、これを何とかしなければいけないというのは、やはりこれから大切な課題だと私は思っております。

最後に、奨学金に関して、前向きな答弁でありまして、ぜひ、あしなが育英会だと貸与と給付が一緒になった制度を持っております。そういったものも含めながら柔軟に、この町の奨学金制度を改めて借りやすいように、そういうふうにして移住・定住につながるような、そういう奨学金を考えておりますけれども、さらに最後に、これに対する考えのほどをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 富永議員の質問にお答えいたします。

先ほど教育長答弁いたしました、この6月1日になります、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が制定されまして、これから矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略、年度末までには策定する予定になっておりますけれども、その中に矢吹町の奨学金の返還の支援を行う事業、これを位置づけまして、同じく補助金の交付要綱を新たに策定いたしまして、あくまでも支給型の継続にはなりませんけれども、支給した返還金に対して一定の金額を補助する制度、それを来年度より創設したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） あと1分ぐらいありますが、再質問ありますか。

○6番（富永創造君） 以上であります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、6番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時20分にしたいと思います。

（午後 3時11分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長したいと思います。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告5番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴席の皆様、大変ご苦勞さまでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を捧げます。また、各地で治療や感染予防に力を注がれている皆様に感謝と尊敬の意を表します。

また、昨年の台風19号の被害に遭われた方々へ心よりお見舞い申し上げ、一日でも早い復旧を願います。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたしますが、私は、議員として一般質問は初めてでありまして、質問の要領を得ておりませんので、聞き取りにくい点等あるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。また、質問の内容等につきましても、既に議会で審議され、そして結論が出ているものもあり、重複する場合もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。学校教育についてですが、現在、新型コロナウイルス感染の広がりが小中学校を中心に、教育現場を直撃しております。新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、町内の小中学校についても5月中旬まで休校が続きました。3月上旬から進級・進学を挟んで2か月以上も授業がない異例の状況で、心配されるのは今後の学習面への影響でございます。

本町においても、既に夏休みの短縮については決定しており、短縮により8日間の授業日数を確保してござ

いますが、新学期以降の4月、5月で実際に臨時休校となった日数は17日間ございます。また、教育委員会から通達が出ております夏休み短縮の文書によりますと、土曜授業の実施や冬休みの短縮は現在計画していないということになっておりますが、日数的には埋め合わせには足りていない状況について、そこはどうか補っていくのかを、考えをお伺いいたします。

学校教育について、2つ目の質問に移ります。

I C T化が進む現代社会において、子供たちがスマートフォンやインターネットを利用する機会は近年急激に増加してきており、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えております。こうした中で、インターネット上で特定の子供に対する誹謗中傷が集中的に行われたり、他人になりすましてスマートフォンのSNS等を利用し、特定の子供に対する誹謗中傷を不特定多数のスマートフォンに送りつけたりするなど、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が現在深刻化してきております。そこについて、町として今後どのような対応がなされていくのかをお尋ねいたします。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

高齢化社会を迎えるに当たり、介護・医療の2025年問題が目前まで迫っております。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎えます。超高齢化社会が抱える大きな問題として、老老介護、認認介護の問題、介護難民の問題、高齢者の独り暮らし問題、高齢者に対する虐待の問題、介護業界の人材不足などが挙げられます。

まず、老老介護問題ですが、65歳以上の高齢者を65歳以上のパートナーや子供、兄弟などが介護している状態のことをいいます。続きまして、認認介護問題。高齢になると認知症になるリスクが高まります。介護が必要となる主な要因は、認知症と脳血管疾患等による後遺症が主ですが、介護者も高齢である老老介護では、介護者が認知症になっても気づきにくいいため、そのまま老老介護が認認介護へと移行していく問題でございます。

続きまして、介護難民の問題。要介護認定を受け、介護が必要であるにもかかわらず、在宅、病院、施設のいずれでも介護を受けられない人々のことです。少子化、核家族化、共働き、単身世帯の増加により、在宅での介護の担い手が不足しております。また、介護施設や介護職員の不足などのため介護施設への入居もできないなど、行き場のない介護難民が年々増えており、深刻な問題となっております。

高齢者の独り暮らし問題。少子高齢化、核家族化により独り暮らしの高齢者が多くなりました。特に、子供が独立して夫婦2人暮らしとなり、先に夫を亡くした高齢女性の独り暮らしが増加傾向にございます。

そこで問題となってくるのが認知症で、高齢者の独り暮らしは社会的に孤立しやすく、孤独感は認知症を発症する可能性を高めてしまいます。家族関係が または忙しい家族に遠慮して誰にも頼れず、誰にも気づかれないままに認知症が進行し、近隣住民とトラブルとなってしまう高齢者も増えております。

続いて、高齢者に対する虐待の問題でございます。高齢化が進み、高齢者に対する虐待問題は、今、社会問題となっております。虐待にも種類があり、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待などがございます。家族、親族による高齢者虐待の主な要因は、介護疲れや介護ストレスがあります。出口の見えない介護の中で思うようにならないことも多く、介護以外の問題も含めて精神的な負担を抱え込み、高齢者虐待に発展していると考えられます。

続いて、介護業界の人材不足の問題でございます。介護人材が不足する原因は、高齢化により増える介護の

需要に対して少子化、人口減少による介護の担い手が不足していることです。さらに、介護職を希望する人が少ない上に離職率が高いこともございます。介護職は体力や精神力の要る過酷な職務である割に、他職種と比べて低賃金であることも、介護職を希望する人が少ない要因ではないでしょうか。さらに、介護職についても人材不足で、多くの要介護者を1人で担当しなければならず、その負担や重責から離職してしまい、ますます介護の人材不足に陥るという悪循環となっております。

こういった様々な問題がある中で、今後、重要となってくるのが地域包括ケアシステムの構築でございます。これは第8次矢吹町高齢者保健福祉計画にも出ておりますが、町が運営主体となる体制の下、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備する必要があります。医療や介護が必要な状態となっても、病気と共存しながらなるべく自立した生活を目指すため、安心して暮らせる住まいの確保、自立を支える生活支援、疾病予防など、医療・介護の連携した提供体制の構築が急務であると考えます。

今後、個人の健康寿命を延ばし、生活の質、QOL、クオリティー・オブ・ライフの維持向上を図っていくことがとても重要な課題となってきます。こういった問題がもう目前まで迫っている超高齢化社会を迎えるに当たり、町としてどのように捉え、対応していくのかお伺いいたします。

では最後、3つ目の質問のほうに移ります。

企業誘致の推進と働く場の確保についてですが、現在、人口構成の少子高齢化が急速に進む中で、人口の減少と若者の地元定着や大都市圏からのUターン促進、いわゆる地域創生が重要な課題となっております。その中で、若者が県外などに流出してしまう一つの要因として、地元に関わる場がないこと。若者が地域に定着していけるための仕事づくりがとても重要であります。

そこで、1つ目の質問でございます。地域経済の発展と雇用機会の拡大のための企業誘致促進事業がございましたが、現在の町の進捗の状況をお伺いしたいと思います。

続いて、2つ目の質問に移ります。旧国営第2苗畑跡地への企業誘致の現在の進捗の状況、また、第2苗畑跡地に埋蔵文化財の包蔵地が含まれているということが分かっておりますが、そのことが今後企業誘致への弊害、妨げにならないか対策等を、考えをお伺いしたいと思います。

質問については以上でございます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めたいと思いますが、私のほうから、一言おわび申し上げます。本来であれば、ルールにのっとり、町長の質問を先にやっていただくところでしたが、教育長の先にやっていただいたんですが、答弁は町長から先にいただきますのでよろしくお伺いしたいと思います。

町長、答弁よろしくお祈いします。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、2025年問題に対する町の現状と対策についてのおただしであります。総務省統計局の人口推計によりますと、本年5月1日現在、全国平均の65歳以上の人口割合は28.7%でございまして、前年度より0.3%伸びております。また、福島県企画調整部統計課の福島県の推計人口によりますと、県の65歳以上の人口割合は31.9%であり、前年度より0.6%伸びております。

令和2年4月30日現在、本町の65歳以上の高齢者は5,192名。人口割合は30.1%であり、前年度0.5%の伸びでございます。本町の65歳以上の人口割合は、全国平均より1.4%高く、県より1.8%低くなっております。

なお、75歳以上の人口割合につきましては、全国平均では14.8%、前年度より0.3%伸び、県では16.3%で、前年度より0.1%伸びております。本町の75歳以上の後期高齢者は2,548名で、人口における割合は14.8%、前年度より0.2%の伸びとなっており、本町の75歳以上の高齢化比率は全国平均とほぼ同一、県よりも1.5%低い状況でございます。

また、要支援・要介護認定者数につきましては、平成31年3月末で753名、令和2年3月末時点で779名と、26名増加しております。介護保険事業計画では、平成30年度の要支援・要介護認定者数を797名、令和元年度では831名と推計しており、実際の認定者数は、計画の推進値より低く抑えられた状況であります。

議員おただしの団塊の世代が75歳となる2025年問題、これを迎えるに当たり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるための対策につきましては、各地区の高齢者サロン事業や、住民が自主的に集まり介護予防体操を行う通いの場に講師を派遣するなど、自立のための支援を行っております。また、令和元年11月からは、日本健康マージャン協会のルールの下、禁酒・禁煙・賭け事禁止をモットーに、健康マージャン交流会を開始し、高齢者の閉じ籠もり防止に努めております。

また、現在、要支援状態のサービス利用者がより自立した生活を送るため、自立支援型地域ケア会議を開催し、利用者のケアプランに対し医療専門職から助言を得て、ケアプランの見直しを行い、介護サービスやふだんの生活を改善することで、利用者が要支援状態から自立に近づけるための技術的支援を行っております。

医療と介護の連携につきましては、白河市及び西白河郡4町村が合同で白河医師会が運営する白河地域在宅医療拠点センターに事業を委託し、医療や介護の他職種研修会や医療と介護が連携するための相談対応、住民向けセミナーの開催による啓発活動など、在宅医療と介護の連携を強化する事業も実施しているところであります。

申し上げました。ただ、こういった形で、様々な施策によりまして、芳賀議員おただしのことについての対応をしてきて、一定の要介護・要支援に高齢者になる、いわゆるフレイル状態なり要支援・要介護に行くところを一定程度とどめてきたのかと思っております。

ただし、非常にこれは大きな課題であります。言わばポストコロナ、ウィズコロナということで考えてみた場合に、私も実は在宅介護をやっておりましたが、また介護施設なんかを見た場合に、面会にも行けない、それから様々なイベントもできない、慰問も受けられない。今、完全にそういう形になっていて、部分的に予約をしながらそういった面会等を受け入れるという話もだんだん出てきておりますが、感染リスクを考えると非常にある意味リスクが高いと。ということで、実は先ほど、こういった状態をどうするかと、今、先ほどのように高齢者がフレイルになり、要支援・要介護になるといったことを止めるために様々なことをやってきたけれども、それが今のところできていなかったり、言わば機能不全に陥っているところをこれからどうするかというのが、大変大きな課題かと思っております。

そのことについては、これもまたこれから、今から検討しているところでございまして、そのことについてはまた別の機会にお話をすることになるかと思っております。例えば、まさにオンラインによる面会をして、こういう介護の方々とか、あるいはオンラインでそういったイベントなり、よく慰問に来てくれた方々に、踊りを

そういったもので見せるということで、感染リスクを避けながら、しかしおじいちゃん、おばあちゃんを元気にする、あるいは慰問をする側のほうも元気にするとか。これからはかなり違った考え方を入れていかないと、これらは有効に機能しないかもしれない。これ、ちょっと最後は私の考えです、思っておりますので、相当程度、この今までうまくいっていた考え方に対して、どうしたらこれがポストコロナ、ウィズコロナの時代もうまくいくのかと、あるいは新しい試みをすべきなのかというふうに、これからかなり真剣に検討しなければいけない、そうでないとどんどん、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんは自立度が低くなり、弱っていくということのリスクが高くなっていくと思っております。

こういった地域包括ケアシステム構築を進めてまいりますけれども、今のような問題点も含めまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致促進事業の進捗状況についてのおたしでございます。

平成20年度以降11年間で、昨年度までに町が誘致企業として認定を行った件数につきましては、新規に用地や空き工場等を取得して操業を行った企業が8社、増設などの規模拡大をした企業が20社であります。本町では誘致企業として認定することにより、固定資産税の減免や合併浄化槽の設置費用の補助などを活用することができる各種優遇制度があります。

次に、企業誘致の取組についてであります。町は単独ではなく、福島県の企業立地課や東京事務所及び大阪事務所などの関係機関と情報共有を図りながら、企業に対し用地のあっせんや各種補助事業の説明、さらに現地案内などの対応により誘致活動を行っております。また、企業動向に詳しいやぶき経営懇話会とも情報共有を図り、雇用確保策、町内企業のコミュニケーションづくりなど、企業が進出しやすい環境づくりにも取り組んでいるところであります。

やぶき経営懇話会につきましては、異業種間の交流と情報交換を図り、地域産業が抱える諸問題に協働で取り組み、併せて本町の産業発展に寄与することを目的として、平成17年に組織されており、経営者の研修会や社員研修会、光南高校生の職場体験や企業説明会の開催のほか、地元企業を知ってもらうためのやぶき企業ガイドブックを発刊し、これはかなり分かりやすい絵入りの、特に高校生などによく分かりやすいような形、体裁になってございます。最近、これの新版が発刊されております。矢吹中学校、光南高校に配布するなど、幅広い活動をされております。

これまでの町の取組といたしましては、県や経営懇話会などの関係機関、団体と連携を取りながら、企業誘致には努めてはいるものの、率直に言いまして主体的、積極的な取組は不足していると感じておりまして、改善すべき点も数多くあり、見直しを図ってまいりたいと考えております。

なお、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、他の都府県との往来が極めて難しい状況にあり、誠に残念ですが、私自身が就任直後からこのような状態になってしまったために、先ほど言いましたフルスロットルでスタートしたいと思っていた企業誘致活動、特に東京、あるいは東京、関東周辺、あるいは大阪周辺で企業誘致のための活動をすることが事実上ストップしておりましたので、これまでできておりません。今後の新型コロナウイルス感染の状況を見極めながら、私自身のネットワークも活用し、中央省庁であるとか関係機関、そして企業本社、特に大企業、中堅企業の本社を訪問するなど、積極的な活動をしてまいりたいと考えております。

また、私は、先ほども若干触れましたが、今後は人口密集による新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク回避のため、リモートスタイル、テレワークなどの在宅勤務が大きく伸び、定着しつつあることから、既にもう一部定着しつつあります。優秀な人材、若手働き盛りの社員の地方への移住や本社機能を分散する、これは災害等のリスク回避の面、それから東京にいることのメリットよりもリスクのほうが高くなっている部分が出てきたからであります。移転を考える経営者が増えてくるものと考えております。

これは地方にとって、言わばコロナのピンチをチャンスに変える可能性のある状況であり、子育て、福祉等暮らしやすい生活環境の整備に加え、本社機能、工場等の移転への各種優遇、サポート措置の強化を具体的に急ぎ検討してまいりたいと考えております。

本町は首都圏からも近く、道路交通の要衝であること、福島空港へのアクセスも便利であり、他の市町村と比較しても、先ほどの台風19号の災害を考えるとなかなか言いにくいんですが、一般的には他の地域よりも災害は少ない地域であるという、この町の優位性をさらに大きく生かし、本社機能の誘致、移住・定住者の受皿づくり、こういったものを急ぎ検討して進めてまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の状況については、第2波、第3波の脅威、リスクは今後拡大も懸念される。相当程度の確率で、第2波、第3波が来るときにどうするかということがあるかと思いますが、言わば先ほどのような大きな動きですね。一説には、新型コロナウイルスは黒船だとも言われています。黒船によって日本の社会がどう変わるのかということですが、言わば、それによって生じるピンチをチャンスに変える機を逃すことのないよう、私のこれまでの経験と人脈等を生かしながら企業誘致に邁進してまいりますので、議員、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧国営矢吹第2苗畑跡地への企業誘致についてのおただしであります。当該用地は約26ヘクタールの広大な土地であり、関東森林管理局が平成20年6月に国有財産の売却を公告したのを機に、県が大規模面積に対応した工業団地として、誘致企業の決定後に造成を行うオーダーメイド方式による整備を計画し、東日本大震災後の平成24年10月に開催された第16回福島県東日本大震災復旧・復興本部会議において、福島県復興工業団地と位置づけられているところであります。

これまで、県企業立地課と町合同による整備計画の実現に向けた国との協議交渉を進めておりますが、議員おただしのとおり、当該用地は狐石B遺跡、丸っこ山遺跡、井戸尻遺跡など、埋蔵文化財の包蔵地となっておりまして、調査期間を含めた造成整備に係る期間は5年から10年を要するとの報告があり、調査費や造成費が莫大になることや、かかった経費が分譲価格に跳ね返ることで分譲価格が高額になるという非常に大きな課題がございます。

そこで、町では関東森林管理局に対し、大規模な造成を行う工業団地化だけではなく、現況地形や埋蔵文化財の保護等にも配慮した農業・6次化産業に関連した業種、企業の誘致も視野に入れていただく提案を県企業立地課と検討しているところであります。

また、期待できる効果といたしましては、分譲価格の抑制や造成期間の短縮はもとより、研究開発に関連する企業の誘致、研究開発者などの交流人口の増加、6次化による特産品の開発、町内既存企業との受発注の促進、障害者の雇用機会の拡大などが挙げられます。

今後も国・県と連携し、当該用地の利活用について協議、交渉を進め、雇用機会の拡大や地域経済の活性化

のために努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の臨時休業に伴う学習面での影響についてのおただしであります。本町では、昨年度末の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた政府の休業要請を受け、町立小中学校では、3月4日から臨時休業を実施いたしました。この間、卒業式や登校日もありましたので、中学3年生を除き、約11日間の授業を行うことができませんでした。春休みを挟み、今年度は、町内で感染者が見られたことや県の緊急事態宣言を受け、17日間の臨時休業を実施いたしました。

臨時休業期間中は、各小中学校にて課題を与え、登校日を中心に学習状況の確認や個別指導を行ってまいりました。しかしながら、議員のご指摘のとおり、この臨時休業により生じた児童生徒の学習への影響は大きいと認識しております。

今回の学校再開に当たり、町内の小中学校それぞれ、今年度の教育課程の完全実施に必要な授業時数を算出したところ、学校行事の削減や6校時の授業日を増やした上で、7月末まで授業日とすれば解消できると見込んでおります。

教育委員会といたしましては、7月31日まで1学期を延長し、2学期の始業式を8月19日と1日前倒しすることで、新たに8日間の授業日を設定し、学習内容の未履修がないように進める考えであります。子供たちが楽しみにしていた夏休みが短くなり、それぞれのご家庭の事情もおありかと存じておりますが、それぞれの理解が得られるよう丁寧に説明を行ってまいります。

また、保護者の方々も学力をはじめ様々な不安をお持ちであると推察しております。各学校においては、保護者会等で取組について具体的に説明を行い、積極的に相談に乗ることで不安解消に努め、保護者の方々のご理解とご協力の下、確かな学力が身につく、安全に学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

さらに、今後懸念される新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の影響により臨時休業を実施した場合は、土曜授業や冬休みの削減により授業時数の確保を考えております。

学校内での感染防止策を徹底することも重要であると認識しております。登校前の検温、身体的距離の確保、手洗いや消毒、マスクの着用、密集、密接、密閉の3つの密を避けるなど、新しい生活様式を十分に踏まえた指導を徹底してまいります。

また、この臨時休業中に児童生徒の学力差が生じていることも懸念されます。各種テスト等で児童生徒の学力の実態把握に努め、宿題や放課後を利用した個別指導を実施することで、学力の補充や学力差の解消を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、SNS等、インターネットを介したネットいじめ等に対してどのような対応がなされているかについてのおただしであります。国の掲げた次世代の社会構想、Society5.0に向かって情報化が加速的に進展する現代において、子供たちを取り巻く環境が急速にかつ大きく変化していると認識しております。特にSN

Sは無料であったり、複数で会話が楽しめたりするなど、使い勝手がよい反面、不特定多数の人と交流することができるため、使い方を誤れば様々なトラブルや、場合によっては犯罪に発展する危険性があります。無線LANの環境があればポータブルゲーム機やタブレット端末からSNSに入ることができることも、利用者の増加に拍車をかけている一因と捉えております。

町内の小中学生のインターネットに接続できる端末の所持率を見ますと、小学生で約77%、中学生で約88%という結果であります。つまり、町内の小中学生の大部分が、使い方によってはインターネットを介したいじめやトラブルの被害者にも加害者にもなり得る可能性があるかと捉えております。実際に令和元年度は、町立小学校で1件、中学校で1件、インターネットやSNSによるいじめを認識しております。

本町といたしましては、矢吹の教育を考える会において、子供の学びの習慣化のために4つの提言をまとめ、メディアコントロールの推進を図っております。特に保護者に対して、携帯電話の所持については慎重に検討すること、親の責任でルールづくりや使い方の指導を行うことを確認しております。

今年度はメディアコントロール力向上による生活習慣の改善をテーマに掲げ、各小中学校区単位で講演会を開催し、地域や保護者への啓発を図ります。また、昨年度立ち上げたコミュニティスクールを活用して、地域の中で子供とインターネット、SNSの関わりについての課題を共有してまいります。

各小中学校におきましては、情報モラル教育を教育課程に位置づけるとともに、道徳科の授業を中核とした全ての学校教育を通して児童生徒の心の教育に努めることで、人権意識を育成し、いじめ防止を図ってまいります。また、いじめはいつでも誰にでも起こり得るという認識に立ち、早期発見、早期対応も大切なことであります。日頃の児童生徒の観察に努めるとともに、定期的なアンケートや個別面談を実施するなどして、いじめの芽を摘んでまいります。

インターネット、SNSを介したいじめの防止や解決は、家庭の協力が不可欠であります。保護者会等の機会に、SNSを利用する際の注意点やインターネットとの望ましい関わりについて啓発を図るとともに、学校と家庭が連絡を密に取り合う体制を強化し、子供たちが安心して学業に打ち込めるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 学校教育について再質問させていただきます。

夏休みの短縮というのが決定しておりますが……

〔「音量」と呼ぶ者あり〕

○1番（芳賀慎也君） 聞こえますか。

〔「聞こえます」と呼ぶ者あり〕

○1番（芳賀慎也君） 大丈夫ですか、よろしいですか。いきなりでかくなった、上がりました。

マイクが入ったようですので、再質問ということで、夏休みの短縮が決定しておるわけですが、本来の夏休みの目的の主因としては、1年間で一番暑い時期の暑熱を回避するということが挙げられます。また、今年の夏は気象庁の予測でもありますように、地球温暖化の影響もあり猛暑となる可能性が高いと予測されておま

す。その中で一番心配なのが、通常夏休みで休んでいる期間に学校に登校しますが、その暑さ対策、熱中症対策について例年以上にですね、今年の夏、暑くなるころに、子供たちへの熱中症の対策に力を入れる必要があると思いますが、町としてどのような対応をお考えでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 夏休みの延長に対しての熱中症対策ということのおただしであります。毎年、熱中症対策については各学校で対策を取っております。一番大事なものは、熱中症対策は学校組織として行うということで、会議等で全職員で熱中症対策を共通理解をします。特に緊急時の手当ての方法について研修を行ったりします。そして重体の場合、症状が重い場合ですけれども、その場合、救急車を呼んだりというようなことで、救急体制の確認を行います。

例えば昨年度、中学校に私いましたので、昨年度は体育館にいた先生が熱中症になりまして、どうしてももう動けなくなってしましまして救急車を呼びました。子供たちの場合も、体温を下げるというような具体的な救急体制を取るんですが、子供たちの場合も大人の場合も含めて、けいれん症状が出た場合には有無を言わず救急車を呼ぶというふうに共通理解をしておりました。

そして、熱中症対策の具体的な対応ですけれども、まず子供たちの健康観察が大事だということで、朝の時点で健康観察を行います。体調の悪い子はやはり熱中症になりやすいということがありますので、まず朝の時点での健康観察、そして次に暑さの対策なんですが、小中学校には各教室にエアコンが入っております。ですので、エアコンの温度調整、特に今年度はコロナウイルスの影響で換気をするということで、窓を開けなくてはなりません。ですから、ずっと冷たい温度で教室があるというわけではなく、やはり温度が変化しますので、温度調整ということをしていかななくてはならないというふうに感じています。

また、マスクの着用ですけれども、やはりあまりにも暑いときには、換気をしながらマスクを少し外すような機会や時間を設けていく必要があるかなとも思っております。教室はエアコンがあるのでよろしいんですが、体育館等について、やはり蒸し風呂状態になります。ですので、体育館のほうには工業用の大きな扇風機をつけたりして、あとは窓を開放して、空気の入替えを行ったりしているような状況です。

3点目は最も大事なところで、これは水分補給です。子供たちには水筒を持ってこさせるように指示をしておりますので、適宜、水分補給をするようになります。

そして、特に高温になったときの問題なんですが、昨年度までの場合、35度を超えるような気温になった場合には、校庭での活動は中止するというような共通理解をしておりました。あとは部活動、いわゆる体育の時間やスポーツ活動のときが一番熱中症になりやすいということですので、気温と気候等をよく見まして、時間短縮や、その辺、注意して子供たちの様子を見るというふうにしたいと思っております。以上の内容につきましては、6月の校長会等を通しまして、各校長方に指示をしたいと思っております。

以上が回答になります。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） それでは、以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

それでは、ここで暫時休議して、4時20分から再開したいと思います。

（午後 4時07分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 4時22分）

◇ 加藤宏樹君

○議長（角田秀明君） 通告6番、9番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、本日最後の一般質問となります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、指定管理者制度についてでございますが、指定管理者制度を導入して十五、六年になるかと思いますが、指定管理者を導入する際に、必ず人工、ここは何人ぐらいで運営できるかということで、指定管理料の妥当性をはかったかと思えます。現在、矢吹町が指定管理者制度を導入して運営している施設の人工をお示し願いたいと思えます。

次に、あゆり温泉と温水プールの指定管理料が5,000万近くに膨れ上がってきております。費用対効果について疑問が生じますので、費用対効果、それを維持していくだけのメリット・デメリットがどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

3番目としまして、あゆり温泉の擁壁に関しては、建築基準法違反との県の判断と指導も受けているとお伺いしておりますが、町は今後の対応をどのようにするのかをお伺いいたします。

次に、大きい項目で2番でございます。

こちらのほうは中央公民館の件なんです、令和元年12月15日、ある決起大会が予定されておりましたが、当時、決起大会で申し込んだところ、決起大会では貸せないということで、掛け合いまして、研修会ならいいだろうということで借りたんですが、それについて教育長に質問状を出したところ、質問状に対しての回答が返ってきているわけですが、それらは全て適法で問題がなかったというような回答でございます。

次に、2回目の質問をさせていただきます。令和2年1月21日に、その当時にはもう前教育長は退職なさっていましたので、職務代理者よりの回答がございました。その回答には、当初の目的が研修会であり、使用が決起大会に変わっているということで、結局は決起大会だったので貸せませんという判断は正しかったというような回答を得ているわけでございます。本当にこれが正しかったのかどうかは、私どもは再度検証したいと思っておりますので、お答えのほうをお願いいたします。

最終的に、ここで問題となったのは、社会教育法第23条第1項第2号の規定で、貸してはいけないという規定でございますが、その2号には、「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」というのには貸してはいけないという文言があるんですが、現在、教育委員会はどのよ

うにその文を理解し、運用すべきと考えているかをお伺いいたします。

3番目のまちづくり矢吹及び道の駅事業についてお伺いいたします。

まず、まちづくり矢吹の設立経緯についてお伺いいたします。過去の答弁において、法人では矢吹町としての登記はできないと、いろんな答弁をいただいております。中には、福島地方法務局にも聞いていると、助言も受けているというお話でした。それと、それに伴って必ず会社設立の場合ですから、定款認証というものが必要になります。それらについてご説明をお願いいたします。

次に、道の駅事業における町と地域協議会、そして流通経済研究所の関係についてお伺いをいたします。

それと今、百条委員会設置中ですが、これはお願いと申しますか、要望と申しますか。調査中の公文書に関して、必ず規定で公文書等は保存期間が定められております。調査に支障があると困るので、それらの保存期間の延長及び、前回はちょっと不開示とか不交付といったものがありましたので、それらも含めて開示を求めたい。要は全部開示してくれというのが本音でございますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、大項目で3つ、答弁方よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度を導入している施設の人工についてのおたただしでございます。

契約の際の積算根拠となっている人件費の内訳、人数について申し上げますと、まず矢吹町の福祉会館については、受託者が矢吹町のシルバー人材育成センターでありまして、人件費に係る人工は、管理者が12か月で1名、夜間受付が年52回で1名、土曜受付が年52回で1名であります。

なお、人工について、現在の契約と前回の契約とで変更はございません。

次に、大正ロマンの館についてであります。受託者はシュークルであり、人件費に係る人工は、責任管理者が年間240日で1名、補助員が年間240日で2名であります。なお、前回の契約から2名減となっております。

次に、矢吹町の図書館でございます。受託者は、特定非営利活動法人のふれっしゅ・すてーじでございます。人件費に係る人工は、責任者が年間288日で1名、そして常勤司書が年間288日で2名、常勤職員が年間288日で2名、非常勤職員が月12日の6か月勤務で2名でございます。なお、人工について、現在の契約と前回の契約とで変更はございません。

次に、矢吹町の健康センターでございます。受託者は、伸和建設株式会社でありまして、あゆり温泉については、人件費に係る人工は、常勤の事務責任者が12か月で1名、常勤の事務が12か月で2名、バス運転手が12か月で1名、早朝の清掃業務が258日で3名、平日の日中清掃は192日で1名、土日の日中清掃が118日で2名、日中の受付業務が310日で1名、夜間受付業務が310日で2名と、休館日の定期清掃が52日で4名でございます。

また、温水プールにつきましては、人件費に係る人工は、常勤の事務が12か月で2名、土日祝日の日中の監視員が118日で1名、夏休み期間の日中の監視員が50日で1名、夜間監視員が310日で2名、日中清掃業務が310日で1名、日中の受付業務が310日で1名、夜間受付業務が310日で1名でございます。

なお、あゆり温泉及び温水プールの人工について、現在の契約と前回の契約とで変更はございません。

次に、矢吹町のコミュニティプラザについてであります。受託者は、株式会社Rでございます。人件費に係る人工は、管理責任者が土日祝日を含む355日で1名、事務員が土日祝日を含む355日で1名、売店が平日のみ240日で1名でございます。なお、今回の契約から、事業見直しにより事務員が2名から1名に減となっております。

次に、矢吹町の屋内外運動場の未来くるやぶきでございます。受託者は、株式会社フクシ・エンタープライズであり、人件費に係る人工は、責任者が年12か月で1名、責任者代理が年12か月で1名、スタッフが平日配置の193日で4名、土日祝日配置の115日で6名、イベント対応で12日5名、個人向けフットサル対応で33日1名、団体向けフットサル対応で118日1名となっております。なお、こちらは今回が初めての契約となっております。

指定管理者制度につきましては、各施設において必要な人数を計上し、更新の際には、指定管理者による自己検証のほか、担当課による1次検証、そして企画総務課による2次検証を行いながら、適切な人員体制の下、運営しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター指定管理料の費用対効果についてのおただしでございます。

健康センターは、平成18年度より指定管理者制度を導入してございまして、指定管理料は平成18年度当初において2,205万円、令和2年度当初では4,172万6,000円となっております。指定管理者制度導入当初と比較して1,967万6,000円増加し、約1.9倍となっております。

指定管理者によるあゆり温泉の火曜定休日の営業開始や営業時間の延長といった営業努力により、利用者数、施設使用料収入ともに増加傾向となりましたが、平成20年度に行った施設使用料の値上げ後は、利用者数、施設使用料収入ともに減少傾向となり、東日本大震災後はほぼ横ばいの利用者数及び施設使用料収入となっております。利用者数及び入湯税を除いた施設使用料収入を比較しますと、平成18年度の利用者数は16万7,136人で、施設使用料収入は2,564万9,000円、平成30年度の利用者数は10万6,470人で、施設使用料収入は2,106万4,000円と利用者数は6万666人減少し、施設使用料収入は458万5,000円減少しております。

次に、温水プールでは、平成20年度の施設使用料の値上げ後は、利用者数、施設使用料収入ともに減少傾向となり、東日本大震災後は利用者数が順調に増えておりましたが、平成28年度をピークに減少傾向となっております。利用者数及び施設使用料収入を比較しますと、平成18年度利用者数は8万8,649人で、施設使用料収入は1,172万6,000円、平成30年度利用者数は6万6,215人で、施設使用料収入は774万1,000円と利用者数は2万2,434人減少し、施設使用料収入は398万5,000円減少しております。

一方で、歳出におきましては、燃料費、電気料の高騰、老朽化による小規模修繕等の経費の増加、シルバー人材センターの単価の改定及び消費税率の変更などによる人件費の増加と、単純に経年で比較することは難しい状況ではありますが、年々増加傾向となっております。

これらの施設使用料収入が減少し、歳出経費が増加していることから、指定管理料が増加している状況にありますが、民間事業者によるノウハウを発揮し、老朽化施設設備の適正な維持管理、各種イベントの開催、営業時間の延長、食堂の開設等といった施設利用者への利便性及びサービスの向上が図られており、類似する施設が近隣市町村に存在する中、年間10万人を超える利用者があることは、町民の憩いの場のみならず、町の観光施設としても非常に大きな役割を担っているものと捉えております。

また、指定管理料の総額では増額しておりますが、人件費においては、指定管理者制度導入以前の平成17年度の町直営での人件費が4,996万5,000円でありまして、令和2年度の指定管理料における人件費は4,067万3,000円となっております。現在においても、町職員による運営と比べ人件費は抑制されていることから、一定の費用対効果はあるものと認識しております。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止という課題について対応に努めながら、指定管理者と協力し、イベント等を工夫して開催するなど、魅力ある施設の運営に努め、入館者数を増やすことで収入増を図ってまいりたいと思っております。

また、本年度において、現在の指定管理期間の費用対効果を含めた検証を実施し、次期指定管理者の募集選定を行い、関連する議案を上程させていただき予定としているため、適宜、議員の皆様にご説明申し上げてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の敷地内擁壁における今後の対応についておたしでございしますが、あゆり温泉敷地内にある擁壁につきましては、平成30年2月23日に福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項による擁壁の法適合状況の報告を求められ、平成30年12月13日に建築基準法第12条第5項の報告を行ったところ、平成31年1月24日に報告書の追加説明及び修正の指示を受け、令和2年3月19日に追加説明の書類を提出し、令和2年3月27日に建築基準法第12条第5項の報告が受理されました。

本報告では、あゆり温泉敷地内にある4基全ての擁壁が建築基準法に適合しておらず、改修が必要であると報告しております。

なお、改修に当たり、改修工程につきましても報告しており、令和2年度は基本設計に着手し、令和3年度は実施設計を行い、令和4年度は改修工事に着手し、令和5年度は改修工事を完了する予定としております。

改修工事につきましては、今後、基本設計や実施設計を行うことから、関係機関との協議や調整に加え、あゆり温泉敷地の隣接地権者等との協議など、様々な課題がありますので、その都度、改修工程を見直すなど、柔軟に対応してまいります。

また、町では、矢吹町の公共施設等総合管理計画に基づく個別計画である矢吹町保健福祉施設個別施設計画を令和元年12月に策定し、あゆり温泉につきましては、目標耐用年数である65年、この間使用できるよう、機能回復のための長寿命化改修を実施しながら施設を使用していく計画と定めており、擁壁の改修と併せ、施設の改修時期につきましても検討してまいります。

今後は、新型コロナウイルス関連予算の増加に伴い、厳しい予算編成が見込まれますが、町民の安全・安心を守るという観点から、関連予算案について議員の皆様へ十分に説明をした上で、ご理解をいただきながら改修作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、次に、まちづくり矢吹の設立経緯についてのおたしでございします。

まずは、これまでの経緯、経過にご説明いたしますが、本事業については、平成28年4月に第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の事務事業の一つに、(仮称)株式会社まちづくり矢吹事業を位置づけ、民間委託の受皿等として組織の立ち上げを目指してまいりました。その後、地方創生として、全国的な大きな流れの中、有利な財源である地方創生推進交付金を活用しながら、矢吹型働き方改革による就労支援プロジェクトや(仮称)まちづくり矢吹事業に取り組み、平成31年度には、まちづくり矢吹事業として設立に向けた具体的

な準備に入り、令和元年5月には一般社団法人まちづくり矢吹が設立されております。

設立時社員については、法人設立の目的・使命から矢吹町長、矢吹町商工会長、当時ですね、株式会社コミクリ代表取締役の3名となっております。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、社員は個人、法人ともに就任できることになっておりますが、地方自治体の長としての印鑑証明書を発行することができないため、福島地方法務局に相談したところ、個人として登記することとなる旨の指導がありましたので、個人として社員登録をしております。

議員おただしの具体的な相談先につきましては、令和元年4月末に福島地方法務局に電話で確認しております。また、定款作成においては、東京都中央区の司法書士が代理人となっておりますので、内容を確認いただいております。

なお、設立時社員の一人であった野崎吉郎氏につきましては、2月13日の臨時総会において社員を退任されております。

また、定款については、まちづくり矢吹側での手続となっております。令和元年5月9日に白河公証役場の認証を受けて、同年5月13日に一般社団法人まちづくり矢吹の設立の登記が完了しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、町と道の駅やぶき地域協議会、流通研究所との関係についてのおただしでございます。

まず、道の駅やぶき地域協議会につきましては、平成28年度に国の地方創生加速化交付金を活用した事業の採択を受けて、これまでの（仮称）道の駅やぶき整備検討委員会を改め、平成28年9月に地域内の人材を活用した連携の推進、地域ブランドの創出、雇用の確保、交流人口の増加等を目的とした道の駅の整備に向けた協議会として設立しております。

事業活動及び運営につきましては、町より補助金を交付しており、町から見た関係は外部団体という位置づけになっておりますが、前述のとおり町が各団体へ依頼や公募を行い、構成員となつていただいております。

次に、流通研究所につきましては、国道4号線に面した国見町の道の駅整備に携わったコンサルタント会社でございます。同じく国道4号沿いに道の駅の整備を目指す本町にとって、ノウハウを生かした道の駅整備が円滑に進むよう、県内外での実績も考慮した上で、協議会が直接委託契約を結んだ企業でございます。

契約内容につきましては、これまでの議会での答弁と重複いたしますが、平成28年度は地域商社設立に係る道の駅計画策定等支援業務及び道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定支援業務、合わせて委託金額は2,563万1,820円でございます。平成29年度は、道の駅ブランド力強化及び仮設実験店舗事業支援として、地場農産物を活用した商品開発計画策定業務支援で、委託金額は2,493万7,740円であります。平成30年度は、道の駅開業に向けたブランド力強化支援として、仮設実験店舗の開設及び運営支援業務であり、委託金額は2,492万2,944円あります。

今後、道の駅推進事業につきましては、私の公約である事業の総点検を行った上で、議員の皆様、町民の皆様からのご意見に耳を傾けながら判断をしております。これまでの多くの町民が参加し、家庭の味をまとめた「やぶきごはんレシピ帳」など、地域ブランドづくりなどは本町にとって重要な施策でありますので、引き続き地域の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、委員会調査中の公文書等の取扱いについてのおただしでございますが、本町では、矢吹町の文書取

扱規程に基づき、適正な文書の整理、保管、保存及び廃棄に努めております。

文書の保存年数は、矢吹町文書分類・保存年数基準表によることとしておりまして、永年保存文書を除き、保存経過年数を過ぎた文書については適切に廃棄しております。

議員おただしの公文書保存期間の延長につきましては、同規程第40条の規定により、継続保管の必要性を認めるときは、所管課の課長より文書主管課長に対し継続して保管の必要性がある旨の依頼をし、別に期間を定めて保管することができることとされておりますので、委員会調査に係る文書であれば、調査期間に合わせ保存期間を設定し、継続して保存すべき手続を行うこととなります。

また、全部の書類関係提示を求めるとのことではありますが、情報開示に当たっては個人情報保護の観点からも、矢吹町情報公開条例、矢吹町個人情報保護条例等の関係法令の規定に従って、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 9番、加藤議員の質問にお答えいたします。

中央公民館の使用許可についてのおただしであります。公民館は社会教育法において、市町村、その他、一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、設置されております。

本町では、これらの目的達成のため、多くの公民館事業を開催するとともに、町民の皆さんが文化的教養を高められるような環境整備に努め、今後も複雑多様化する社会環境の中で、時代の流れに即した社会教育の振興発展に努めてまいりたいと考えております。

さて、議員おただしの公民館の使用許可につきましては、これまでの経過等を含めて内容の確認はさせていただきました。当時の教育長が判断された事案であり、内容が正しいか、対応が正しいかとのことについて、私自身が法の解釈等を含めて、この場で見解を発言させていただく立場にはないものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

しかしながら、少子高齢化や人口減少社会、情報技術の進展など、社会情勢は日々変化しております。このような中、社会教育の果たす役割も地域の実情に沿った変化をしていかなければならないと考えております。そうした意味では、現時点で一番重要なのは、本件のような事案に対し今後どのように対応していくことが最良なのか、検討を深めることであるとと考えております。

現在、矢吹町複合施設が本年10月のオープンに向け、準備が進められており、現在の中央公民館も複合施設に移転となります。複合施設につきましては、子供から高齢者まで多くの方が集い、にぎわいある施設として生涯学習、社会教育の拠点として期待されているところであり、これを機に、これまで以上に多面的な施設利用が可能となるよう、法的根拠も含め検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） ただいまの教育長の答弁に、いまだ結論には至っていないという感じで受け止めさせていただきました。今後検討するということですが、あまり強く言うのも、ただ、平成28年6月19日の内閣総理大臣の答弁書、それと30年12月21日付の文科省の事務連絡、それを読んでどう解釈したらいいか、それが分からないぐらいの教育委員会の能力なのか、ちょっと疑いたくなるんですが、結論的にはいつ出るのか、その辺を明示できれば、あまり質問はしませんのでよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

結論がいつ出るのかということでありますけれども、結論につきましては、この令和2年2月の2回目の教育委員会からの回答をもちまして、それが結論ということで後援会長のカトウエイイチ氏に手渡しをいたしました。それが現時点での全てのお話というふうに、今、教育長も私も認識しております。

ただし、これまでご意見をいただきました内容につきまして、解釈等についてでありますけれども、先ほど教育長も答弁しましたように、10月には複合施設がオープンいたします。先ほどの言葉では、多面的な利用という言葉は教育長は答弁いたしました。これまでの法的な規制で利用を制限するべきなのか、それとも複合施設ということで新たな施設ができますので、使われ方については十分慎重な検討をしてみたい。これにつきましては、もうすぐにも複合施設の管理運営実行計画を議員の皆さんに説明いたしまして、コロナの関係も大分落ち着いてまいりましたので、その後に社会教育団体の方、たたき台等について説明をしながら、ご意見を伺いながら、9月の定例議会には設置条例を提出していきたいというふうに考えておりますので、皆さんからも十分ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 職務代理者様からの返答では、目的外使用、要は総決起集会を中央公民館でできたかできないかという判断はされていないんです。今、中央公民館あるわけです。あしたそれを申し込んだらどうするんですかということを知っているんです。お答えをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

今のお話で、明日同じようなことがあればということのご質問であれば、当時と今の法律の改正、あるいは条例の改正等ありませんので、前回と同様の判断がなされるものと認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そうしますと、明確な条例や法令等があるのかお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

前回の回答の文面の中では、社会教育法第23条に基づきということでありましたので、それが根拠というふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そうしますと、これは解釈の問題なんですね。これ法律はよくいろんな解釈されます。

実際にそれで運用されている面もあります。解釈と解釈が違うときは、じゃどこで争えばいいんだとなると、もう決まっているんですね。そこに行かないと駄目なのかということを知っているんですよ。そこで裁判所ですよ。そこまで持っていかないと結論を出せないということですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

結論は出せないのかということにつきましては、教育委員会の結論は2月の文書で、それが結論ということで説明させていただきました。その回答につきましては、顧問弁護士とも相談しながらということで取りまとめたというふうに伺っておりますので、当時の結論が今も継続するというふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、堂々巡りになってしまうので、じゃ、あゆり温泉に関して質問したいと思います。

あゆり温泉、これ財政的にいつも余裕のない町と言っていますよね、自ら。なのに、町外も町内も料金が一緒、こんな自治体ないです。町外は高く、町内は安く、これが当たり前ですよ。誰のお金でそこを造ったんですか。町民のお金じゃないですか。料金は別にすべきだと思いますが、それについての見解をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 加藤議員の質問にお答えをいたします。

西白河地方で公共施設の利用の協定がございます。そういった関係で、料金につきましては同じ料金というふうなことになってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 町民はちょっと納得しない面もあると思いますので考えてください。

それでは、違法構造物、擁壁ですね、構造物である擁壁に対して修繕費1億5,000万以上かかるという算定がなされております。建て替え等の算定もなされていますが、さらに長寿命化ということになれば、さらにお金が膨らむのかなと思っております。そして、指定管理料は5,000万円弱になると、なりつつあるというところで、これ一度立ち止まって、この際、あゆり温泉を封鎖するとか、中止するとか、そういういいきっかけじゃないかと思うんですが、それについてはどうですか。

○議長（角田秀明君） 止まっています。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、加藤議員にお答えします。

このあゆり温泉につきましては、確かに、先ほどのようにコストパフォーマンス的なことであるとか、それから最近、非常に施設が劣化、老朽化していく中で競争力が落ちていると、その辺の状況はよく、片方であり、はっきりと。そしてもう一つは、擁壁関係を本当に工事しようとするれば、先ほどから言っている矢吹町の大変厳しい財政状況の中で相当な負担になると。ここの手当てをしなければなかなか、私もああいうふうに言ったものの、なかなかこの辺については組み立てるのが大変だなど。

ただ、今、コロナウイルスの問題があって、非常に休業したり、それからあとは、今再開しましたが、先ほどご説明したように、入替えをしながら非常に限定的な形でやっております。非常に難しい経営を、逆に町が町民の安全を図るためにそれを強いているという状態があります。

一方で、先ほどのように、10万人ですか、非常に多くの方々が利用しているし、私も今回、休業させている間に様々な声を受けました。町内の方、それから町外の方、例えば皮膚病で大変苦しんでいたのが大変よくなったので、あれがないと困るみたいな話も含めて、非常に多くの方々に利用されている中で、例えばここで一回お休みをした場合に、この指定管理団体がその後も続けられるのかどうかという問題もあります。これはいい悪いの問題じゃなくて、文化センターを指定管理をやっていたところの団体は、あの指定管理が休みになった後で解散しましたが、言わば町として、その町民にとって必要な機能を果たすためのことをやってくれるところがどれだけあるかということについて、相当検証しないといけないのかなと私は思っています。

加藤議員おっしゃるように、コストパフォーマンスの問題であるとか、それから先ほどの擁壁の問題であるとか、非常に多くの問題を抱えているということは、私もなつばかりではありますが、この問題についてはなかなか大変だというのは認識しているつもりであります。ただ、早急に結論が出せる問題ではないだろうな

と。ただ、そういう問題意識だけは、町民が非常に、ここは町の施設の中では大変、言わばファンが多い、利用者も多い。あと今後のコストの問題、それから擁壁についてのリスクも含めて、そういったものをトータルで考えていかないといけない問題だというふうに思っております。これについてはしっかりと検証しまして、また議員の皆様方にご説明、ご相談することとなるんだと思いますが、そのあたりで今回はよろしくお願いたいなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、まちづくり矢吹に関してなんですが、福島地方法務局に電話で相談したとありますけれども、これ支局とかあるんで、法務局って1か所じゃないんですよ、本局ですか。じゃ、場所と誰と話したか教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

場所と誰と話をしたのかというところがございますけれども、記録等は残っておりませんでしたので確認が取れておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○9番（加藤宏樹君） じゃ、そのとき誰がどこに電話したのか、そのぐらいは分かっているんでしょうね。誰か確認していますよね、矢吹町で。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

誰がでございますけれども、まちづくり矢吹支援雇用労政課のほうに電話したということで、確認はしております。どなたとというところが、そこが分かっておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 担当者もいない、誰かも分からないのでは、これ以上質問しようがないので、これは百条委員会の案件でもありますので、その辺でいいのかと思います。

それと、設立時、個人でも法人でもなれるという説明でございますし、我々もそう認識しております。今回、この答弁書の中に、社員は矢吹町長と矢吹町商工会長とあるんですね。これ定款にどこにも出てこないんです、これ矢吹町とか矢吹町商工会とか。何をいって矢吹町、矢吹町商工会長というのが出てくるのか、説明願いま

す。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

確かに定款のほうを見ますと、全ての個人名が書かれております。今回この答弁した内容については、その当時そういった役職にいた方ということで、その役職に応じて、設立時に社員としてお願いした経過があったというところがございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） こういう書き方されると、まちづくり矢吹には矢吹町長と商工会が入っているのかなというふうに思われますので、矢吹町と矢吹町商工会とは一切関係のない外部団体ですので、その辺は区別してお取扱いしたほうが良いと思います。

それとですね、よく印鑑証明が出ないと、矢吹町の町長の印鑑証明は出ないという答弁なされていますけれども、これ定款認証の際、別な方法で矢吹町として認証する方法があるんですね。いわゆる公印証明書というのを取って定款認証を矢吹町で、矢吹町町長、当時は野崎吉郎ということで登記することが可能だったのではないかと思います、その辺については確認されていますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

この印鑑証明が出ていないというところで、以前から答弁しておりまして、その公印証明書で代用が可能だったのかどうかというところは、今、申し訳ございません、調査している最中でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、地域協議会と流通研究所についてお伺いします。

今回の答弁でも再委託とか再々委託ということで、かなり委託先までちゃんとつかんでいるということですので、矢吹町は、組織的には外部団体、地域協議会は外部団体という位置づけでしょうが、内部的には職員さんがやっていますよね。これどっちで取ったらいいんだか我々ちょっと困っちゃうんです。まるっきり町とは関係ない外部団体という認識でいいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会の団体の捉え方ということで、外部組織であるか、内部組織ではないのかという部分でございますが、結論的には外部団体であろうということで、私のほうでは認識をしております。ただ、今、もし、加藤議員が言われましたとおり、内部のその事務的な部分を事務局として役場が担っているという部分がございます。確かにそういった実情がございますが、我々の認識としては外部組織ということで認識するところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） ちょっとその辺ははっきりしないと、今後、補助金とか出た場合に、外部だから出さないということもできるんで、その辺はちょっとはっきりしておいたほうがいいと思います、これは意見。

次に、当然税金が使われています。当然、町から地域協議会、地域協議会から流通研究所、その下にも多分何社か入ったかと思うんですが、その辺お金の流れとかは全てつかんでいますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

町から地域協議会、そこから、地域協議会からの流通研究所に行ってその先ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 私のほうでそちら、まだ私、個人的に、まだちょっとそこまで把握してございませんで、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それじゃですね、書類の開示不開示についてちょっとお聞きいたします。

前回は、情報公開条例とか個人情報保護条例とかを盾に、結構書類を開示していただけなかった。この百条委員会の調査権というのは、捜査権まではいかないですけれども、その前段ぐらいまでの調査権はあるということでご理解をさせていただいて、快く、気持ちよくいろんな書類を出していただきたいんですが、その辺はどういうお考えかをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

文書の開示でございますけれども、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 要はね、正当な理由なく文書の開示とか要求に応じなかった場合、罰則等があるということを知っていて言っているということですか、これ。百条委員会で提出してくれと言ったやつを出さないとすると、正当な理由に該当しなかった場合は違法ですからね。その辺を分かって、どういうふうに対応するのか、再度お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 9番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

なので、適切に対応したいというところをこの場での答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 以上で、9番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

また、最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。傍聴者の皆さん、これからもよろしくお願ひします。

（午後 5時22分）

令和 2 年 6 月 1 6 日（火曜日）

（第 3 号）

令和2年第421回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年6月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号

請願第2号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐藤 浩彦 君

都市整備課長 福田 和也 君

教育次長兼
教育振興課長

阿部 正人 君

子育て支援
課 長 国井 淳一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏家 康孝

副局長 加藤 晋一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。そして、傍聴においでの方の皆さん、ありがとうございます。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました皆様に哀悼の意を表しますとともに、感染症対策の最前線で対応している医療機関等の関係者の皆様、そして国民のライフラインに従事している流通関係の皆様、蛭田町長をはじめとする町職員の皆様方に深く敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

それでは、通告いたしました3項目について質問をいたします。

初めに、一般社団法人まちづくり矢吹についてでございます。

1番として、組織運営について。

矢吹町組織図において、まちづくり矢吹支援の職員名が掲載されているが、一般社団法人まちづくり矢吹への支援は、どのような規定に基づいているのかをお尋ねいたします。

2番でございますが、令和元年度1,889万円、本年度1,800万円、2年間で合計3,689万円が町よりの助成金として支出され、業務委託先でもあるまちづくり矢吹の令和元年度の決算状況についてお伺いをいたします。決算書の開示を求めます。

3番目でございますが、令和2年度の業務委託契約がまちづくり矢吹と8,782万7,300万円です。随意契約により行われましたが、公金の支出が適正に行われたかについて確認するため、総合窓口、都市計画課窓口、学校支援員業務、放課後児童クラブの業務それぞれの業務委託料の算定の根拠をお示しください。

大きな2番で、複合施設整備事業についてでございます。

令和2年10月のオープンを目指して、16億円の予算で工事を進めておりますが、完成後の公民館、図書館、子育て支援センター、観光交流それぞれ機能別の運営経費について、現行の事業経費とオープン後の事業経費

について項目別にお示しをください。

2番でございますが、各施設の運営については、指定管理や民間委託等の検討がなされていると思いますが、1つの建物の中にそれぞれ4つの施設が、幼児から高齢者まで各世代の住民の皆様の利用が想定されます。これらの互いの事業連携や問題解決を民間事業者任せにすることは、行政としては慎重にすべきであると思います。現在の運営及び維持管理についての町の検討状況についてお伺いいたします。

複合施設の3番目でございますが、複合施設工事請負契約の変更契約について、地盤改良工事施工実績等の内容についてと専決処分についてお尋ねをいたします。

大きな項目の3番で、新型コロナウイルスの感染症対策についてでございます。

世界中で拡散している新型コロナウイルスの感染症は、4月4日に当町でも感染者が発生し、県内の感染症患者は6月1日現在で81例となっております。また、予防薬としてのワクチンや治療薬が開発されていない中で、小中学校の休校や不要不急の外出自粛、帰省自粛等により、町民の生活は一変しております。町内商工業についても、ほとんどの事業者が大きな影響を受け、減収となっております。

国においては、1人当たり10万円の定額給付金の支払いを決定し、町がその窓口になって対応していただいております。職員の皆様方は大変ご苦労をいただいておりますとともに、ここで感謝を申し上げます。

5月の新聞紙上で、県内59市町村の支払い予定日の一覧表が掲載されて、最も早い相馬市では5月7日、当町では、下郷、猪苗代とともに最後の6月1日支払いの開始と報道され、多くの町民の方からなぜなんだという疑問の声が上がっています。そのことでお尋ねをいたします。報道された6月1日支払い開始の決定をした経過と考え方についてお尋ねをいたします。

2番目でございますが、町単独の政策の売上げ減収の店舗、事業所に対して9万円を給付する事業継続給付金、つなぎ融資貸付金、雇用維持助成金の計画と実施状況をお尋ねいたします。

3番目でございますが、3月から小中学校の休校による授業の遅れに対してどのように対応するのかをお尋ねいたします。

以上、3つの大きな質問項目でございますが、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場にお集まりの皆様、今日は本当に傍聴の方も含めてありがとうございます。

それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、一般社団法人まちづくり矢吹への支援がどのような規定に基づくのかのおただしでございます。

昨年度より、企画総務課の管理職職員である雇用労政監1名をまちづくり矢吹の支援担当とし、勤務箇所を役場庁舎及びまちづくり矢吹事務所として、まちづくり矢吹の業務安定化への支援を行っております。

一般社団法人まちづくり矢吹は、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけられたまちづくり公社事業でございます。国の地方創生推進交付金を活用し、運営している公益的法人でございます。町といたしましては、公金を投入している以上、まちづくり矢吹の経営軌道が安定する間、事業運営の適正化、業務委託における各種調整、課題解決を図る等、支援する必要があることから、公務として職務命令により勤務させているもので

ございます。

一般社団法人まちづくり矢吹には、多くの元職員の雇用確保、そして安定雇用、サービスの向上等、期待される面が多くあります。雇用労政監による支援は引き続き必要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹の令和元年度決算状況についてのおたただしであります。本町では、平成30年度地方創生推進交付金の採択を受けまして、組織設立の骨格となる事業構想を平成30年度に策定し、令和元年5月13日にまちづくり矢吹が設立したところであります。また、まちづくり矢吹への補助金につきましては、地方創生推進交付金の採択を受けた計画書に基づき、令和元年度は1,889万円、本年度は1,800万円の補助を2年間予定しております。

議員おただしのまちづくり矢吹の令和元年度決算状況につきましては、一般社団法人まちづくり矢吹定款に基づきまして、代表理事が事業報告及び決算に係る書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経てから、定時社員総会で内容を報告し、承認を受けなければならないと規定されております。しかしながら、議員ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受け、代表理事や社員のお一人が首都圏に住んでいるということもございまして、まちづくり矢吹の理事会及び定時社員総会が延期されております。そのため、現在、令和元年度の事業報告及び決算の決議なされていない状況であります。

町では、今年度の補助金を交付する際には、前年度の決算書の添付が必要であることから、まちづくり矢吹に提出を求めておりまして、再度確認したところ、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受け、定時社員総会が今月中旬に開催されるとの説明を受けたところであります。

なお、令和元年度決算状況につきましては、定時社員総会にまちづくり矢吹のホームページ上で公開する予定をしていると伺っております。議員おただしのとおり、昨年度の一般社団法人まちづくり矢吹の収益は、矢吹町包括的業務の委託費及びまちづくり矢吹事業の補助金が主なものでありますが、決算書状況につきましては、今後報告を受け確認してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託料の算出根拠についてのおたただしであります。令和2年度の矢吹町包括的業務委託に関する委託料は、人件費である給与と法定福利費及び管理費で構成する委託価格に消費税及び地方消費税10%を加えたもので算定しております。人件費につきましては、委託する業務に従事する方の作業日数・時間に対する給料及び通勤手当でございまして、その算定に当たっては、各業務の勤務体系等に応じて計算しております。

具体的には、総合窓口業務及び都市整備課窓口業務はそれぞれ3人工であり、給料月額単価に業務月数12か月を乗じて算定しております。学校支援員業務は13人工であり、時間単価に1日6時間及び業務日数180日 を乗じて算定しております。放課後児童クラブ業務は22人工であり、学校登校日は時間単価に1日5.5時間及び業務日数205日 を乗じ、学校登校日以外の土曜日開所や春・夏・冬休み期間は、時間単価に開所時間1日11時間及び業務日数88日 を乗じて算定しております。また、給与には通勤手当を含んで同様に算定しているほか、法定福利費は、社会保険料及び雇用保険料として、給与総額にそれぞれの保険料率を乗じて算定しております。

なお、放課後児童クラブ業務は、入所児童及び施設の安全管理として施設及び物品の簡易的修繕等も業務内容としているため、施設管理費として1クラス当たりの年間管理費に10クラス分を乗じて算定しております。また、管理費は、勤怠管理、給与・法定福利事務、教育研修経費、事務所経費等としまして、人件費等の合計

額に諸経費率15%を乗じて算定しております。

本事業の執行に当たりまして、委託料の算定から契約締結に至る経過、またこれまでの業務運営が適正に執行されているものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の運営経費についてのおたただしですが、複合施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による資材等の入荷の遅れ、作業員の皆様の感染防止対策など、建設工事への影響が懸念されてきたところではありますが、工事関係者の皆様のご理解とご協力により、令和2年6月3日現在、進捗率84.5%と計画どおりに工事が進んでいるところであります。私自身も先日、工事現場の足場が解体されたという事で、副町長、教育長とともに現地を視察してきたところであり、施設の全容を目の当たりにし、10月のオープンが待ち遠しく感じられたところでございます。

さて、当該施設のそれぞれの運営経費につきましては、令和元年度では、中央公民館が人件費約1,800万円、維持管理費約600万円、合計約2,400万円。図書館では、人件費約1,400万円、維持管理費約900万円、合計約2,300万円。子育て世代活動支援機能は、人件費約140万円、総額では約4,840万円となっております。また、複合施設移転後では、現時点では当初予算ベースとなっておりますが、中央公民館及び観光交流機能が人件費約2,300万円、図書館が人件費約2,000万円、子育て世代活動支援機能が人件費約3,500万円、維持管理費は4つの機能が統合されて約4,100万円、総額で8,750万円となっております。

なお、複合施設移転後の運営経費につきましては、あくまで現時点での概算数値となっており、今後、年間を通した実績を基に、運営経費を積み上げ精査してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

失礼しました。下から7行目ですか、ただいまちょっと読み間違いがございました。子育て世代活動支援機能が人件費、私どもも3,500万と読みましたかね、350万円でございます。大変失礼いたしました。

次に、複合施設の管理運営についてのおたただしでございます。

複合施設につきましては、公民館機能、図書館機能、観光交流機能、子育て世代活動支援機能の4つの機能が複合化した施設であり、子供から高齢者まで多くの方が「集い・学び・遊び・育む フロンティア広場」としてにぎわいある施設を目指しております。

当該施設の管理運営につきましては、令和2年2月に策定した矢吹町複合施設管理運営計画に基づきまして施設の開館に向けた各種検討を深めており、現在は、令和2年10月からの管理運営体制等をより具体化した矢吹町複合施設管理運営事業実施計画の策定作業を進めております。

初めに、運営主体としましては、令和2年10月から令和5年3月までの2年半を初期運営期間と定め、町が直接管理運営を行い、継続的な評価・検証を行うことで施設運営の改善を図ってまいりたいと考えております。

施設の管理運営体制につきましては、複合施設全体を管理する施設管理責任者を1名置き、4つの機能ごとにそれぞれ室管理者を配置し、管理責任範囲を明確に定め、適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。また、機能別では、中央公民館及び観光交流機能では、現在の中央公民館事業を担うとともに、名誉町民、中畑清氏の展示コーナーや2区自治会の大屋台の展示、郷土資料や歴史文化資料のデジタルアーカイブ化等により、町に関わる多くの資源を新たな観光資源とすることで、歴史文化の伝承と来館者の増加を図ってまいります。

なお、人員配置につきましては、館長1名、常勤職員2名、会計年度任用職員2名、その他業務委託として

貸し館代行業務員1名の合計6名程度を想定しております。現在の中央公民館と比較し、観光交流機能の追加、管理施設の増加等を勘案し、常勤職員1名増ということをご予定しております。

次に、図書館につきましては、業務委託とし、現在の1日5名体制をベースに、施設面積の増加、蔵書数の増加等を勘案しながら、今後、増員の必要性について検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、子育て世代活動支援機能につきましては、ホームスタート事業、そしてファミリーサポート事業等を業務委託とし、1日1名から2名体制を想定しております。

これらの4つの機能を複合化した複合施設全体としての人員につきましては、合計で13名から15名程度を予定しております。

このように、複合施設につきましては、4つの機能が複合化することで、子供から高齢者まで多くの来館者が見込まれます。議員おただしのおり、これまでの単独での運営とは異なる施設間の調整が多岐にわたることから、引き続き細部にわたる管理運営マニュアルの作成に向け、現在準備を進めてまいっているところでございます。また、4つの機能の連携によるこれまでにない幅広い事業の検討や施設運営上の継続的な評価・検証を行うため、教育委員会をはじめ、4つの機能の代表者等で組織する矢吹町複合施設運営会議を設置いたしまして、ワークショップやアンケート等で寄せられたご意見等について検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、これらの内容につきましては、矢吹町複合施設管理運営事業実施計画、たたき台でございます。として、この後、議員の皆様をはじめ、各種委員会、利用団体等の皆様にもお示しをし、ご意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設工事請負契約の変更契約についてのおただしでございますが、矢吹町複合施設建設工事につきましては、平成31年の3月議会において議決され、同日付で工事請負契約を締結しており、令和元年5月初旬より工事に着手し、現在鋭意施工中であります。本年5月までに、建物の屋根工事、外壁工事等が終了し、現在、内装工事、家具工事、外構工事を中心に工事が進められております。

議員おただしの変更契約に係る地盤改良工事につきましては、当初、平成28年に実施した敷地内3か所のボーリング調査により建物の支持地盤を想定し、合計296か所の柱状改良を行う設計でありましたが、現地での掘削深により支持地盤を確認した結果、想定より1本当たり平均0.95メートル深い位置で実施しております。通常、建築工事における設計段階でのボーリング調査は、建築面積にかかわらず、2本以上の調査を原則としておりますが、敷地面積も広く、より有効なデータを得るために3本の調査を実施いたしました。調査位置については、建物の配置を想定し、三角に囲むように敷地の中心から南側と東側及び北西側の3か所の位置としております。箇所数及び位置の選定については、日本建築学会が示す調査目安を引用いたしまして、さらに建築設計者や土質調査業者など専門家のアドバイスを受け、町として決定しております。

なお、地盤改良工事は令和元年5月に着手いたしまして、昨年ですね、5月に着手し、くいの打設については支持層の深さを1本ずつ確認しながら請負者に施工を指示し、7月末には地盤改良の変更数量及び概算工事費が固まっておりました。変更契約の締結は、その後の工事内容の変更も勘案し、工事の精算見込みがついたことから、この時期の変更となっております。そのため、矢吹町複合施設建設工事請負契約の一部変更については、令和2年5月20日に専決処分を行わせていただきました。

今回の工事請負契約締結については、先日、本議会において承認を求めたものでありますが、本工事は町議会の議決を受け、本契約をしており、地盤改良工事に変更が生じた令和元年7月の時点で変更の項目、変更の概算費用等について、議員の皆様にご報告すべき内容であったと考えております。

変更の主な内容であります。1点目は、さきの答弁のとおり令和元年7月に完了した地盤改良工事費約700万円の増額であり、2点目は、板塀の工事約770万円の減額でございます。本工事において板塀の設置工事を予定しておりましたが、板塀の材料を福島県産材にすることで財政的に有利な福島県森林環境交付金を受けられることから、交付に向けた手続を令和元年11月に交付申請を行い、福島県の内示を受け、令和2年度の福島県の予算決定により、現在交付金の申請を行っているところであります。3点目は、鉄骨工事に係る高力ボルトの需要が全国的に高まったということがございます。その資材確保に要した期間の安全費等、約400万円の増額でございます。

今回の専決処分につきましては、議員の皆様に対し、工事進捗の過程において工事の変更要因が発生した時点でその都度報告がなされなかったこと、段階ごとに丁寧な説明が不足していたことに対しお詫びを申し上げ、今後は適切な時期に説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。なお、事務の適正化を図るため、設計変更のガイドラインの策定を今後進めてまいります。

複合施設整備工事の完成工期も残り2か月を切り、最終仕上げの段階に入っております。今後も工事による近隣住民への影響を最小限に抑えるとともに、工事期間中の安全管理を徹底し、7月末の工事完成を目指し、10月のオープンに向けて進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別定額給付金の支払い開始日を6月1日とした経過についてのおただしでございます。

支給開始日が遅いとの印象を町民の皆様へ与えることとなり、ご心配をおかけいたしました。今後、迅速な対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

議員おただしの支給開始予定日を6月1日とした経過につきましては、本町では、特別定額給付金に係る閣議決定後、4月23日に住民基本台帳の情報やデータ入力等に使用するシステム等の業者との打合せを行い、以降、郵送に使用する封筒の発注、郵便局や金融機関等、関係機関との調整作業などを進め、一日でも早い給付金を支給できるよう準備を行ってきたところであります。しかし、その一方で、全世帯への申請書の郵送や、提出された申請書の確認、現金の振込等、非常に短い期間の中での膨大な事務量が想定されたほか、マイナンバーや預金口座など、特別定額給付金の給付事務では多くの個人情報扱う必要があることから、事務処理誤りなどによる甚大なミスが発生して町民の皆様へ多大なご迷惑をおかけするリスクが懸念されたところであります。実際、各自治体でそのようなミスが発生していることは、新聞等で皆様ご存じのとおりでございます。

本町では、このようなミスを絶対に起こさないよう、時間を要したとしても二重三重のチェックを十分に行うこと、また多くの職員を投入し事務処理を行う執務室では3密となると、いわゆる3密ですね、コロナの、3密となり感染者やクラスターの発生するおそれがあったことから、限られた人員での事務処理となることが予想され、確実に支給が開始できるとして、かなり慎重にということではありますが、6月1日を設定したところであります。

その後、効率的な作業ができるよう委託業者と打合せを行うことにより、封筒やシステムなどの準備物が早く納品されたことや、応援の職員を総動員し事務処理を行ったことで、当初の予定より早い5月29日に給付を

開始することができました。

このことにつきましては、町民の皆様から相当そういった声をいただきましたので、また議員の皆様からもそういった声をいただきましたので、私どものほうでは、職員の皆さんには大変ですね、大変だったんですが、土日返上で、それからあとは各課の応援を得るという格好で、言わば総動員体制でこの業務を進めましたので、このようなことが何とか、皆様にご心配をおかけしましたが、かなり少しは挽回できたのかなと思っております。これは私の感想です。

様々な状況や制約の中、職員の努力により、各他市町村に遅れることなく5月中の給付を実施できたところであり、6月12日現在、若干データが古いですが、大きなミスやトラブルもなく、6月12日現在で全世帯の90.1%に当たる6,051世帯に対して給付が完了しております。給付額は、合計15億8,710万円となっております。

繰り返しになりますが、今回の結果を踏まえ、町民の皆様にご心配をおかけすることのないよう事務処理に万全を期す所存でありますので、また、町民の皆様の本日のことについてのいろいろなお気持ちを酌んでということで、そのことを私どもとしては最大限考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症経済対策に係る町単独事業の実施状況についてのおただしであります、初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、6月5日現在の申請受付件数は106件、そして、うち89件についての給付が完了してございまして、給付額は801万円でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金につきましては、現在、貸付けの申込みはございませんが、10件の相談があり、関係機関からは、このうち2件の貸付けを検討中であるとの報告を受けております。

金融機関からの報告によると、各制度資金の融資が実行されるまでの期間が短縮されていること、言わば各制度資金の融資が予想よりも期間が短縮されているためつなぎ資金の必要性が当初想定よりも減ったということですね、新型コロナウイルス感染症の影響に対する先行きが不透明であり、事業者自らが経営の見通しが立たず、融資を受ける判断が難しい状況であり、融資そのものをちゅうちょされているのではないかと伺っております。すなわち、より深刻な状況であります、事業の先行きがコロナウイルスが収束した後にちゃんとやっていると、そういう見通しが立っている業者さんが多ければ、当然、金融機関に申込みをしてそのつなぎ資金を受ける、そのつなぎを私どものこういった資金を使っただけということがあったわけでございますし、様々な制度を使っただけのわけですが、先行きの見通しが立たないという業者がかなり多いということで、このことはやはり相当深刻な状況にある方が多いのかということで、今後、対策をさらに検討しなければいけないというふうに考えてございます。

その一方で、今後の状況によっては、融資の実行に時間を要するケースもあり、つなぎ融資の支援制度自体は必要であると伺っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金につきましては、これまで15件の相談を受けておりますが、助成の申込みはありません。このことにつきましては、国の雇用調整助成金の申請に時間を要し手続が未完了の事業者や、国が制度の上限額の見直しをしているため状況を見極めている事業者が多くいると考えられ、このことが助成の申込みに影響されていると推察されますので、国の状況に応じて申請は増えてくるものと考えております。国の状況等については、マスコミ等で報じられているとおりでございまして、今後も状況

をよく注視しながら、国に動きが生じたら、すぐ、即、スピーディーに対応していきたいというふうにご考えてございます。今後も引き続き、経済支援対策として3つの事業のさらなる周知活動を実施し、金融機関や商工会などの関係機関とも連携を図りながら、各支援策の利用促進を進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ収束していないどころか、言わば、昨日も東京で48件ということで第2波、第3波なり、現在の状況でも自粛を、あるいは緊急事態宣言解除後に、その後の状況が懸念される状況がございます。緊急事態宣言が解除されたからといって、決して油断せず、引き続き感染防止の周知徹底を図っていく必要があります。今後は、経済活動の再開、そして経済の活性化を並行して検討していく。このバランスの取った対応をしていかなければならないということが最大の課題かと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 7番、三村議員の質問にお答えいたします。

小中学校の臨時休業による授業の遅れに対して、どのように対応するかについてのおただしであります。本町では、町内に陽性患者があったことや新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた政府の緊急事態宣言や福島県の学校の臨時休業要請等を受け、計28日間の臨時休業を実施いたしました。今回の学校再開に当たり、町内の小中学校それぞれ、今年度の教育課程の完全実施に必要な授業時数を算出したところ、学校行事の削減や6校時の授業日を増やした上で、7月まで授業日とすれば解消できると見込んでおります。

教育委員会といたしましては、7月31日まで1学期を延長し、2学期の始業式を8月19日と1日前倒しすることで、新たに8日間の授業日を設定して、学習内容の未履修がないように進める考えであります。さらに、今後懸念される新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の影響により臨時休業を実施した場合は、土曜授業や冬休みの削減により授業時数の確保を考えております。

学校内での感染防止対策を徹底し、児童生徒に過度な負担がかからないように配慮しながら、計画的に授業の遅れを取り戻すことができるよう確認してまいります。また、学校行事の削減につきましては、全ての行事を中止するのではなく、児童生徒の心情に寄り添いながら精選してまいります。

社会や学校における感染拡大のリスクはなくなるものではなく、今後も万全な感染症対策を講じていく必要がありますが、同時に、長期にわたりこの新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、子供たちの健やかな学びを保障することとその両立を図ることが重要であると考え、しっかりと対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） まちづくり矢吹について、雇用労政監という仕事はいつできて、どんな仕事をやって、どんな職務権限があるのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

雇用労政監はいつできて、どのような業務かというところの内容でございましたが、平成31年4月1日付で企画総務課内にまちづくり矢吹準備室というものを設置しております。雇用労政監とは、町雇用労働政策の専門職というところで位置づけをさせていただいております。その中で、本町の雇用政策、また経済循環政策等のそういった実現をするためのまちづくり矢吹設置に係る支援を行うというところで、雇用労政監という役職が定められております。

以上でございます。

○7番（三村正一君） 議長、職務権限答えていないんだけど。

なければいいよ。

○議長（角田秀明君） はい。

○企画総務課長（佐藤 豊君） すみません、失礼いたしました。

漏れておりましたが、職務権限でございますが、そこについては、あくまでまちづくり矢吹の支援というところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 令和元年9月の議会で、公益的法人というのを、一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいてまちづくり矢吹への派遣が提案されたわけですが、これは賛成少数によって否決されています。この否決されたのをどのように捉えているのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、平成31年4月より企画総務課内にまちづくり矢吹準備室というものを設置しまして、雇用労政監を室長としてまちづくり矢吹の立上げというものを行ってまいりました。令和元年5月13日に一般社団法人まちづくり矢吹が設立されまして、これと同時にまちづくり矢吹の準備室を廃止しまして、10月1日からの総合窓口等の民間委託の事業開始に合わせまして、雇用労政監を一般社団法人まちづくり矢吹に派遣してより強固な支援を図る考えで、昨年の9月議会に、矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について上程をさせていただいたところでございます。

この条例については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づくものでございまして、同法は地方公共団体が人的支援を行うことが必要と認められます公益的法人等の業務に従事させるということで、職員を派遣する制度として整備しまして、公益法人の業務の円滑な実施の確保であったり、

地域の振興、住民生活向上等に関する地方公共団体の諸施策を推進して、公共の福祉の増進に資することを目的としていたところでございます。派遣の場合は、役場職員の身分を有しながら、まちづくり矢吹の社員として専らまちづくり矢吹の業務のみを行うこととなりまして、町が行う事務または事業と密接な関連を有する業務を担うということで、軌道に乗るまでの間、まちづくり矢吹が安定的に事業を運営していくため、町職員による人的援助は必要不可欠であるとの考えての上程した経過がございます。

当該条例が否決となったときの主な理由としましては、派遣職員の役割が不明確、どのようなことを行うか説明不十分で明確ではない、まちづくり矢吹に対しては設立費の支援等として既に支援行っておりまして、この条例は現在必要ではないんじゃないかということであったり、まちづくり矢吹の組織設計が不透明であって、同時に時期尚早であるなどの理由が、記録として確認しております。

この職員を派遣、つまり社員としてより一層の支援業務に携わることということは、当然、今はできませんので、企画総務課雇用労務監につきましては、昨年10月以降も引き続き、職務命令としまして役場とまちづくり矢吹の両者間の調整役を担っていただいております。公益的法人の業務の……。

○7番（三村正一君） 一応、簡略をお願いします。

○企画総務課長（佐藤 豊君） そこで、円滑な事業の実施を確保するため、まちづくり矢吹への業務の安定化を支援する業務もたまたま行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 答弁、短く簡略にお願いしたいと思いますので、議長、そのように指導してください。

○議長（角田秀明君） 分かりました。

○7番（三村正一君） これって議会で決めたことを守らないという、決めたって何の意味もないというような形になっているんですね。議会では派遣は駄目だよと、そして、その中にも今いろんな理由あったけれども、まちづくり矢吹が公益的法人じゃないんじゃないかと、何の実績もないのにそれを公益的法人として認知するわけにはいかないよというのもあったと思うんですね。そういった意味で、今も何も確立していない。それから、個人が3人でつくった会社、そういった会社に町として人を派遣することが妥当なのかどうかということ審議して、それで議会は否決したわけですよ。それなのに、文言を変えて、実際上は派遣と同じじゃないですか。そこに職場に行けと言って、そこで職務命令で仕事をさせていたということが。議会はあそこでまちづくり矢吹への支援は駄目だと言ったならば、じゃ、そこで勤務させるからいいんだというのは、これは詭弁以外の何物でもないと思うんですが、その辺はどのように考えているんだか、簡単にお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

簡潔をお願いします。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

詭弁かというところではございましたけれども、支援が必要であるという考えから、職務命令として仕事に充

てさせているというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 議会の決定事項についての守るか守らないかについての答弁はなかったということで認識しました。

それから、まちづくり矢吹の定款第10条では、社員の氏名と名称と住所を示した社員名簿を作成するとなっております。現在の社員名簿の社員数と氏名をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

社員の氏名、住所でございますけれども、今、社員はお二人おります。矢吹町の太田美男氏、あと東京都在住の佐藤弘人氏、この2名でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 先ほどの答弁の中で、決算書が結局、まだ承認されていない、理事会が開かれていないと、社員総会開かれていないと言って、その中の一つに、代表理事お一人が首都圏に住んでいることもありというようなご答弁がありましたけれども、代表理事を首都圏の代表理事を選ぶ必要があったのかどうか、矢吹の町内にそれらしい人がいなかったのか、この辺について私は懸念をしておるわけなんです、何で地元の人でできなかったんだ。

それとも一つ、私が以前の質問で、万一事故があった場合に首都圏に代表者がいた場合、その対策はどうするんだというような質問をしていたわけなんです。そのときの答弁は、地元には責任者がいるからいいんだというような答弁だったんです。結局、社員総会が開かれないというようなことは、これは地元には責任者がいても、この議会にも町にも決算状況も報告できないようなそんな組織で、役場の八千何百万の業務委託できるんですか、大丈夫なんです。決算状況調べないで、今回、まちづくり矢吹と8,700万の契約しておりますけれども、決算状況を調べないで、何で、万が一放課後児童クラブで事故があったりして損害賠償責任を問うような場合に、その会社がその負担が負えるのかどうか、それから、職員だって向こうの職員が事故を起こした際に、万が一、そういった損害賠償責任が負担ができるのかどうかというのを確認しなくては、契約なんか結べないじゃないですか。初めに、まちづくり矢吹と契約があるからいいんだというような形でやっているということは、非常にその辺が心配されるので、その決算状況の確認について、町の考え方をお尋ねしたいと思います。答弁はいただいておりますが、再度短くお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 三村議員の質問にお答えします。

まちづくり矢吹についての昨年からの動きにつきましては、私は十分に承知していないところがございます。ただし、やはり非常に課題も多いことも事実でございます。かつ、やはりそういった問題が、こういったコロナウイルス等で往来もできない、それから例えば集まれないというような、言わば平時でなく有事、あるいは緊急事態の場合に、なかなか機能できないということは議員おただしのとおりでございます。

ですから、今度、先ほどの雇用労政監の話をはじめとして現在の体制、それから不十分なところについて、まさに総点検のところできちっと見直しをした上で対応していきたいというふうに考えてございます。大変、私が十分ちょっと存じ上げないところが多くて、不十分な答えて申し訳ないんですが、そのような格好で皆さんにそのことについてお答えをしていきたいと思っておりますので、その検討を見守っていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 時計、あと何分ですか。

〔「残り7分になります」と呼ぶ者あり〕

○7番（三村正一君） じゃ、分かりました。

まちづくり矢吹の委託した業務について、まちづくり矢吹と8,782万で委託していますが、それが全部、会計年度任用職員で町で雇用した場合、同じ人があそこで働くわけですから、サービスの品質は同じだと思うんですが、そういった中で、どちらの経費が高いのかということで調べさせていただきました。そうしたら、町で雇ったほうが年間で510万ぐらい安くなるんですね。もしそれが安くなるのが分かっていると、万が一、町で雇用労政監、そこに応援しているから、高い金を払ってでも委託するんだということの契約になれば、これは背任行為じゃないかと私は思うわけですよ。そういうふうに思われかねないので、十分注意をしていただきたいというふうに思います。そういったことで、税金の無駄遣い、少しでも最小の経費で最大の効果を上げるようお願いを申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、このまちづくり矢吹でいいますと、町民の皆さんから、一般社団法人まちづくり矢吹は町民の目の届かないチェック機能のない第2役場をつくって、一部職員の定年後の天下り先づくりだと。そのために町の職員が責任者として、そして理事として勤務しているというような声があります。そんな声が払拭できるように、もしそういうことであるとすれば、やはりこの業務委託やめるべきだと思うんですね。

それと、ここで1つだけ質問します。

雇用労政監、向こうで仕事やっています。理事として就任しています。公務員が理事に就任するについては所属長の許可が必要になっていますが、その許可はどうなっていますか、お尋ねします。許可証があるかないかだけで結構です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

職務命令で行っていることをごさいますて、許可はしておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） それは違反だと思しますので、その辺よく確認しておいてください。

それでは、複合施設に移ります。

複合施設の答弁をいただいたところ、今まで4,100万か4,200万でできたのが8,700万かかるというふうな形に報告がありました。そういった中で、なるべく安くできるように、そして、その経費が適正な価格かどうかについては、私は一度町がきちんとやってみて、その上で町より安くできるのであれば、民間に業務委託するとか指定管理するというような方向がよろしいのではないかと思います。そこについてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

複合施設の今後の運営につきましては、昨年度の管理運営基本計画の中で説明申し上げましたように、開館から令和4年度末までの2年半につきましては、初期運営期間として町が直接運営することとしております。これにつきましては、引き続き、今年度策定します実行計画の中でも同様に位置づけてまいりたいというふうに考えております。

あと、予算額につきましては、現状では足りなくならないように多めの半年間の運営経費を計上しております。これをいかに削減していくかということについては、この2年半の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） あと1分弱です。質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 元に戻って申し訳ないんですが、まちづくり矢吹、昨日同僚の議員から、公印認証の制度で個人が町としても登記できるんじゃないかというような質問があった件、調査中というような答弁でしたが、考えてみれば町民の方々から道路とか何か買ったとき、みんな町のものにするときは法務局で登記しますよね。そのときに、町長の公印が取れないからということで登記できないかどうかというものもちょっとあるんで、公印認証という制度関係どうしたかということを再度確認しておいてください。終わります。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時15分にします。よろしくお願ひします。

（午前11時02分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午前11時16分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（角田秀明君） 次は鈴木隆司君の質問なのですが、その前に、鈴木君のほうから皆さんにこの資料を渡してくれるようにお願いしましたので、テーブルの上に置いておきますので、ご覧ください。これを見ながら、一般質問を聞いていただきたいと思います。

それでは、通告8番、10番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。また、昨日に引き続き多数の傍聴に来ていただきました町民の皆様、町政の関心の高さ、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして2点ほど質問させていただきます。昨日同僚議員と同じような質問がございますが、私なりに具体的に細則部にわたりまして質問をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、優位性を生かしたまちづくりにつきまして。

昨年12月の選挙以来、蛭田町政が誕生して、はや半年がたちます。この間、台風19号への対応、そして3月議会では新年度予算の策定、そしてコロナ対策と本当に慌ただしい、あつという間の蛭田町政の半年間だったんではなかろうかというような思いがいたします。ただ、今回、コロナの対策に本当に尽力を尽くしていただいているところでございますが、蛭田町政が始まって半年間、あの選挙での大勝の陰にあった町長の様々な矢吹に対する思い、まちづくり、そうした声を改めてこの場で質問をさせていただきたいと思ひまして、こういう題材にいたしました次第でございます。

町長は、本当に矢吹町はポテンシャルの高い、もっともっと発展していい町だ。自分は中央から時々帰ってきたり外から矢吹を見ていて、そういう思いでいつも見ていたと、そういった選挙戦での話がございました。

確かに矢吹町の交通網、立地条件は、元来、元から本当に発展すべき町であると言われてきたところがございます。ただ、残念なことに、ここに来て急激に人口が1,000人も減ってしまったと。工場誘致が思うように進んでいないとかというような現状がございます。この件に関しましては後で質問しますが、蛭田町長に対する期待は、中央経済界での活躍、そしてその経歴、そしてその人脈、そしてそのパイプ、太さ、そういったことが、町民から期待ということで物すごい得票になって表れたものだとも思っております。

そうしたことで、町長の今までの自分自身の経歴、体験、人脈を生かしたまちづくりについて、具体的に3点ほど質問いたします。

最初に、企業誘致について、構想と具体策についての政策案についてお伺いをいたします。

2点目に、人口増加を目指す定住化タウン検討についてを質問いたします。

3番、交流人口を生かした地域の活性化対策について、どのように検討を進めていくのかについてお尋ね申し上げます。

大項目 2 点目の質問です。

豪雨災害等による河川流域の整備についてということでございます。

昨年の台風第19号で矢吹町も甚大な被害を受けました。このことにつきましては、歴史から見て、何度も何度も豪雨、大水が出るたびに矢吹町の明新地区、三城目地区は大きな被害に遭ってきました。その都度、矢吹町は全力を尽くして復旧・復興作業には全力で当たってきたことは、周知のとおりでございます。ただ、もうここに来て、新たな蛭田町政の中では復旧だけではなく、もう根本的にこの災害が来ても大丈夫なまちづくりをすべきではないかというような観点からの質問でございます。

また、選挙戦では、行政経験のない蛭田候補に果たして台風19号の災害処理ができるのかと、また果たして春の作付ができるように間に合うような政策が蛭田候補にはできるのかというような反対候補からの相当数な非難の声も上がり、また文書なんかも出されました。

どうでしょう。ここに来て蛭田町長、立派に台風19号に対する対応、そして立派に作付も全部できたじゃないですか。私は、このことに関して蛭田町長が強いリーダーシップを持ち、また職員、それから関係者みんなで全力を合わせてやった結果が、きちんとした春の作付に間に合ったということだと思います。

そこで、質問に移ります。

昨年、台風19号による被害の復興状況について、これは3月議会で同僚議員が答弁をいただいていますので、3月議会以降の復興状況を報告願いたいと思います。

それから、台風河川災害での地域からの要望について、どのように取り組んでいったのか、対応していったのかをお尋ねいたします。

3番、高台移転・遊水地計画についての考え方、政策の進め方についてをお伺いいたします。

以上、大項目 2 点についての答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、10番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

大変高い期待と、企業誘致その他のご質問でありましたが、今現実的にできている、あるいはこれからやろうとすること、そして考えることを若干お話ししますが、初めに、企業誘致の構想と具体策についてのおただしであります。

本町は、首都圏と東北を結ぶ、言わば日本の大動脈である国道4号、東北自動車道矢吹インターチェンジがあり、福島空港を結ぶあぶくま高原自動車道、主要地方道も東西南北に交わるなど交通の要衝であり、非常に恵まれた地域であると、私自身も議員と同様の認識を持っておりますし、選挙戦でもそのようなことを訴えてまいりました。

私は町長に就任する以前から、このように恵まれた環境にありながら、地の利を生かし切れていないことを非常に歯がゆく感じていたところであります。それはお話をしていたとおり、全国を歩いてきた中で、例えば四国の統括支店長等をやっていたときに、非常に首都圏へのアクセスであるとか自然環境、それから様々、農産物それから水産物等を、優れたものを持っていても全くアクセスができなくてであるとか、あるいはロジス

ティクスの面でも大変厳しい環境に置かれているところであるとか、そういったところから考えた場合に、矢吹は非常に恵まれているということ、それを最大限に生かすにはどうしたらいいかというのが大きな課題であろうというふうに思っております。そういったポテンシャルを十分に引き出すためにも、これまでの経験や、そんなに大層なことではありませんが、パイプ、人脈等を生かしながら、矢吹町に新しい風を吹き込み、積極的に企業誘致に取り組んでまいり所存であります。

具体的には、企業誘致の基本である用地の確保、それから飛行場等について改めて調査、把握を行い、国や福島県と連携を図りながら、補助金の活用をはじめ優遇措置など、企業が進出しやすい環境づくりを整備いたします。

ただ、率直に言って、財源が苦しいというふうに思っております。現在の状況で、例えば工業団地なりを造り、そしてそれから企業が進出しやすい環境を整備するには、非常に財源が乏しいというふうに思っております。

昨日も、先ほども出ましたが、例えば皆さんへの10万円の給付金であります、10万円を、じゃ、町民全部に配ったら幾らかかるかと考えれば、現在の8億程度の財政調整基金では1人4万円ぐらいしか配れません。後ほど、恐らく青山議員のときに出るかと思いますが、中島でもほか泉崎でも、それからあとは西郷でも10万円配れます、ぽんと配れます。1人当たりの財政調整基金があまりにもということがあります。ただ、そういうところを乗り越えていかなくちやいけないということがございます。ですから、単純に、例えば工業団地を造っていい環境を整えて、さあ来てくださいというわけにはいかないという状況があります。

また、芳賀議員への答弁と重複いたしますが、トップセールスとして私自らが中央省庁や関係機関、企業本社を訪問するなどの取組も、現在の新型コロナウイルス対策に十分留意しつつ、ウィズコロナのピンチをチャンスに変えるべく積極的に進めてまいります。

これにつきましては、若干この紙からは本当に外れますけれども、就任直後から本当はフルスロットルで回ったかたんですね。この通常の業務の合間を縫って、ルーチンの合間を縫って。しかし、すぐにコロナの脅威が来てということで、なかなか首都圏、それから大阪圏への行き来がままならない、やり取りがままならない状況でございましたので、これから落ち着いてきた中でどういう工夫をして、そういったところとのやり取りを、そしてこれから矢吹に来てもらうための交渉に入るかという、あるいは情報収集に入るかということがまさにこれからであるかなというふうに思っております。

また、これも芳賀議員のときにお答えしたことでありますけれども、現在のコロナの問題、これが単純にピンチというふうに捉えずに、よく言われるようにコロナを黒船に例えるということがございますが、言わば日本の社会のこれまでの在り方について、例えば様々に、例の韓国やらほか台湾等と比べても、ICTその他相当程度、実は遅れてしまっていると。例えば、私のいた金融機関の分野であっても、キャッシュレスがもう話にならないほど遅れている。だから、先ほどお話が出ました給付金につきましても、韓国ですとキャッシュレスで、かつ、それからマイナンバーと銀行口座がつながっていて、キャッシュレス社会が完全に定着しているということで、給付金も場合によっては1分で、申請の後1分で手元に届くと、自分の銀行口座に。日本の中央政府が、ある意味人気取りでやったこの給付金がいかなる過程を経て、最終的に自治体に来て、まさに我が矢吹町でも、先ほどのお話をしましたように人海戦術で、いつの時代のだろうなと思うような人海戦術で

1万7,000人の矢吹町民のために手作業で全部やっているこの状態から、どうなのかということがございます。

ちょっと今、話が。要は変えなくてはいけないということです、自治体も、それから企業も。今までのように、やっぱり全部対面して、会って、あるいは夜一緒に酒飲んで、そして企業をやらなくちゃいけないということから変えなくてはいけないということです。

そうしますと、あのときに芳賀議員のときにお話ししましたように、企業の本社も今までのようにびっちり東京に集まって、全ての機能を集中して、全て自前でやると。こういう姿から、その企業の各種の機能を分散して、しかもそれを一部委託をしながら、全部自前主義ではなく。そういったところにチャンスが生まれてくるということかと思っております。言わばリスク回避のためのリモートスタイルとかテレワークなどの在宅勤務が大きく伸びてくると、定着しつつあると。そして、優秀な人材、若手、働き盛りの社員の地方への移住、本社機能の分散、そして移転を考える経営者が現在、既にもう増えてきておりますが、これから本格的に増えてくるのであろうと。特に、第2波、第3波が来たときに、それは本格的に来るんであろうと思っております。このあたりは言わば予測でございますが、相当程度の確度で、その辺の度合いはありますが、増えてくるんだろうなど。これは地方にとってピンチをチャンスに変える可能性のある状況であらうと思っております。

子育て、福祉等、暮らしやすい生活環境の整備に加えて、本社機能、工場等の移転への各種優遇サポート措置の強化、これをこれまでの工場誘致と違った形でどう優遇措置を講じるかと、このことが大変大事でございまして、従来型の工場等の誘致についての優遇措置とか、そういったものではないものをこれから、あるいはそれも含めて検討していかなければいけないと考えております。

ここで、実は矢吹町は首都圏から近い、先ほどの交通の要衝であると、福島空港へのアクセスも便利、それから、さきの台風第19号では大変な被災をしましたが、通常であればそれほど他の地域に比べると致命的な被災をなかなかしないということでありまして、企業誘致にとっては大変いい、特に先ほどの本社機能分散にとっても大変いいところであらうというところで、ここをどういうふうに、言わば本社機能の分散、それから優秀な人材を含め、こちらに来てもらうためにどういったところをつくっていくかということをも早く打ち出して、そういった本社機能を分散してこちらに来ていただくときの、早く皆さんにお知らせして、ある意味これはもうスピード勝負かとも思っていますので、そういったことをやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、こういうふうに申し上げましたが、やはり一番の問題はお金のなさ、お金がないということで、様々なことを整備するに当たっても8億しか財政調整基金がないし、今回の経済対策を1億1,500万やってさらに少なくなって、地方創生のことでまた交付金が来ますけれども、このまま第2波、第3波が来たときのコロナ対策をやったときに、これができるかどうか私の非常に懸念するところでもあります。ただ、鈴木隆司議員がお話しになったように、これからそのコロナウイルスの問題、感染対策をとにかく一定きちんとして、首都圏であるとか大阪圏とのやり取りをきちんとして、そういった企業誘致等について全力を挙げたいというふうに思っております。企業誘致だけじゃなくて、先ほどのように、やはり例えば若いご夫婦に、先ほどのようなご夫婦にどんどん住んでもらえる、暮らしやすい、子育てしやすいところもつくらなくちゃいかん。ただ、率直に言って子育ても、二、三日前の日経に出ていましたように、待機児童がいきなり増えてしまったり、4月段階ではまだ非常に厳しい状況でありますから、あまりここで大言壮語してもいかんのですが、そのよう

な形で矢吹町を企業の誘致ができるようにしていきたい、そしてまた優秀な人材がそこに集まるところにしたいということでもあります。

大分原稿のあれから離れてしまっているのですが、そのようなことで、次に、人口増加に向けた政策に向けてのおただしでございますけれども、これも、実は今のにかなり絡んでいるといえますか、つながっているところでもあります。

今、暮らしやすい、子育てしやすいという町をつくって、そして本社機能移転等に向けての整備をするというようなことがこれから大事であろうというふうに思うわけですが、これはすなわち人口増加に向けた政策に直結するというふうに私は思っております。何度も言いますが、金はないんですね。金はないんで、どうやって知恵を出すかということが非常に大事になってくるんですが、皆様のお知恵を借りながらこういったことができれば、矢吹町は近隣市町村からある意味一歩ぬきんでて、そして人口減少と、それから少子化対策に打ち勝っていけるのではないかと考えております。

ここに、最初原稿に書いてございますようなことはもう申し上げるまでもないことで、非常に恵まれたアクセスということをもう一回繰り返し言っていることでもあります。

真ん中から下の「また」のところですね、自然環境では比較的温暖な気候であり、農業に適した地域として、さわやかな田園が広がる豊かな環境を有しており、地理的な優位性が非常に高いと考えております。しかしながら、本町の人口動態につきましては、平成27年国勢調査時では1万7,370人でありましたが、本年5月1日現在では1万6,870人と500人減少しており、近年は減少傾向が続いている状況であります。

そのため、第6次矢吹町まちづくり総合計画工期基本計画では、加速度的に進む人口減少問題への対応などを踏まえ、人、支えあい、子ども、仕事、くらし、復興、計画実現のためにという総合計画の7つの分野のうち、復興の分野を、今もちょっとお話ししました人口減少対策へと変更しまして、その対策に特化した政策・施策・事務事業の追加、そして拡充を行うことで、人口減少の克服に努めてまいりたいと考えております。

議員おただしの優位性を生かしたまちづくりにつきましては、富永議員への答弁と重複いたしますが、後期基本計画への反映を検討する事項として待機児童の解消、これは第一とにかく力を入れていきたいところがあります。町政懇談会の開催、これらはコロナで完全に止められておりますが、現在止まっておりますが、これを開催して町民の声をきちんと聞いていく。企業誘致の推進、先ほど申し上げたとおりであります。生活道路の早期整備、これは暮らしやすい町ということで力を入れていきたい。などをはじめとする16項目について、熟考し整理した資料を基に6月末までに協議するよう、関係各課に示達したところでもあります。

また、私自身、町の財政と人口減少は、政策を実現していく上で関連性が高いものであると考えておりまして、財政の健全化という観点からも、企業誘致等の取組をさらに強化していく必要があると認識しております。

大事なのは自主財源でございます。交付金に頼り補助金に頼りというやり方でこれまでやってまいりましたが、やはりこれから自主財源を強化していかなくちやいけなくなれば、とにかく人口を増やしていくことと企業誘致が非常に大事であろうと。先ほどのように、鶏が先か卵が先かというのがありますが、金はないんですが、それをどういうふうに工夫して知恵を使ってやっていくかということがこれから大事なのかなと。ただ、先ほどのように企業自体もリモートスタイルであったりテレワークであったりということで、そういった環境整備をすることは必ずしも大金を要する、今までのようにとんでもなくハードに金をかけてやることではない

ので、そのあたりに知恵を使っていく中で、恐らくどこかにヒントがあるのではないかと私は今模索しているところではありますが、そちらをぜひと思っております。

なお、若い世代の定住促進については、特に企業誘致や産業、農業振興による雇用機会の創出、子育て支援策の充実、道路等の生活環境に整備を推進していくことなどが定住につながると捉えております。これらは、本当は全部絡んでいるんですね。これらの施策を実施することにより、人口の増加と自主財源の確保につながっていくものと考えております。職場があれば人は集まるし、子育てするいい環境があれば人も集まります。全て絡んでいるかと思っております。

矢吹町の強みを生かし、町民の皆様が矢吹町に住んでよかったとの声を多く伺うことができる希望のあるまちづくりを実現してまいりたいと。要するに、お年寄りももちろんなんですが、次の世代を担っていただける若い世代のご夫婦、あるいはそういった若い企業にも来てもらえる、そういった町にしていきたいというふうと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、交流人口を生かした地域の活性化対策についてのおたしでございます。

議員もご承知のとおり、交流人口とは外部からある地域に何らかの目的を持って訪れる人口のことで、一般的な訪問理由としては観光、通勤・通学、ショッピングなど様々な理由が挙げられますが、飲食を含む観光またはビジネスで訪れる人が大半を占めると考えられております。

本町の大池公園や未来くるやぶき、それからあゆり温泉などの施設は、町外でも知名度が高く、また町内飲食店も多く交流人口を支えている施設であります。また、先ほども答弁いたしました、ビジネス面においても、本町は国道4号や東北自動車道矢吹インターチェンジ、主要地方道4本が集結する交通の要衝であり、交通は首都圏へのアクセスが非常に有利であることから、多くの企業が立地し、中には首都圏に本社がある企業も多く、従業員の転勤や取引先企業の出張などで多くの交流人口が生まれております。

議員おたしの交流人口を生かした地域の活性化対策につきましては、本町の持つ地理的優位性を生かした首都圏へのPR活動が重要かつ効果的であると認識しております。

先ほど、リモートスタイルとかテレワークとかそういったことを申し上げましたが、結局、その企業の本社機能を分散した、それから社員がリモートスタイル、テレワークで勤めたといっても、当然のことながら週に1回であるとか月に何回かは本社に集まることは必要でありまして、その場合にも、そういったリモートスタイル、テレワークの仕事ができる環境があれば、やはり矢吹の優位性は相当程度あるのだらうなというふうに思っております。これが例えば、本当に矢吹以外の、名前は申し上げませんが、そういうところの地域のことであれば、なかなかそれが首都圏とのアクセスが厳しいところでは、そういったことはなかなかできないのではないかというふうに思っております。

本町では、これまで首都圏イベントへの参画やふるさと納税の返礼品の充実に加え、町のパンフレットをアンテナショップ等へ設置するなど、積極的なPR活動を通じて、本町を訪れていただくきっかけづくりを行ってまいりました。昨年度は情報誌を2種類作成し、首都圏のイベントでPR活動を行ったところであり、町内の農家を取材した「トラベル・イン・ヤブキ」では、果樹をテーマに取り上げ、情報誌を配布しながら矢吹産のリンゴやイチゴなどを販売いたしました。また、町内の飲食店を取材した「やぶきめし」では、町内飲食店の看板メニューを写真つきで紹介するとともに、矢吹町を経由した観光プランを掲載し、誰でも手に取れるフ

リーペーパーとして配布し、本町に気軽に来てもらえるよう取り組んだところであります。

このやぶきめしは、せんだってドライブスルーやぶきめしを行って、第1回目は大変長蛇の列ですね、ご迷惑をかけたところもございましたが、基本的には町内の皆さんから大変人気といたしますか、ご支持をいただきまして、最初の日で800食、第2回目では1,000食、2回目は、全く1件もクレームも何もなく整然とできたと。何でここでこれを言うかという、やぶきめしといったこういうことで、矢吹に例えばおいしいものを作っていくことも、先ほどの人を集めることの大変大事な大切なことでありますし、またそれを知らせることも大変大切なところでありますので、これから非常に元気のなくなった矢吹の飲食店を元気づけるとともに、そこにおいしい飲食店をやはり集めてくることも非常に大切かと思っております。次に進みます。現在は新型コロナウイルス感染症の影響によりPR活動が実施できておりませんが、感染症が収束した際には、イベントやホームページなどで本町の魅力を発信し、実際に町を訪れていただけるよう、地域の活性化へ向けた取組などを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと長くなりました、失礼しましたが、次に台風第19号関連のところであります。

次に、昨年の台風第19号による被害の復旧状況についてのおただしであります。令和元年10月13日に通過しました台風第19号は、本町においても浸水等、甚大なる被害をもたらし、特に阿武隈川沿川にある、東川原、陣ヶ岡及び明新地内では、稲わらや流木、土砂混じり瓦礫等の災害廃棄物が多数住宅敷地内へ流れ込むなど、住宅等が甚大な被害を受けました。これらの災害廃棄物につきましては、令和元年10月15日より被災住宅敷地からの撤去作業を開始しており、令和2年1月10日に完了しております。現在は、寺内地区の仮置場にある稲わらや流木、土砂混じり瓦礫等の災害廃棄物について搬出及び処分作業を行っているところであります。

稲わらや流木の処分につきましては、西白河地方クリーンセンターへ搬出してございまして、進捗状況は5月末現在で約60%となっております。また、土砂混じり瓦礫につきましては、福島市及び会津若松市にある処分場へ搬出してございまして、進捗状況は5月末現在で約25%となっております。これらの災害廃棄物の処分につきましては、順調に進んでございまして、当初計画より早期に完了する見込みとなっております。また、被災建造物解体工事につきましては、対象となる被災建造物は東川原地内3件、陣ヶ岡地内1件及び明新上地内1件の合計5件であり、6月から解体工事が開始しております。

次に、農地及び農業用施設災害の復旧状況であります。国の補助を受けた町内75か所につきましては、ため池や水路等、農業用施設を優先的に進めてまいりました。その結果、5月末現在で、ため池4か所、用排水路15か所、揚水機場2か所、道路1か所、水田15か所の合計37か所が完了し、進捗率は49%となっております。また、水路の閉塞など作付に影響が心配された箇所については応急工事を実施し、町内の水田についてはおおむね作付が可能となり、安堵しているところであります。これにつきましては、先ほど鈴木議員が言及されたとおり、町内の水田についてはおおむね作付が可能となり、今、大変苗も成長し青々とした風景を現出しております。私も大変安堵しているところでございます。しかしながら、主に三神地区内の中沖地区、そして谷中地区及び明新地区の一部の水田約5ヘクタール、これにつきましては、阿武隈川河川が決壊したということで、残念ながら作付ができるまでの復旧には至っておりません。

なお、この状況につきましては、事前に三神地区の区長の皆様へ報告し、受益者の皆様にもご理解いただいているところであり、今後も来年度の作付に間に合うよう関係機関と協議、調整を図ってまいります。

次に、公共土木施設災害の復旧状況であります。農地の災害復旧を優先的に進めており、全体発注予定件数36件のうち、土砂や稲わら撤去等の応急対応業務委託の21件、道路3件、河川1件、都市施設2件、下水道1件の計28件を発注し、そのうち23件が完了しております。進捗率は、事業費ベースで換算すると、5月末現在で約40%となっております。また、道路工事は令和2年12月の完了予定であり、河川工事及び都市施設の一部についても農閑期から本格的に着手し、これはこれまでも何度も申し上げておりますが、先ほどの農作業、そして作付、そういったものを優先してということでございます。農閑期から本格的に着手し、令和3年3月の完了に向けて復旧事業を進めているところであります。引き続き関係者、関係機関と連携しながら、町民の生活環境を守り、住みよい環境づくりを目指し、来年への作付等への影響が出ないよう、一日でも早い復旧作業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、台風河川災害での地域からの要望とその対応についてのおただしであります。昨年の台風第19号では、浸水被害が甚大でありました被災された方々から、災害ごみの処理、避難所の設置、災害に関する相談窓口などについて要望がありました。

災害ごみの処理につきましては、10月13日に台風が通過し、14日には被災された方々の片づけ作業を開始しており、当初は浸水被害を受けた廃家電や家財等の一般災害ごみについては、西白河地方のリサイクルセンターへの自己搬入をお願いしておりました。しかし、ごみの発生量が膨大であり、処理施設も遠方のため、一般災害ごみについては三城目集落センターグラウンドの仮置場に搬入させてほしいとの要望が多数寄せられ、白河地方広域市町村圏整備組合衛生課と協議、調整を行い、16日からは全ての災害ごみを仮置場へ搬入することといたしました。これにより、片づけ作業が効率よくできるようになったということで、大変助かったとのご意見をいただいております。関係する方々には大変感謝を申し上げたいと思います。

次に、避難所につきましては、当初、町保健福祉センター、そして中畑公民館及び三神公民館の3か所を開設いたしましたが、その後、三城目東川原地区で被災された方々から、近くの三城目集落センターに開設してほしいとの要望があり、地元区長と協議の上、居住への不安を抱えていた被災の方々が安心できるように、三城目集落センターに避難所を開設いたしました。これも関係された方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

災害に関する相談窓口につきましては、被災された方々の復旧、生活再建の過程において、居住地の確保、支援金の申請や税の減免等多くの手続が必要であり、被災者の方々からは、町の相談窓口を統一して対応してほしいとの要望があり、迅速に対応するため、まちづくり推進課に受付窓口を一本化いたしました。

また、消防に関する活動につきましては、町内各地区から冠水道路へのバリケード設置や低地住宅の排水作業等の要望があり、町消防団と連携して対応いたしました。台風当日は、暴風、豪雨という厳しい状況の中、不眠不休で危険個所の巡回確認や要避難者への声かけ、浸水住宅からの排水作業等に当たられており、消防団の皆様の活動、働きには大変感謝しております。本当にありがとうございました。

さらに、豪雨等により町内各所の農地や水路に稲わらが詰まるなど、雨水が排水されず、土砂等が水路や農地に入り込み、大量のごみと土砂が堆積した状況となりましたが、町内事業者の皆様にもご協力をいただき、迅速に土砂等の撤去を行うことができました。当初は短期間での作業完了を予定しておりましたが、行政区長や住民の皆様から要望を受けて、令和2年1月まで期間を延長し、稲わらや土砂の撤去を行ったところであり

ます。今後も災害時における町民の皆様からの様々な要望につきましては、できる限り被災者の目線に立ち、素早い対応に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと長時間にわたり大変失礼しておりますが、最後に、高台移転・遊水地計画についての考え方と政策の進め方についてのおただしであります。まず遊水地の機能、効果についてであります。遊水地は、大規模な洪水が発生する危険性のある河川の上流部に、あらかじめ堤防の一部を低く設定した広大な敷地を造成した場所です。記録的な豪雨等により河川が増水した際、河川からあふれた水を一時的に貯留することで、下流の水位を下げ、洪水被害を軽減させるための施設です。県内では、須賀川市の阿武隈川浜尾遊水地、全国でも利根川の渡良瀬遊水地や北上川の一関遊水地など、多数の遊水地が国直轄事業で整備されており、減災対策に大きな成果を上げております。

さて、議員おただしの阿武隈川における遊水地計画についてであります。昨年の台風第19号の豪雨災害を受けて、国土交通省、気象庁、福島県、流域自治体等で構成する阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会において阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられ、河川における治水対策の推進、減災型都市計画の展開、地区単位、町内会単位での防災体制の構築、バックウオーターも考慮した危機管理対策の推進、市町村の実績に応じた減災の取組の5つの柱を主要事業として掲げ、国、県、市町村等が連携し、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すことが確認されたところであります。

具体的には、国と県が連携し、阿武隈川本流の水位を低下させることを目的に、河川区域内の掘削やしゅんせつ、並びに遊水地を整備し、併せて支流における堤防強化等の治水対策を流域全体で行う国直轄の事業となっております。全体事業費は約1,000億円、事業期間は10年となっております。

今年の1月31日には、本町と鏡石町、玉川村の阿武隈川沿線地域に遊水地を整備する計画を含む、この対策プロジェクトが新聞等で報道され、2月28日には、遊水地の整備を担当する福島河川国道事務所から事業概要について説明があったところであります。その中で、私からは特に、事業の推進に当たっては地域の合意形成が大変重要となるため、地域住民や地権者に対して分かりやすく丁寧な説明を実施していただくよう強く要望し、さらに、町としても地域の大きな減災対策として必要性については理解するものの、長期間にわたる大規模事業であることから、慎重に事業を進めてほしい旨をお伝えさせていただきました。これを受け、3月28日に、福島河川国道事務所が三城目地区の新旧区長を交えた説明会を開催し、事業の概要について説明を行ったところであります。

今後、地域住民への説明会が開催されることとなりますが、地権者から現地調査の承諾が得られれば、遊水地整備検討箇所の測量や地質調査に入ることになり、その後、事業計画案が作成されると伺っております。また、高台への移転につきましても、遊水地事業について地域の方々の合意が得られ、一定程度事業が進捗した後に、具体的な計画が出されるものと考えております。

本格的に遊水地整備事業が開始されますと、長期にわたり説明会と地権者交渉が繰り返されますので、国主導の事業ではありますが、国、地域住民及び地権者との調整役として、今後も引き続き深く事業に関わっていきたくて考えております。また、阿由里川が合流する三城目地区や阿武隈川沿川の地区からの意見を丁寧に聞き取り、地域住民に寄り添った事業が展開され、町の要望が取り入れられる事業となるよう、引き続き国にしっかりと働きかけていきたくて考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変長くなり失礼いたしました。以上で、10番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 再質問させていただきます。

まず冒頭に、優位性を生かしたまちづくりということで、私は何も財政がないところでお金を使って、多額のお金を投資して工業団地を造ってくれとか、多額のお金を投資して住宅団地を造るべきだということを言うつもりは全くありません。様々な方法があります。

まず、企業誘致について、具体的に細部について質問をいたします。

まず最初に、前町長、前町政の時代、4期16年の間もこの企業誘致については町の最大目標、最高位の目標でございました。その16年間の前町政の引継ぎとして、この企業誘致についてどのような引継ぎがなされたのか、また、その具体的な内容があればお示しを願いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、10番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

前野崎町長からの企業誘致に対します引継ぎ、それから当時の企業誘致の考え方、方法等についての質問だったかと思います。

私一課長といたしましては、野崎町長からのその企業誘致に関する引継ぎというものは、特に受けてはございません。

また、企業誘致のやり方、方法ということでございますが、当時は矢吹テクノパークがございまして、そちらをメインとして企業誘致を行っていたようなところでございます。また、特に福島県においては、東京事務所、大阪事務所等有しておりますので、そういった県とタイアップ、情報共有をしながら進めていた部分がございます。また、企業誘致につきましては、どこからその情報が来るか、例えば金融機関から来たり、いろいろな会社から来るパターンもございますが、その来た情報、それからどこから来たかによって、またその進め方、やり方というものがいろいろございまして、その案件に一番適した方法で企業誘致を進めてきたというようなことで認識をしております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 前町政からの引継ぎはしていないということでございますが、担当課長替わったばかりということで、これはもうやむを得ない。

ただ、同じ部署にもともといた職員もいるわけで、私が一番、本当に実現に向けて手っ取り早いのは、16年間、もう矢吹町の最大目標としてやってきたわけですから、例えば交渉中の話があるとか、一度は途切れてしまったけれども、世の中の時世が変わってまた復活する話とかあるので、この辺はきちんと、どういうことで

16年間、矢吹町の最大目標の一つでしたので、何らか、何もなかったということはありません話ですから、この辺はしっかり引継ぎをすべきだと思いますが、いかがでしょう、町長。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 率直に言って、引継ぎはありません。ちょっと事務方ではいろいろあるようですので、私には何もありません。

○議長（角田秀明君） 一応、一問一答方式になっておりますので、町長は今なかったということなので、再質問していただいて職員から答弁をさせますので。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 今、私は町長にあるかないか聞いたんじゃないで、やるべきだと思いますけれどもどうですかという話でしたので、これはぜひやってください。何かいい話があるかもしれないので、できるのであれば、16年間、町の最高位の事業として上げてきてやってきたわけですから、やっぱり何かそういう話があるとは思いますが、ぜひやれることはやってほしいということです。

○議長（角田秀明君） 町長、答弁を求めます。

○10番（鈴木隆司君） 答弁、求めているんです。やってくださいという。

○町長（蛭田泰昭君） いやいや、それでは、私もじゃ、きちんと、すみません、今までのいろんな蓄積を受けるように、前町長に敬意を表してそういったことをしたいと思います。

あとはもう一つ、さっき金がないからできないよということを言ったわけじゃなくて、金がないけれども知恵を出してやっていかないと、我がほうの財政は厳しいですということを言ったことです。この2つ。

○議長（角田秀明君） 10番、よろしいですか、今の。再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 同じく企業誘致についてですけれども、矢吹町第6次総合計画において、その場所の選定として県復興工業団地、それから、先ほど課長から出ました矢吹テクノパークというような場所が示されております。これはこれで現在あるところで、これを有利に進めていくというのは当然でございますが、町独自の場所選定として、これは工業団地の造成ではないですよ。ある程度話が来たときに、このエリアならどうかというような具体的なエリアの選定は今後どのような形でやっていくのか、お考えを聞きたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

今後、復興工業団地、テクノパーク以外の場所への企業誘致の考え方ということだったと思いますが、今のところ、町で特にエリアとしてそういったエリアを設定している場所はありません。また、物件で例えばその空き店舗とか更地になっている部分、そういった部分も今後想定されると思っておりますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、今後、企業誘致に向けてそのような受皿づくりをしっかりと検討してまいりたいと思

ております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） いい話が来たときに場所のエリアが決まっていなくて、どこを案内していいかも分からないような状態になるので、それはそれとして、まずは、第6次総合計画でうたっている例えば矢吹テクノパークは、今、何区画空いて、どのぐらいの面積の場所が空いているかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 10番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

テクノパークにつきましては現在、1区画で1万6,700平米ほどの区画が現在残っている状況でございます。以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） その矢吹テクノパークは三菱マテリアルの所有地で、いわゆる三菱グループとその辺について、企業誘致について、どのような頻度でどのような話を進めているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在、矢吹テクノパークについては、私も4月から課長になりましたが、コロナの影響等もあって、最近では連絡等は取ってございません。その以前の経過等についても、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 企業誘致は、これから蛭田町政においても最大の課題として取り組んでいくということですから、ちょっとその辺からきちんとしていただきたいと思います。

もう一点、第6次まちづくり総合計画でうたっている県復興工業団地についてですが、これは昨日、同僚議員の質問でもありました。ただいま中断しているということですが、これを本当に生かすために町はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

復興工業団地、第二苗畑の部分の考え方でございますが、昨日も一般質問のほうで芳賀議員のほうの答弁にお話しさせていただきました部分がございますけれども、現在、この当該地においては文化財のほうが幾つか存在しております。そちらのほうの一つのネックとなっております。県の企業誘致課のほうとも協議をしながら、そういったものでも対応できる6次化、もしくは農業関係のそういった企業を主に視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力等をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） その文化財云々の話は昨日の話で伺っておりますので、その辺を早くクリアしないと、せっかくいい場所にあれだけの土地があるわけですから。当然、県の工業団地ですから、町も別に財政を使うわけでもないんですから、三菱テクノパークそれから県の復興団地、これ、早急に動けば別に財政云々という話でもないで、その辺からスタートしていただきたいと思います。

また、何も先に造るのではなくて、オーダー制とか、エリアを決めて、そのエリアで了承していただいたら後から造るというような、お金を使わないでやれる方法というのは幾らでもあるので、そういうことで企業誘致にぜひ対応していただきたいと思います。ちょっと今の質問の答弁では、ちょっと私は、最大目標としていると言う割にはちょっとトーンが低いなというような印象です。

それから、現在コロナによってなかなかそういう中央、関西方面には行けないというような話ですが、それはそのとおりであります。ただ、先ほど町長答弁にもありましたとおり、この新型コロナウイルスだからこそ、そのマイナス面をプラスにしていくんだという考え方を持っていただきたいということで、あえて私、先ほど議長から説明があったとおり、事前に皆様に資料、平成29年3月議会での私の資料が配付されていると思います。この表に、東日本大震災後、津波とか放射能災害によってなかなか福島県に企業立地がないだろうと言われてたときに、企業立地の有利な補助金等を使いまして様々な手段で立地を誘導いたしました。その結果、ここにあるように、75件の企業が立地しておるんですね。津波で浜辺から内陸に来た人、この半分は福島県以外から福島県に立地した企業だということです。ですから、コロナだからできないという観念は捨てていただいて、例えばコロナだからこそ、先ほど町長からあった都心部の本社機能移転、あるいは、都市建設課長だと一番分かるんですが、例えば建築で今回、トイレの衛生器具とか陶器の部分がなかなかなくて、これは日本の2大メーカーが中国に98%依存していたというような事実があるんですね。こういったことも含めて、様々な企業が中国から日本に工場を戻すというような動きもありますので、その辺の情報の収集はぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。また、今やっているんであれば、どの程度までやっているか答弁願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 10番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

実際、議員お話しのとおり、コロナということで世界の流れ、世の中の流れ、企業にあってももう根本的な部分が変わってくると、今後、さらにそういった社会になってくるということで認識をしております。そうい

った部分では、議員おっしゃるとおり、情報を常に仕入れていくということが重要だということで認識しておりますので、新聞等、テレビの報道等も含めて、専門的な新聞等の購読もしながら最新情報について把握して、今後の企業誘致につなげていきたいと考えております。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。あと1分です。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 企業誘致については、この辺で終わりたいと思います。時間がないので、駆け足で行きます。

例えば、交流人口を生かしたまちづくりということで、前町長、前町政時代は、この核として道の駅というようなことを、3大プロジェクトとして推進してまいりました。この道の駅については産業振興課、それから都市建設課合わせて約1億500万ぐらいの予算が既に使われていると思います。

蛭田町政の中では、この道の駅、町民の意見を聞いて再検討、再点検をするということでございますが、どのような方法でこれを行っていくのかをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

総点検につきましては、答弁にもあったとおり、先ほどのまちづくり矢吹であったり、新町西線、あの道の駅あります。その中で、これまでの経過を十分に検証しながら総点検を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 以上で、10番、鈴木君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は1時30分からにします。よろしく申し上げます。

（午後 零時18分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告9番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しの皆さん、いつもありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして、質問を大きな項目で3点ほどさせていただきます。

まず1番目といたしまして、役場業務の民間委託についてであります。

昨年度より一部役場業務が一般社団法人まちづくり矢吹に委託されております。このことに伴い、臨時職員として町が直接雇用していた方々がまちづくり矢吹へと転籍となっています。まちづくり矢吹へ転籍した方の中には、将来の雇用や処遇に関して不安を持っている方もいらっしゃると思いますが、町としてはどのように捉えているのかお聞かせください。

また、学校支援員や放課後児童クラブ支援員といった教育や児童福祉に関わる職種も業務委託の対象となっておりますが、受持ち児童に関する申し送りなどで担任教諭等に報告や指導を受けなくてはならないと思いますが、これは偽装請負を指摘される状況にはなっていないのかお答えを願います。

このたびの新型コロナ禍のような緊急事態の際、このような業務委託では委託契約をした業務以外の緊急の業務を担当していただくことはできないと思います。例えば、今回の給付金などの発送、町民に対する発送業務などのように対策に追われる部署で人員を一時的に増員しなくてはならない場合でも、契約した業務ではないため、その業務をしてもらうことができないなどの事態が想定されます。緊急時の対応はもとより、公の奉仕者として職責を全うするためにも、役場の業務に関しては業務委託ではなく、役場の職員、公務員が担うべきと思いますが、まちづくり矢吹に転籍となった方々をまずは会計年度任用職員として、役場での直接雇用に戻す考えはないか伺いたします。

続いて大きな2番目の項目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、これまで町でも役場職員や関係機関の尽力で様々な施策を行っております。町長はじめ役場職員の皆さん、そして関係の方々に、大変このことに対して敬意を表するとともに御礼を申し上げます。

感染拡大防止や経済対策など、今後も追加の施策を検討されていると思いますけれども、どのような施策を考えておられるのかお聞かせください。

また、臨時休校等の影響によって児童生徒の履修の遅れが心配されておりますが、その対策として児童にタブレット端末を配布する自治体も出てきております。また、政府からもパソコンやタブレット等の配布、全児童に対してこれを配置するという、こういったことも最近出てきております。また、高齢者や子供の見守りなどでZ o o mというオンライン会議のアプリ、こういったものがありますけれども、このオンライン会議システムやSNSでありますL I N Eなどのビデオ通話のシステムを利用して、こういった高齢者の見守りや子供の見守りをしている例もありますが、町として今後のコロナだけではなく、今後の施策につながるということもありますので、導入の考えはないか伺います。

新型コロナ対策の一環で、町から様々な通知や申請書類の送付を行っております。例えば、視覚や聴覚など障害のある方、独居で高齢者の方、外国人の方など、この通知の仕方によっては理解できないようなことも懸念されます。どのような配慮がなされておりますか伺いをいたします。

最後に3番目といたしまして、首長会議等への加盟と活動についてであります。

首長、クビチョウとも一般では言われておりますけれども、まず首長の責務といたしましては、住民の生命と財産を守り、生活の質の向上や幸福の追求をすること。すなわち、住民の福祉の向上を図ることがあります。そのために各種の首長会議等の団体に加盟し、内外へのアピールや施策の研究、実施を行うことも必要であると考えます。

当町におきましても平和首長会議への加盟や非核宣言を行っておりますが、町として、このことに関してどのような活動を行ってきたのかお伺いをいたします。

平和首長会議加盟自治体や非核宣言自治体として、核兵器禁止条約の批准を政府に求める考えはないかを伺います。この団体に加盟している首長さんたち、例えば広島市長さん、長崎市長さんなどもおられますけれども、この核兵器禁止条約、2017年に発効しておりますけれども、これが日本政府、被爆国であるにかかわらずこの核兵器禁止条約の批准をしておりません。このことをどのように捉えているか、政府に求める考えはないかを伺います。

また、脱原発を目指す首長会議、非核宣言自治体協議会、先ほどこれもありますけれども、これは宣言はしておりますけれども、非核宣言はしましたけれども協議会への加盟はしておりません。こういったことから言いますと、こういったものに参加することによって、内外に対しても政策のアピールや研究、また住民に対しても、こういったこの団体等の発行しておりますいろんなツール、こういったことも利用して啓発の機会も得られると思いますので、加盟の考えはないかをお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

蛭田泰昭町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴に来られている皆さん、お忙しいところ本当にありがとうございます。

それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、一般社団法人まちづくり矢吹へ転籍された方々の雇用や処遇に対する不安についてのおただしであります。まちづくり矢吹は公益的法人であります。一民間法人でありますので、将来的には自立運営していくこととなる、多くの元臨時職員が希望を持って転籍していただいた公益的法人であります。

町では現在、課題、問題に対して洗い出しをするため事業の総点検を行っているところでありますので、転籍された元職員の方々の不安の払拭のため、また住民サービスを停滞させないためにも、業務の円滑な実施の確保、まちづくり矢吹の業務安定化について引き続き支援する形で、不安の払拭に努めてまいりたいと考えており、総点検の結果によっては慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。そのため、今後の運営につきましても、総点検の結果を踏まえ、議員の皆様をはじめ従業員や町民の皆様へ丁寧な説明をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、偽装請負のご指摘についてのおただしでございます。

議員おただしの偽装請負につきましても、一般に請負または業務委託と称して労働者派遣契約を締結しないまま労働者派遣を行うものと承知しており、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、いわゆる労働者派遣法に違反することであると解釈しております。

請負と労働者派遣との違いは、注文主とそれから労働者との間に指揮命令関係が生じるかという点になります。労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準によれば、適正かつ適切な請負と判断されるためには、請負事業主が自己の労働者に対する業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行っているこ

と、請け負った業務を自己の業務として契約の相手から独立して処理していることが必要となります。これらの条件が満たされているのであれば、偽装請負と判断されるものではないかと思えます。

なお、請負業務の内容につきましては、日常的に軽微な変更が発生することも想定されます。その場合には、直接発注者から請負労働者に対して変更指示することは偽装請負に当たりますが、発注者から管理・現場責任者または請負事業主に対して作業の遂行に関する説明、指示等が行われていれば特に問題はないとのこととなります。

このような中、本業務委託に当たりましては、関係法令に基づき適正かつ適切に行われるよう、自治体の業務改善等を専門とする外部からの支援、協力を得ながら協議、検討を重ね、仕様書及び業務マニュアルの作成等に取り組んでまいりました。特に学校支援員業務につきましては、仕様書及びマニュアルにおいて対象児童生徒への支援業務として、学級担任及び特別支援コーディネーター等が作成する指導方針、個別の教育支援計画、個別の指導計画、その他各種会議資料等により把握すること、さらに各学校には現場責任者を配置し、請負業務内容に関する必要な説明、指示及び書類の提出は、発注者から現場責任者または請負事業主に対して行うこととしております。

しかしながら、業務の一部を委託し、同一フロアで作業を行うという性質上、現場においては疑義が生じる部分もあることも認識しております。この点に関しましては、今後も継続して様々な観点から検証を重ね、把握された課題、問題点につきましては必要に応じて改善を図り、本業務委託を適正かつ適切に実施されるよう検討を深めながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託における緊急時の対応への不安とまちづくり矢吹へ転籍された方々を町役場直接雇用に戻す考えはないかとのおただしであります。まず業務委託における緊急時の対応ですが、民間委託は直接の指揮命令こそできませんが、委託者と受託者において緊急事態の対応等について事前の調整がなされていれば、緊急時にも十分対応可能であり、今回のコロナ禍における児童クラブ業務においては、仕様書に定められた緊急時対応により柔軟に対応されたところであります。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての臨時休校時におきましては、全国的にも児童クラブの対応が話題となりましたが、本町におきましては、委託先である一般社団法人まちづくり矢吹との協議により、保護者の方が安心して出勤できるよう、仕様書に定める学校休業日の開所時間である朝7時30分から午後6時30分で全日対応し、事業継続してまいりました。

町が直接雇用していた時代は、児童クラブ入所のニーズ量に応じた児童クラブ支援員の確保がかなわず、町の正規職員や一般職非常勤職員が交代で勤務するなどの対応により待機児童解消に取り組んでまいりましたが、業務委託以降は、企業努力により人員の不足も解消されたところであります。

さらに、今回のコロナ対応等による緊急事態の際には、通常時には児童クラブを利用しない児童も加わるなど、支援員の必要人数が不足することが懸念されましたが、本町ではまちづくり矢吹の采配により、休校により勤務することができない学校支援員を児童クラブ支援員として勤務させる柔軟な対応が図られております。これにより大きな混乱もなく、安全・安心な児童クラブ運営業務を実施いただいたところであり、まさに民間活力を導入した結果がかいま見えた事例であります。この対応により、人員配置等に町職員が時間を割かれることはなく、町職員は緊急時に本来業務に集中した対応を図ることができました。

安井議員もご承知のとおり、本町では平成27年度から、公共サービスの多元化推進計画に基づき、民間にできることは民間に委ねることを基本とし、外部委託を推進しておりますが、今後も様々な検証を行いながら外部委託のよりよい在り方を引き続き検討し、職員の適正数を定める定員適正化計画もお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する今後の経済対策支援事業についてであります。高久議員への答弁と重複いたしますが、現在、町内の飲食店をはじめとする各店舗は、大幅な売上げ減により地域の経済活動は非常に厳しい状況にあります。

現在、町では新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した町内の事業者の方に対して、つなぎ融資として新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金、国の雇用調整助成金に対する上乗せ助成及び社会保険労務士を利用した申請を行った費用の一部助成として新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金、そして小規模事業者や飲食店、旅館業者への家賃等の固定費の助成として新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金の以上3つの事業を展開し、大きな打撃を受けている町内の中小事業者へ支援を行っているところであります。事業者自らが売上げを伸ばすための支援を行い、自立を促していくことがより重要であると考えております。自らの足で立つ意欲を持っていただき、それを町関係機関、関係団体がサポートするという、そのような形であります。

このような中、現在、本町では矢吹町店舗応援キャンペーンを進めております。本事業は、新型コロナウイルス感染症により疲弊した店舗の応援と、不要不急の外出等の行動自粛にご協力をいただいている町民の皆様へのストレスを和らげ、かつ気を緩めることのないよう、店側にあつては感染防止対策に十分努め、また利用者側もマスクの着用やソーシャルディスタンスを守ること等により、安全・安心な経済活動を促すことを目的としております。町内店舗におきましては、アルコール消毒の徹底や飛沫感染防止対策、換気の徹底など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に本気で取り組む店舗に対し、キャンペーン参加認定店舗として広報活動などの支援を図ってまいります。さらにこれらの店舗に対しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る費用の一部を支援することについて内容を検討しているところであります。

今後は、町内店舗の有志を中心としたドライブスルーなど地域経済活動の活性化に向けた動きがあることから、町といたしましても、引き続き矢吹町商工会や各飲食店組合などの関係機関とともに力を合せながら、第2、第3の矢となる経済支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童生徒へのタブレット端末の配布及び町民の見守りにアプリやSNSを導入することについてのおたがしであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行われた学校の臨時休業については、外出を自粛し、家で過ごさなければならなかった子供たちの心身の健康のほか、学習の遅れが非常に心配されるところであります。

臨時休業の間は、家庭への電話連絡や登校日を利用し、児童生徒の心身の健康状態を把握するとともに、課題提出により学習への取組状況を把握しております。学校が再開された現在、学校では今後の教育課程の再編成や学校行事の見直し、新型コロナウイルス感染予防のための対応等、様々な課題に取り組みながら学習を行っております。それに加えて、今後再び臨時休業となった場合に備え、オンライン授業の実施も見据えたICT環境の整備に取り組む必要があります。

町では、国のGIGAスクール構想の補助金を活用し、小中学校を対象にICT利活用のための基盤整備に取り組んでまいりました。具体的には、学校の校内無線LANの環境整備及び児童生徒1人につき1台の端末整備を2023年度までに整備するために取り組んできたところではありますが、このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休業が長引いたことで、1人1台の端末整備を前倒しして実現するための緊急経済対策が国より発表されたところでもあります。1人1台の端末整備が整えば、児童生徒がタブレット等の端末を家庭に持ち帰り、オンライン会議システムアプリを活用したりすることで、双方向型のオンライン授業も検討してまいりたいと思います。

また、高齢者の見守りにつきましても、議員もご承知のとおり、本町では、配食サービス・ふれあい弁当事業、緊急通報システム事業、さわやか訪問収集事業等の各事業による定期的な訪問を通じ、高齢者と直接お会いし、体調等の変化を把握する取組を進めております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式に基づく対応が進められる中、例えば介護老人施設等でのICT等の活用など先進事例を踏まえ、有効性等について検討し、様々な工夫でつながりを保てるように努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、通知や申請書類送付の際の配慮についてのおたかしであります。今回の特別定額給付金では、基準日である4月27日現在の世帯主に対し、5月19日に6,715通の申請書を郵送したところでもあります。議員おたかしの視覚や聴覚などの障害のある方や独居高齢者の方、そして外国人の方などへの配慮としましては、初めに、視覚に障害がある方の封筒については表面に町章の浮き出し加工を施し、町章の凹凸に触れることで町から届いた文書であることが分かる配り方を行っております。

次に、単身世帯の方で障害を持った方や高齢者の方など、特別定額給付金の申請の手續に不安のある方については、民生委員にご協力をいただき、代理での申請の記載や添付書類の準備等を行っていただいているところでもあります。

次に、外国人についてであります。町内で生活している外国人の多くが町内企業等で働く技能実習生であることから、今回の特別定額給付金の申請に関しては、雇用先の企業が申請方法等の手助けを行っていただいております。

特別定額給付金支給事務につきましては、6月12日現在、全世帯の90.1%に当たる6,051世帯に対して給付が完了しておりまして、日々の申請書の引受け収受件数も落ち着いてきたところでもあります。今後は、まだ申請が済んでいない皆様へ再度の周知を行い、その中でも、障害や介護等の事情により自力では申請が難しい状況であると思われる方に対しましても、民生委員や介護ヘルパーの方とも連携しながら、申請漏れのないように、給付対象となっている全ての方が給付を受けられるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、首長会議等への加盟及び活動についてのおたかしであります。初めに、平和首長会議につきましては、世界の都市が緊密な連携を通じて核兵器廃絶の住民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としておりまして、令和2年6月1日現在、世界164か国、7,907都市が加盟しております。日本国内においても、市、特別区、町村をはじめ1,733団体、福島県内では59市町村の全てが加

入している状況であります。本町においても平成21年3月に加盟しております。

次に、非核宣言につきましては、昭和58年6月25日に宣言を行ったことで、平和行政に対しより認識が深まったものと認識しております。

また、平和首長会議では、行動指針として2020ビジョンを2003年に策定しております。その道筋として、核兵器のない世界の実現並びに安全で活力のある都市の実現を掲げた平和首長会議行動計画に基づく具体的な取組を推進しております。

議員おただしの平和行政への具体的な取組につきましては、本町はこれまで第6次まちづくり総合計画を策定し、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像として、まちづくりに取り組んでいるところであり、施策として直接的なものはありませんが、総合計画の3つの基本姿勢としてお示ししております、人材を育てる、矢吹を好きになる、そして、風景を残し守るを実現するには、恒久平和なくしてあり得ないものであると考えております。

今年は新型コロナウイルス感染症により全世界が大変な状況ではありますが、世界の恒久平和については矢吹町民はじめ世界中の人々が望んでいることであり、平和首長会議の加盟自治体として、今後どのような取組が対応可能なのかを含め調査、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、核兵器禁止条約に係る政府への批准についてのおただしではありますが、平和首長会議は令和元年11月に、政府に対し、核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請文を提出しております。これを受けて外務大臣政務官は、核兵器国と非核兵器国の橋渡しに努める日本政府と核兵器廃絶というゴールは共有している考えであり、政府としても、核を巡り国際的に不安定な状況の中、核軍縮の実質的な進展のための賢人会議における議論の成果等を活用しながら、具体的な取組を続けていきたいと回答されている経過もございます。

このようなことから、町といたしましては、直接的に政府に働きかけることは現時点では考えておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、脱原発を目指す首長会議、非核宣言自治体協議会等への加盟についてのおただしではありますが、脱原発を目指す首長会議は、全国34都道府県105名が会員となっており、主に脱原発やエネルギー政策に関するフォーラム、シンポジウム及び学習会等を開催している会議であります。

また、日本非核宣言自治体協議会は全国の非核宣言都市1,650自治体中、約2割の342団体が加入してございまして、非核都市宣言に関する情報や資料の収集、調査や研究、非核都市宣言呼びかけのための活動及び各自治体の平和事業推進等を行っている協議会であります。

本町では、現時点において加盟は考えておりませんが、首長として最新の情報を習得する機会として、全国首長連携交流会、全国町村長大会、町村長中央研修会などの全国規模の研修会等のほか、本町のまちづくりの参考となる研修会等についてはできる限り参加し、政策等の情報や優良事例等を生かしながら、住民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。ちょっと質問の順番と前後しますけれども、ご容赦い

ただきたいと思います。

まず、ただいま最後のほうのご答弁ありました首長会議等への加盟等についてでありますけれども、これ見ますと、今のご答弁見ますと、平和首長会議のほうで令和元年11月に政府に対し核兵器廃絶についての要請文を出しているということでありましたけれども、その後、また状況変化しているんですね、政府のほうでもですね。ご承知のように国連のほうで多くの国加盟して核兵器廃絶、核兵器禁止条約、これが締結され発効しておりますけれども、被爆国である、唯一の被爆国である我が国はこれ批准していないわけです。これについて考えますと、やはり改めてこういった平和首長会議等の首長とも一緒になって政府に対して改めて働きかける必要があるのではないか、批准をしてくださいと働きかける必要があるのではないかと思いますけれども、町長のご答弁お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の質問にお答えします。

今おっしゃいましたことにつきましては、十分にやっぱり情報を集めまして勉強させていただきまして、その後に参加について検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 十分検討していただくということでよろしく願いいたしたいと思います。ご答弁の中でも、今年新型コロナウイルス感染症により全世界が大変な状況であります、世界の恒久平和については矢吹町民をはじめ世界中の人々が望んでいることであり、平和首長会議の加盟自治体として今後どのような取組が対応可能か含め調査、検討してまいりますという大変すばらしいご回答もいただいておりますので、ぜひこの趣旨にのっとりまして、ぜひ検討して、政府に対しても、国と地方は対等でありますから、これ進めていただきたいと思います。

今回、いろんな首長会議について提案させていただきました。この首長会議等参加していただけると、先ほども申しましたとおり、例えば非核宣言自治体協議会などでは核兵器禁止条約に関するリーフレット、これを会員自治体等に無料で配付して、児童生徒等にもそのリーフレットを活用していただく、そういったこともやっております。そういったことに使えたりとか、あとは知見を持った首長さんたちたくさんおられます。そういった方々とも交流していただいて、平和だけではなく、いろんなまちづくりに関しても町長のほうで交流していただけたらと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

このことに関してはこれで終わります、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけれども、まず、いろいろな施策これまでもしていただきまして、まずは矢吹町、かなり早期にコロナウイルス対策本部、町長が本部長となりまして設立しております。そのこともあったので、感染者が実際に出た際にもいろんな対策を取れたのかなと思います。また、県などに対してもいろんなことを主張できたのかなと思いますので、そのことは大変感謝しております。本当にすばらしいことだったと思います。

まずコロナウイルス、これからもいろいろと施策を検討しておられるということです。第2、第3の矢も検討しておられるということですけれども、町民の間の声を聴きますと、10万円の給付もらったのはいいけれども、例えば商工業者さんの対策とかまずはやっている、この後にいろいろ考えておられると思うんですけれども、例えば町民全体に対して何かまた追加で、この10万円以外にできるものないのかなんていう声も聞かれています。町長さん答弁にありましたように、なかなか財調的にも1人頭4万円ということで厳しいところもあります。そういった事情もある中でどうやってお金かけないで、じゃ、そういった声に応えたらいいかなんていうのもあると思うんですね。

例えば、マスク配ってほしいなんていう声もあったんですよ。ただ、それは今になっては必要なものも確保できるようになってきたので、ほかに何かないかなんてことも言われております。例えば感染症対策、防止するための取組、商店に対してはこれからやっていくということでもありますけれども、そういったことでいえば、各家庭に対してそういったものに役立つ例えばグッズ、グッズというとおかしいんですけども、消毒液とかを常に配れるような体制とか、そういったことも必要なと思います。これは一例でありますけれども、全町民に対して追加の何かこういった施策を考えておられるかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、安井議員のご質問にお答えします。

経済対策としてやった3つの対策、これはもう今お話しのように大変、もう前年対比で9割減といった厳しい状況にある飲食店、その他事業者に対して、これはとにかく急がなければ本当に固定費負担、人件費負担その他で本当に廃業、あるいは潰れてしまうので、これは急いだと。その後で必要なのは、やはりそういった言わばつなぎ融資であるとか、それから、お金を配って現在の固定費を賄ってもらおうというだけじゃなくて、やはり自分の足で立てるだけの、自粛によって全くお客が来なくなってしまったと、このことをしてあげることが必要だということが、1つは飲食店等の事業者に対することですね。もう一つはやはり生活者のためにということで、現在検討しておりますのが、やっぱりそれぞれの家庭に、もう検討している中身ですね、これは。一部の自治体でもやっておりますが、例えば町内で使えるクーポン券のようなもので、それはかなり割のいい形で出してあげて町内で使える、かつそれで店も助かるという格好で、かなり冷え込んだ消費マインドであるとか、それから、あとは元気のない飲食店等の事業者に何らかの形でうまく、いい意味で火をつけることができればいいなというふうに思っております。

生活者のためということであると、この後様々なことは考えておるのですが、基本的に給付の話ですか、お金の給付、お金の給付だけじゃなくて。

〔「お金だけではなくて、いろいろ考えられると思います。今言ったクーポン券の給付等もあると思いますけれども、今後考えておられますよということでご答弁いただければ」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） そうですか。であれば、本当に元気をなくした方々に元気をつけるということであると、ちょっとちらちら出しておりますけれども、介護施設その他、やはりお年寄りの方々がいます。介護施設だけ

じゃなくて、その方々に面会にも来ない、イベントも来ない、慰問も来ないというような状況で非常に元気をなくしているお年寄りがたくさんおられます。私もせんだって父親を亡くしましたが、最後に自宅介護の後、施設におりましたが、面会ができませんでした。それで、とにかくオンラインで面会をするということで、オンラインで面会をするのであれば、一番我々が恐れる、介護施設等にコロナウイルスが入ってしまうとそこでクラスターが起きるということを止められるので、そういった在り方でもって新しい面会とか、それからお年寄りに元気をつけると、こういったことについてぜひ実現させて。ただ、これは先ほど私、なかなか財政が厳しいと言いましたが、言わばiPadと、それからあとは家でそういったパソコン関係があればいいので、おじいちゃん、おばあちゃんのお孫さんなり息子さんが当然持っていますので、恐らくそれほどの追加のハードの投資は必要なくてできるかと思っております。そういった形で、できればお金をできるだけかけずに元気になってもらう。そのことが結局おじいちゃん、おばあちゃんが、今せっかく元気だったのが、どんどん気力をなくしてフレイル状態になり、要支援、要介護状態になってしまうというのを避けて、そして、ということがおじいちゃん、おばあちゃん、あるいは家族、あるいはその施設、そして町としてもそういう方々が元気になってもらうことが非常に大切だということがあるかと思えます。

だから、様々なやり方があると思っています。一例として申し上げますが、こういったことを一つ一つ積み上げながらやっていきたいと思っております。お金を配ることも大切ですが、こういった形で知恵を出しながら皆さんで考えていくことが非常に大切だと思っておりますので、ぜひ皆様からお知恵なり、お力添えをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

この後質問したいと思っていたことも実は今ご回答いただきました。介護施設の見守りとかにも活用したいということで。

そのほかにですけれども、例えば天龍村ではタブレットを2015年に配付してこの見守り事業を行っております。そういった先事例等もあります。また、オンライン子ども見守り隊というのがありまして、これ全国に対応してしまして、日本親子コーチング協会さんというところなんですけれども、さっき言ったZoomアプリを活用して、預けたいんだけれども、家にどうしても1人で残さざるを得ないお子さんたちがいるということ、そういう方たちをこの日本親子コーチング協会の方たちがタブレット端末を活用して、Zoomアプリを使って呼びかけを行って、おやつ食べたかとか、勉強したかとかと、そういうことにもあるようです。こういったことも活用して、具体的に町長どんなことを考えておられるかなということ聞こうと思ったんですけれども、今お答えいただきましたので、これ後でお届けいたしますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

感染症対策ということで、視覚障害者、聴覚障害者などの方への配慮ということでお聞きしましたけれども、視覚障害者の方へ、封筒に浮き出し加工を施しているのが、町章の凹凸に触れることで町から届いた文書であるということが分かるということでしたけれども、その中の文書はどうなっているのでしょうか。お聞かせく

ださい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

封筒のほかに中に入れた書類等に対しての手当てというか、という部分でございましたけれども、目の不自由な方におかれては一応点字で表記をして、内容が分かるような書類を一緒に入れて、利便性というか対応させていただいたところでございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 中の文書についても点字でやっていただいたということ、今後こういったこと、これまでも何度か質問させていただきましたが、町で発行する公文書等に関しては、同じこういう対応ができるのであれば今後もしていただきたい、そういう期待も持てる答えでありました。

次ですけれども、町内で働く外国人の方たちへの対応ということで、外国人の方の多くが町内企業で働く技能実習生であるので、雇用先の企業の協力を得ているということでもありますけれども、そうじゃない外国人の方もいると思うんですけれども、そういった方たちへの対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にありました外国人の方につきましては、主に企業で働いているということでございまして、それ以外の方についての対応でございますが、我々のほうでそれ以外の方について特段、特別なその対応をしたということはありませんでした。日本語が流暢であったりですとか、あとは一緒にお住まいの方とかがサポートをさせていただきながら、私のほうで聞いているところだと大きなトラブルなく、手続が終了されているということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） そのほかの外国人の方へは大きなトラブル等ないということでありました。ただ、今後給付されていないよという方も出てくる可能性もあります。そういった方たちに対しては、今後は民生委員等や協力者の方たちとも連携しながら、申請されていない方についてはフォローしていくという答弁もいただいたところではありますが、様々な立場の方、住民の方おられますので、コロナ対策に限らず、今後ぜひそういった方たちへの配慮、例えば点字で配慮していただいたように、耳の聞こえない、聞こえづらい聴覚障害者の方に対して幾ら状況を防災無線で言っても聞こえません。なので、そういった方たちに対しての対応ですとかいろんなこと考えられると思いますので、ぜひその辺はいろんな事例等を参考にしながら進めていって

ただきたいと思います。

コロナ対策等に関して、今後いろんな要望出てくると思います。それに対して、住民の声をしっかり聴いていただいて対策を取っていただける、こういった答弁もいただいておりますけれども、改めてそのことをお願い申し上げまして、私からもいろいろ対応してもらいたいこと等出てくる、住民の皆様からも言われた場合にはその辺をお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、大項目でいいまして1番目の質問のほうに移らせていただきます。

役場業務の民間委託についてでありますけれども、まず、答弁の最初のほうで町長、一般社団法人まちづくり矢吹についてでありますけれども、まちづくり矢吹は公益的法人でありますかと答弁されておりましたけれども、これ確認したいんですけれども、公益的法人なんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

公益的法人であると認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 公益的法人であるということですが、その根拠となる法ないし条例等はあるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

条例等までは確認しておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） この公益的法人、まちづくり矢吹に関して公益的法人かということですが、まず公益的法人に関しての指定をする条例があったと思います、町には。その中には、社会福祉協議会だけではなかったかと思います。それがありましたので、後になりまして、まちづくり矢吹も公益的法人に指定したいと、追加するというような条例が出されました。それは議会で否決されたと記憶しておりますが、そのことを確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例というものが否決されたというところですが、その中で今ご指摘あったとおり、そこには社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会のみ記載となっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 記載が、ただいまご答弁ありましたように、社会福祉協議会だけしかないんですね。まちづくり矢吹はそこに載っていないので、これは公益的法人でないというふうに思いますが、その辺もう一度お答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

公益的法人であるかどうかについては、先ほどそのように認識しているという答弁させていただきましたけれども、再度調査させてください。申し訳ございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 実はこれは先ほど町長の答弁で公益的法人だということを使ったので、これは議会運営委員会を開いていただいて検討してもらってでないと削除できないので、議会運営委員会を開いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

暫時休議します。

（午後 2時22分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午後 2時39分）

○議長（角田秀明君） ただいま議会運営委員会を開きましたので、その結果を議会運営委員長、11番の青山君のほうから報告をいただきたいと思います。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） ただいまの安井議員の一般質問中、答弁の中での公益的法人という文言につきましての削除の協議のほうを議長のほうから議会運営委員会のほうに求められました。この件につきまして議会運営委員会のほうで協議をしました結果、この公益的法人の文言に関しての定義は今ここで確定することは不可能であるため、後日その審議を踏まえた上で、削除または訂正か、またはそのままということになるかと思いますが、改めて審議をしていきたいということで議会運営委員会ではまとまりましたので、よろしくご理解のほ

どお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） それでは、安井君の一般質問を再開します。

再質問ありますか。

○8番（安井敬博君） 何分ありますか。

〔「6分です」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 8番。

○8番（安井敬博君） 後ほどの判断に委ねるということで、了解いたしました。

では、ほかの質問をさせていただきます。

当初予定していなかった質問だったので、これからいろいろ質問したいんですけども、残り6分ということでちょっといろいろはしりたいと思いますけれども、まず、ご答弁の中で、同一フロアで作業を行うという性質上、現場においては疑義が生じる部分もあることも認識しておりますというご答弁ありました。現場において疑義が生じているということはどういうことなのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

現場において疑義がというところは、これは偽装請負のお話の件であると思いますけれども、直接その現場の中での指示というところがこう疑われるという意味で答弁させていただいた部分でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 現場において指示があるということであれば、直接労働者に対して町の職員が指示をするということを言っているものと思われます。それであれば、まさに偽装請負ではないかと思えます。大変問題になることではないかと思えますので、今後の検討の中でしっかりその辺検証していただきたいと思えます。

今はもう一つ問題あるんですね。実は、このまちづくり矢吹のほうの監査のほうに就いております方おりますけれども、そのうちの2名が町教育委員会の教育委員なんですね。この兼務ができるのかということなんですけれども、結論から私のほうであらかじめ時間ないので言いますけれども、地方公務員法第38条においては町の職員、教育委員もこれに当たるんですけども、営利企業等の従事制限がありまして、従事できないとなっているんです。解説の文章なんか見ますと、教育長や教育委員が上記に該当した場合は失職することになりますということがあります。この状態にまさになっているのじゃないかと思えますが、任命権者である町長はこのことをしっかり捉えていただいて、直ちに失職の手続を取らなくてはいけないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の質問にお答えします。

この件につきましては解釈が若干分かれるところございまして、現在、法解釈の見解の分かれるところについて福島県の市町村行政課から総務省に助言を求めていますので、今しばらく、調査について見解が出るまでお待ちをいただきたいというふうに思っております。これについてまた後ほどご相談したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） いろいろ疑義生じているわけなんです。ぜひ検討していただいて、法的に間違っていることであれば改めていただきたいと思います。前町政からの引き継いだ事案でもありますので、蛭田町長、大変ご苦勞なされると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

もう一つ質問させていただきます。

今、民間委託をこれからもどんどんやっていくようなことですね、外部委託推薦しておりますが、今後も様々な検証を行いながら外部委託のよりよいやり方を引き続き云々ということで、これからも拡大していくかなというようなお答えがありました。

ただ、今、例えば福島民報にも先頃掲載されましたように、これまで2019年は矢吹、認可保育所入れない方、待機児童6名だったのが2020年、22名に増えているんですね。これ、ほかでは軒並み減っているんですけども、矢吹だけ増えているんですよ。これはやはりあさひ保育園を民間にしまして、野のはなさんにしてしまったということで、野のはなさんも民間の企業ですから、経営とか苦しければそういう事情もあると思うんです。そういったことを考えますと、やはり公務員でなくては担えない部分、教育行政とかそういったものは担えないんですよ。そういったことからいいますと、最初、町長に対して、町長の責務は住民の福祉の向上にあるのではないかということを私申し上げましたが、役場の業務に携わる方もまさにこれに値すると思いますので、ぜひこれ、そういった意味では、問題があるか否かの検証もありますけれども、考え方として、役場の方たち、今、誇り持って働いております。その方たちと同じように働いていただいて、いろんなことを住民サービス向上のために提言していただく、子供たちのために提言していただくためにも、これ、まずは会計年度任用、行く行くはしっかり試験も受けていただいて正規職員にしていく、このことが必要であると思いますが、どのようにお考えかお聞かせ願います。

○議長（角田秀明君） じゃ、町長が答弁しますので。

町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 安井議員の質問にお答えします。

先ほどの待機児童の問題につきましては私も大変関心を持っているところで、県下で140人の待機児童の中で非常に矢吹が今回かなり増えてしまったと。ただ、それについては申込みが1.5倍あったとか、いろんなことが理由としては言えます。しかし、そのことをこれからどうしていくのかという課題については、しっかりと向き合っていきたいなと思っております。

それともう一つは、会計年度任用職員にするということにつきましては、ただ、やはりまちづくり矢吹という既に1つ組織があつて、かつこれまでの経緯の中でやや（議長が取消を命じた発言）しているようにも見えますが、ちょっとこれは置いておきます。非常にその職員への処遇とか様々なことについて、これをきれいにびたっと収めていくのがなかなか大変かなというふうに思っています。ただ、職員は大事であるし、そしてその職員をどういった形で一番いい形にソフトランディングさせてあげられるかということがありますので、そう簡単ではないと思っています。まちづくり矢吹をどうするかというのは現在総点検を始めておりますので、そのことと併せてまたお話をすることになるかと思ひますけれども、それをよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時でよろしくお願ひします。

（午後 2時49分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 3時00分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りいたします。時間を延長して会議を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） それでは、通告10番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

お忙しい中を傍聴にお越しく下さいましたことに関しまして心より敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一般行政としまして財政とコロナ関係と、そしてまた健康センターについてお尋ねしたいと思います。

まず1点目、コロナウイルス関係と行財政とのことについてお尋ねを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症影響の支援策として、国・県とは別に独自の支援に乗り出す町、村、自治体が相次いでいます。その内容は国や県の支援への上乗せから家賃補助、現金などの現物支給まで、実にバラエティ一豊かです。今後、これらこのコロナ対策の主導権を握っていくことが期待される地方自治体ではありますが、その地方自治体間でコロナ対策支援策に違いがある、差異があるのはなぜかという点についてお尋ねを申し上げ

げます。

次に、このコロナ対策支援に関しては、財源があるかないか、財源はどこから持ってくるのかという、そういうボトルネックがついて回ってきます。つまり財政規模、財政規模といいますか、財力指数が1あるところであれば、交付税不交付団体とかでございしますが、当町に関しては0.6ぐらいでございします。財源に余裕のある自治体と乏しい自治体で支援に格差が生じかねないと懸念するところでございします。

コロナ危機が年をまたいで収束しなかった場合、自治体も財政の厳しいところでは息切れをしてしまう可能性もあります。独自の支援にスピード感とボリューム感を持って取り組む自治体は、財力指数が高いか、あるいは貯金に当たる財政調整基金が多いというところが少なくありません。

当町と近隣の市町村の財政調整基金の状況は通告でお配りしました別表1のとおりであります。町民1人当たりの金額が、我が町では近隣市町村中最下位となっておりますが、その理由と今後の動向はどうかお尋ねしたいと思います。

次の質問になりますが、当町におきましてもコロナ対策支援の独自策が示されています。しかし、納税滞納者は除外されているところでございします。新型コロナウイルス感染症の位置づけ、どういうものかというその位置づけと除外理由を法的根拠に照らし合わせてお伺いしたいと思います。

次に、財政の分析と今後の運営についてでございします。

平成30年以降、財政が危機的な状況にあることを公表する自治体が多くなってきています。山口県周南市、千葉県銚子市、福岡県小郡市、それから大分県杵築市が緊急財政対策を打ち出して、宮城県涌谷町、宮城県村田町、そして東京都日野市が財政非常事態宣言を行いました。また、神奈川県相模原市も行財政構造改革プランの策定に着手しております。

注意すべきは、これらの団体の全てが健全化判断基準をクリアしている点でございします。従前であれば実質公債費比率が高い数値を示したり、将来負担比率が高かったりとかでございましたが、そういったものをクリアしているにもかかわらず、財政非常事態宣言等を発出している自治体が多くなってきている。こういった自治体が多くなる中で、これらの自治体、いわゆる健全化判断基準をクリアしているにもかかわらず、財政危機となったその理由というのはどういうものなのか、また当町との財政運営上、比較をした上でどのような考察となるのかをお伺いしたいという点でございします。

次に、特に当町では、もう一つの資料、別表2を配っておりますけれども、いわゆる扶助費について見ていただくと分かるんですけども、同じ類似団体としては下位のほうに位置している。つまり扶助費が低いということであれば、これはいわゆる社会保障なり、あるいは民生費とはまた別ですけども、そういう分野、いわゆる社会保障分野においてはサービスが低いのではないかというような懸念もあるわけでございします。また、後期高齢者医療特別会計の繰り出しとか、介護保険特別繰り出しといった繰り出しを見てもこれも低い数値なんです。いわゆる福祉に手厚くないということがデータの的には見えてくるわけでありまして、この少子高齢化社会にあつて、社会保障分野に十分な財政措置が取られていないのではないかとということが判明しているわけでございします。

今後、少子高齢化によって需要増が見込まれるこれら扶助費、民生費、あるいは水道会計とか、財政がなかなか大変であるその特別会計等への繰り出し、これらが一般会計財政を圧迫してくるのは目に見えているわけで

ありまして、類似団体との比較を通して、今の現況をどのように認識して、どのような財政運営を考えていくのかということをお尋ねします。

そしてまた、非常に財政として大事なものは地方交付税となります。当然、今22億円ぐらいの自主財源を基にしておりますけれども、交付税がまた大きな位置を占めるわけでございますが、国においては、この地方交付税額を減らしていくというような、そのような傾向が見えているわけですね。矢吹町におきましても、10年ちょっと前ですか、22億円ぐらいあったものが、今、普通交付税14億円まで下がってきている。そういうような状況の中で、これからその財源となる交付税をどういうふうに見ていったらいいのか、どのように捉えていったらいいのか。潤沢なお金があるわけではなくて、国自体の債務等がある、当然その交付税の財源を減額してくるわけですね。

通告には、具体的に交付税法附則等に基づいて、一般会計からの地方交付税総額に加算する額が令和2年度、今年5,000億円ですけれども、6年後の令和8年には1,300億円ぐらい、3,700億円ぐらい減額して、令和9年にはたった134億円というふうになんともなくなってしまう、令和15年度以降は加算されないというふうになりますね。そういったことを通告には書きましたけれども、このように財政自体が非常に厳しい中でも、交付税さえも減らされていくというような状況が目に見えているわけです。このように財政が厳しくなる中であって、財政運営をどのような手法で執り行っていくのかということをお尋ねしたいと思います。

そして最後、健康センターについてのお尋ねを申し上げます。

健康センターの運営については指定管理者制度を導入していますが、本来の指定管理者制度導入による、公益上、町民のメリット、あるいはデメリット等がどのように町としては認識されているのかをお尋ねいたします。

また、建築基準法の安全が保たれているのかどうか、いわゆる建築基準法第12条5項に対する判断が擁壁等においては不備であるということが結果として出ております。それでもその安全性が保たれているのかどうか分かりませんが、とにかく営業上は問題ないということで行われてきているわけではございますけれども、今後の対応を、このまま営業されていくのかどうか、そのような対応をお伺いしたいと思います。

そしてまた、新型コロナウイルス感染防止対策などによりまして、あゆり温泉が休業をされております。補償等の有無を、この指定管理制度の中ではどのように行っていくのかをお尋ね申し上げます。

以上となります。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の地方自治体間での差異についてのおたがしですが、感染症対策につきましては、国の緊急事態宣言が解除されたものの、国内でいまだ一定数の新規感染者が発生している状況にあり、再び感染が拡大するおそれもあることから、依然として予断を許さない状況であります。このように国内外が未曾有の危機に直面する中において、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められているところであり、各地方公共団体においては、限られた財源の中で感染拡大の防止や医療体

制の確保、経済活動の維持、継続など、町民の皆様の声を聴きながら、様々な分野において地域独自の対策を講じているところであります。

このような中、政府は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を本年4月に閣議決定し、感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための施策に要する費用に充当するものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設したところであります。本交付金の対象事業は、緊急経済対策に掲げられた4つの柱、1つ、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、2つ、雇用の維持と事業の継続、3つ、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、4つ、強靱な経済構造の構築であります。

最前線に対応に当たる地方公共団体は本交付金を十分に活用しながら、ただ、国や県からでは目の届かない、それぞれ違う地域の現場と実情を知り尽くしているからこそできる独自の対策として、それぞれの地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する必要があることから、自治体間での対応策に生じることがあるということはいまもありません。

第2波に備え、町民の皆様、議員の皆様とともに一丸となって力を合わせ、知恵と工夫を出し合い、新型コロナウイルス感染症という難局を乗り切るときであります。町民の生命を守るため、感染拡大の防止に取り組むとともに、医療提供体制、福祉サービスの確保等に最優先で取り組み、最前線で奮闘する医療、福祉の現場を全力で支えること、そして3つ目に、雇用、町民生活への影響を最小限にとどめるべく、雇用の維持、生活の支援、資金繰り支援等を行い、感染収束後の反転、攻勢に向けて全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、財政調整基金の状況についてのおただしであります。本町の財政調整基金につきましては、平成29年度決算が8億305万6,000円で人口1人当たり4万7,319円、平成30年度決算が7億6,413万8,000円で人口1人当たり4万3,901円ということでございまして、例えば、先ほどのように10万円の給付金を立て替えようと思っても立て替えられない、半分以下しかないという状況であります。

一方、青山議員からの資料にもございますが、参考までに平成30年度のそれぞれの近隣自治体でいいますと、西郷村は1人当たりの財政調整基金でいうと矢吹の2.7倍、それから、泉崎村は一時大変だと言われておりましたが、もはや財政調整基金は1人当たり3.1倍、そして中島村は、こちらは規模の、こう言うては何ですが大きくない村であります。財政調整基金は1人当たり矢吹の5.3倍あります。このような状況であります。

議員おただしのとおり、近隣市町村と比較をしますと現在高はもう最下位、近隣市町村等、西白河郡内では最下位でございます。理由としましては、近隣市町村は景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策、災害、社会保障関係経費の増大といった、将来の歳入減少、歳出増加への備えとして基金を必要十分に保有するためであり、一方本町においては、これまでの取組として、将来負担の軽減のため、決算剰余金を活用とした繰上償還の実施、さらには公共施設等整備基金といった特定目的基金への積み増しを行ってきたためであると考えております。

さて、総務省が平成29年度に全国の地方公共団体を対象に実施した、地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査によれば、財政調整基金の規模の考え方は、決算状況を踏まえ可能な範囲での積立という考えが最も多く、次いで、標準財政規模の一定割合という結果でありました。なお、標準財政規模の一定割合の水準は

一般的に10%とされているところではありますが、5%を超えて10%以下という考えが最も多く、次いで、10%を超えて20%以下という結果でありました。

これによれば、本町は平成29年度決算が8億3,053万6,000円で標準財政規模に対する比率は18.3%、標準財政規模というのは町の税収に交付金等をプラスしたもので、たしか約45億円ぐらいでございます。18.3%。平成30年度決算が7億6,413万8,000円で17.2%。令和元年度決算が8億207万7,000円で17.8%となる見込みであります。

この点からすれば、適正とされる水準を超える状況にあることから、財政の健全性は一応一定程度は図られている。ただし一方では、先ほどのように、明らかに近隣市町村と比較すれば現在高は低い位置にあり、今般の新型コロナウイルス感染症に対する政策の自由度、要するにこれから、これまででもですが、新型コロナウイルス感染症に対する政策ではどのように町民に、あるいは町内の様々な産業、飲食店をはじめとする、こういったところに政策を行っていくかにおいてその政策の自由度は、私の感じでは相当制限をされる、制限を余儀なくされる懸念があるということの課題、これについては十分認識しております。

財政調整基金は年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金等を積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金であります。その役割の1つは災害時の歳入減と歳出増に対応することであり、財政運営が日頃から安定していなければそのような危機対応が十分にできないと強く感じたところであります。つきましては、適正規模の確保はもちろんのことでありますが、今後も引き続き可能な限り積立てを行い、現在高の維持、増額に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、資金である財政調整基金や特定目的基金については、将来の歳入減少、歳出増加への備え、議員おっしゃいました交付金の減少等の将来への備えという意味でも、公共施設等の老朽化対策やその他財政需要の対応、さらに突発的な災害や緊急を要する経費等、計画的な利活用を図りながら資金の確実な確保に努め、中長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

読み間違いが1つあったみたいです。すみません。前のところですが、前のページのところの下から7行目、ここに8億3,053万6,000円ですが、私8億300万と読んだようですね、大変失礼しました。

今の部分につきましては、若干付言いたしますと、先ほどの政策の自由度ということは、皆さんに非常に端的に言いますと、この間の給付金10万円は自治体によってはそれぞれ違った対応の仕方があった。例えば、国から来る前に自分で立て替えて早く市民、町民の皆様にお届けしたという自治体もありました。ところが、考えてください。ここです、この西白河郡ではできないんです、矢吹町だけ。ほかの自治体は全部10万円自分で立て替えてできます。ここは一つぜひ頭に置いていただきたい。大変残念なことです、それだけ現在懐具合が厳しいために町民の皆さんに機動的な対処ができないということでもあります。これをぜひ将来にわたって解決していかなくはいけないというふうには私は強く思っております。

それから、次に新型コロナウイルス対策支援策における納税滞納者についてのおたがしでございます。

他の議員への答弁と重複いたしますが、本町では、5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、町独自の支援策として3つの事業を実施しているところであります。これらの事業の検討に当たりましては、近隣市町村が実施した支援事業についての聞き取りや全国の自治体が先進的に取り組んでい

る事例等の調査を行い、本町の各事業所や店舗より寄せられた相談などを考慮し、支援策を決定したところがあります。

議員おただしの納税証明書の添付については、特に小規模事業者、または飲食業、旅館業、旅客業を営む中小企業に支給する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、売上げが激減している業種も多く、営業ができないにもかかわらず発生する固定費への支援として、一律9万円を給付しております。

今回の滞納者の判別につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたかどうか判断するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響でやむなく町税が未納となってしまった事業者については、支援及び給付の対象としてございます。また、事業制度を検討している段階で調査をいたしました近隣自治体においても、滞納がないことを支援対象の要件に加えており、納税をしている事業者や町民の皆様との公平感、公平性を考慮し支援要件を決定したところでもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、緊急財政対策を打ち出す団体が財政危機となった理由と本町との比較についてのおただしですが、平成30年以降、一部の地方公共団体において緊急財政対策や財政緊急事態宣言が打ち出されており、策定や宣言に至った背景や理由などが公表されております。

山口県周南市では、平成30年2月に周南市緊急財政対策が策定されており、策定に至る主な背景として、合併算定替えの縮小による地方交付税が想定を超える大幅な減少となっていること、合併に伴う交付税減少、それから、また人口減少に伴う市税などの歳入の減少、そして少子高齢化や公共施設の老朽化対策に要する経費の増加など、財政調整基金が激減する中で非常に厳しい財政運営を強いられる見込みとなったこととされております。これらは合併を除いては、矢吹町も合併、将来ないとは言えませんが、合併を除いては矢吹町でも起こり得ることでもあります。

同じく緊急財政対策を打ち出した千葉県銚子市では、平成30年11月に策定されており、財源手当ての乏しい大規模事業による公債費の増加や、病院事業への繰出金の増加、社会保障経費の増加などが財政の急激な悪化の要因とされております。

また、財政非常事態宣言を行った宮城県涌谷町、人口減少に伴う町税等の自主財源の伸び悩み、扶助費等の社会保障費の大幅な増加、病院事業等の繰出金の増加等の影響により、2年後には基金が枯渇し、赤字決算が見込まれることを要因として発令されたものでございます。

その他の団体においても、それぞれの個別の財政事情を背景として緊急財政対策や財政非常事態宣言が出されておりますが、各地方公共団体の抱える課題は多様であり、財政規模や人口、税収等の収入状況が異なるように、自然的、社会的、経済的条件等の様々な要因を踏まえた分析に基づき、財政危機であると判断されたものと捉えております。

財政運営について本町と比較した場合、特に大きく異なる点としましては、公営企業としてさきに挙げた自治体は病院事業を運営しているということが挙げられます。議員おただしの全8団体のうち6団体において、一般会計から多額の繰出金が発生しており、財政運営を圧迫しているものと想定しております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が高い数値となっていることも挙げられます。経常収支比率は人件費や扶助費、公債費等の経常的に支出される義務的経費が税収や地方交付税等の経常的な収入、要するに自分の、先ほどのあれですね、自分の実入りのほうが占める割合を示すものであります。収入と支出を割合を

示すということでありませう。

本町の平成30年度決算が84.1%に対して、全8団体の平均値が97.1%となっており、財政構造の硬直化が進んでいるものと分析しております。これは先ほどの人件費、扶助費、公債費とかなり経常的に、常に出ていく固定的な経費のところがありますが、それに対して税収、それから地方交付税の中でも、それから先ほどの幾つかの税収プラス地方交付税とありますが、かなり堅めにこちらに入ってくるものということで、その比率が、先ほどの全8団体の平均値が97.1%ということはもうほとんど余力がない、ちょっとでも動いたら、あるいは支出が増えたら赤字になってしまうと、そういうもう赤字かつかつの、すれすれの経営を続けているということでありませう。

幸い矢吹町の場合は、経常収支比率はこれよりは少しましであります。でありますから、大きな2つの違いの点といえば、非常に大きな病院事業というものを直接、直轄で抱えていないということと、それから、経常収支比率という言わば毎年の家計の出入りみたいなものでいうと、基礎的な出入りでいうと、これらの団体よりまだ少しましということでありませうが、例えばこれに大きな箱物を造って、大きなランニングコストを常に抱えとるか、大きなそういったもので借金を行って公債費を相当乗っかったとなれば、やっぱりこのような団体と同じような運命をたどることになります。ですから、箱物の建設と、それから単純にそれを公債費、その他もろもろで借金で、そしてそれをランニングコストが莫大なものになるにもかかわらず造るということ是非常に危険なことであると。いつこういった団体と同じような運命をたどるか分からない。

ただし、現状のまま頑張って今分岐点だろうと、ここからしっかりと堅実な財政運営をしていけばこの団体の道をたどることはないのではないかと、そこが私は大きな違いだというふうに思っております。またそういった財政運営を行っていきたいというふうに思っているわけでありませう。今が分岐点だと、今ここできちんとやれば、そういった団体と同じようなことになることはないかもしれない。ただ、コロナウイルス等大変難しいところがありますので、そういったところの支出をどうやってこれから対処していくかということが大きな課題かと思っております。

さらには、財政調整基金の残高についても、一般的には標準財政規模の10%が適正值とされておりますが、本町の平成30年度決算で17.2%に対して、全8団体の平均値が11.9%となっており、うち4団体が10%を下回っております。

議員おただしのこれらの団体の全てが健全化判断基準をクリアしている点についてであります。各自治体が、以下は私が今お話したようなことでありませう。矢吹町とこの違い、しかし矢吹町もこれからのどういう方針を持ってこういった財政に臨んでいくかによって、同じ道をたどるリスクがまだまだ大きいよということをお話しましたので、以下は省略をさせていただきます。

ということで、健全化判断比率は基準内ではあります。先ほどのようなことでこれからも十分に注意しながら、今後も継続して自らの財政状況を分析し、問題の所在を明らかにしながら、各地方公共団体の個別の財政事情等を総合的に捉えた上で、さらなる財政状況の分析と財政の健全性の確保に努め、財政の健全化を確実に進めていかなければならないと考えておりますので、議員、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、類似団体との比較による現況の認識と今後の財政運営についてのおただしであります。別表2は、

財政状況資料集として総務省で公表されている資料であり、掲載の各種数値は平成30年度決算の決算統計の数値となっております。

議員おただしの扶助費が類似団体の下位にあることについては、本町の平成30年度決算のうち扶助費の総額は7億4,922万5,000円でございます。主な内容として、障害者自立支援に係る給付費や児童手当、また子ども医療費やひとり親家庭に係る医療費となっております。また、扶助費の総額を平成31年1月1日現在の人口で算出した住民1人当たりのコストは4万3,044円であるのに対し、全国の市町村を産業構造等により分類された31の類似団体の平均値は5万8,916円であり、1万5,872円の差が生じております。

類似団体については、同じグループに属していても決算額がそれぞれ異なるように、各市町村の財政規模に差異が生じます。そのため、決算額に占める扶助費の決算構成比率で比較した場合では、本町が9.3%に対して類似団体平均は10.4%となります。

また、福島県内の4つの類似団体との比較では、1人当たりのコスト、扶助費の決算構成比率の順に示しますと、南会津町が6万1,901円で7.3%、会津坂下町が4万870円で9.2%、石川町が5万3,943円で11.4%、三春町が4万4,932円で9.4%となっており、決算構成比率については県内の類似団体の中位に位置しているものと捉えております。

次に、繰出金についての比較であります。別表2では、1人当たりのコストは5万759円で、類似団体の平均は5万6,962円です。一方、決算構成比率について比較をしますと、本町が11.0%、類似団体が10.0%であり、比率が上回るものとなっております。ただし、別表2に示されている繰出金については、後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金のほかに、公共下水道事業等の特別会計への繰出金が含まれているため、社会保障分への財政措置として正確に比較することは困難なものであると捉えております。

いずれにしましても、少子高齢化に伴う社会保障分野に係る関係経費に関しましては、今後の財政運営において大きな課題であると認識しております。今後も給付と負担のバランスを確保しながら、予防や自立支援の推進により、住民の安心感の確保と生活の質の向上を図り、社会情勢を注視しながら、さらなる財政規律の確保と行財政の信頼性の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方交付税総額から減額が予定されている中での財政運営の手法についてのおただしであります。国が示す地方交付税の総額は総務省の地方財政計画において示されており、令和2年度は16.6兆円となっております。総務省による金額の算定の内訳として、加算措置分や国税減額精算分、交付税特別会計借入金償還金等の増減がなされ、総額が決定されるものであります。

過去の推移を示しますと、平成26年が16.9兆円、平成27年16.8兆円、平成28年16.7兆円、平成29年16.3兆円、平成30年16.0兆円、令和元年度16.6兆円であり、平成26年度以降は減少にて推移しておりましたが、令和元年度以降は2か年連続で増加傾向に転じております。

一方、実際に本町が普通交付税として交付を受けた金額の推移としましては、平成26年度16億7,003万7,000円、17億3,850万5,000円、15億2,881万5,000円、すみません。年度を読んでいませんでしたね。平成29年度14億7,925万6,000円、平成30年度13億9,714万3,000円、令和元年度14億6,409万9,000円でございます。平成27年度に増加して以降は減少にて推移したものの、令和元年度は増加に転じてございます。このように、国の交付税総額と実際に本町が交付を受けた金額を比較した場合においては、増減率と推移は必ずしも一致していな

いものとなっております。

このことから、財政運営にとって重要な収入要素である地方交付税は、国の交付税総額としてのマクロの視点と、本町の人口や道路の延長、高齢者人口、税収等の収入状況など、個別の状況に基づき算定されるミクロの視点の両面を的確に捉えて考慮していく必要があるものと捉えております。

また、議員おただしのおおりに、今後の地方における行政需要としましては、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化対策等をはじめとし、本格的な少子高齢化社会の到来に対応するための子育て支援や、安全で安心して暮らせる地域社会を構築するための施策など、喫緊の課題に着実に取り組んでいくことが求められております。時代の要請に的確に応えつつ、将来世代に対する責任もしっかり果たしていくために、持続可能な財政体質をつくり上げることが必要であり、長期的な視点に立った財政運営が不可欠であります。

このようなことから、今後の財政運営につきましては、各種事業の実施に当たり、公共事業等の総点検の下、財源にかかわらず厳格な事業評価や徹底したコスト縮減を行い、重点化、効率化を図りながら進めてまいります。これは、先ほど経常収支比率という点では、他の言わば課題を抱えた団体、自治体と比べた場合にそこはまだ少しよい。ただ、そこを油断してこういったことをおろそかにした場合は、あっという間に転落するということについての戒めとして、私自身が考えたいと思っております。さらに、財政の健全性を確保するため、企業や若い世代に選んでもらえるようなまちづくり等、町民と行政、議会が一体となり、共に知恵を出し合い、様々な工夫をしながら改革を進めることで自主財源の確保につなげ、次世代に高負担を強いることのない、子や孫に高い負担を強いることのないということであり、持続可能な財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変長くなって恐縮なんですが、次に、健康センターの指定管理者制度導入による公益上のメリットとデメリットについてのおただしであります。本町では、多様化する町民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理、運営に民間のノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、経費削減を目的として、平成18年度より健康センター等の公共施設において指定管理者制度を導入してまいりました。

議員おただしの健康センターにおける指定管理者制度の導入のメリットにつきましては、指定管理者の創意工夫により、施設を活用した各種イベントの開催をはじめ、目安箱を設置し利用者から意見等を集約したり、営業時間の延長や令和元年4月末までは休日営業を実施するなど、利用者満足度の向上が図られております。また、指定管理者の事業計画書と収支計画に基づく管理運営状況について、町と指定管理者との定期的な確認と協議を行っており、源泉水位の点検による保全、老朽化している施設、設備等の迅速な修繕作業や日常の点検、確認により施設利用者への利便性及びサービス向上が図られております。

さらに、経費削減効果として、燃料費等の値上げをはじめとする物価の上昇や施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、単純に比較することは難しい状況にありますが、内部管理経費の削減に努めており、人件費においては、指定管理者制度導入前の平成17年度の町直営での人件費は4,996万5,000円でごございました。これが、平成18年度の指定管理料における人件費が3,373万3,000円と1,623万2,000円の削減効果となっております。なお、令和2年度の指定管理料における人件費は、シルバー人材センターの単価改定や消費税率の増加等を反映し4,067万3,000円となりましたが、直営時点より低い費用となっております。

指定管理者制度の導入により、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることでより管理実態に合わせた管

理運営が可能となり、民間事業者等の能力が発揮されることで施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設利用者及び設置者双方にとりましても、メリットのある施策となっております。

デメリットといたしましては、事業活動における支出に見合うだけの収入が得られない不採算の問題、指定管理者の撤退による施設の一時的な休止等々が考えられます。不採算の問題に関しましては、例えば燃料費や電気料の高騰等、社会通念上やむを得ない支出経費の補填を行っており、指定管理者が撤退とならないよう定期的に協議の場を設け、指定管理者からの課題、要望を聞き取り対応するなど、施設運営の安定化を図っております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月10日から休館としておりましたが、営業再開への要望が大変多かったことは、指定管理者の営業努力により多くの町民に愛される施設となっているものと認識しており、今後も指定管理者制度の導入を継続し、地域住民の健康増進、教養の向上及び福祉向上を図る施設として運用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの建築基準法上の安全と今後の対応についてのおただしであります。加藤議員への答弁と一部重複いたしますが、健康センターは、あゆり温泉、老人福祉センター、屋内ゲートボール場、ふれあい農園及び管理棟が同一の敷地内に建設されており、温水プールが少し離れた位置に建設されております。これらの建物は全て建築基準法にのっとり建築確認申請を行い、福島県県南建設事務所による検査済みの建物であり、建築基準法に適合した安全な建物であります。しかしながら、あゆり温泉と老人福祉センターを囲むように設置してある4基の擁壁、これにつきましては建築確認申請の提出が確認できなかったことから、平成30年2月23日に福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項による擁壁の法適合状況の報告を求められ、令和2年3月27日に建築基準法第12条第5項の報告が受理されたところであります。

擁壁につきまして建築当時の設計図書等を確認したところ、建築基準法に適合していないことが判明し、建築基準法適合化への改修が必要となっておりますが、あゆり温泉及び老人福祉センターは東日本大震災を経た後から現在まで、指定管理者によって定期的に目視確認しておりますが、擁壁にひび割れ、膨らみ等、外見上の大きな変化は発生しておりません。しかしながら、建築基準法上の改修は必要であり、今後の対応といたしましては、令和2年度は基本設計に着手、令和3年度は実施設計を行い、令和4年度は改修工事に着手し、令和5年度は改修工事を完了する予定としてございます。

改修工事につきましてはこれから設計を行うことから、関係機関との協議、調整や、あゆり温泉敷地の隣接地権者との協議など様々な課題があり、新型コロナウイルス感染症対策等の財源負担等を考慮しながら、都度改修工程を見直すなど柔軟に対応してまいります。今後は関連予算案につきまして適宜上程することとなりますが、議員の皆様へ十分に説明をした上で改修事業を推進し、施設利用者の安全・安心に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変答弁が長くなって大変失礼しておりますが、最後までございます。最後に、これどうしますか、補償、ちょっと急いで。

〔「補償は必要であるという」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） そうですね。

〔「以上」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） じゃ、よろしくお願ひします。大変長くなって失礼いたしました。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） まず、一番最初の質問でありましたが、地方自治体間でのコロナ対策支援策に差異があるのはなぜかという私の質問に対して回答がないんですね。自治体間での対応策に差異が生じていることは言うまでもありませんというだけで、なぜですかということに対しての理由に対する、ありませんでしたので、この部分の町長の発言分、2分45秒ほどいただきたいと思います。

そしてまた、あゆり温泉のほうからいきたいと思います。

まず、あゆり温泉に関しまして、健康センターですね。あゆり温泉に関しまして、いわゆる指定管理料が軒並み上がってきているということに対して、燃料費等の値上げをはじめとする物価の上昇や施設の老朽化に伴うということでありましたが、燃料費どれくらい上がっているのか。または物価の上昇というのはずっとデフレ状況下にあつて上がっていないんじゃないかと。詳しく今申し上げますが、私のほうで資料をお作りしたものがございます。2月にいわゆる情報開示請求をしまして、それをまとめてみました。

平成17年度の場合にはいわゆるその指定管理者制度ではない状況で、町から3,657万円の持ち出しをしております。3,657万円の持ち出しを一般会計からしております。指定管理をした22年度には指定管理料が2,613万9,000円ということで、効果額ということで1,043万円ありました、効果額ということで。

これですね、私が議員になってからこの指定管理の効果というものはどれくらいあるのかということをお聞きまして、効果がないんじゃないかということにお尋ねしましたところ、今申し上げましたように一般会計の持ち出し、平成17年の指定管理前と平成22年の指定管理後では、1,000万円の利益があるんですよ、いわゆる町からの持ち出しが少ないんですよという説明があつたんですよ。この式に従って平成22年、23年、24年、25年度、26年、ずっと当てはめてきましたらば、結局ですね、平成22年で1,000万円あつたものが平成23年は1,300万円ぐらゐに増えましたが、平成24年度で800万円に減つて、25年度はマイナス300万円、26年度はプラスの270万円ぐらゐ、27年度がマイナスの116万円、28年度同じくマイナス160万円、29年度マイナス160万円、平成30年度マイナス580万円、令和元年度が令和元年の1月末までの段階でマイナス621万円というふうな、持ち出しよりも指定管理料のほうが増えているのですよね。つまり、指定管理をすることによつての指定管理料が増えて、結果として平成17年以前の当時と比べると、確実に損失が多いということが言えるわけです。

そしてまた、あゆり温泉の、いいですか、水道光熱費に関しましても、平成21年と平成30年見ますと272万円ほど増えていて、それから温泉プールで52万円、330万円ぐらゐですね。それから、燃料費もあゆり温泉が68万円の、温泉プールで87万円ですから140万円ぐらゐ。そんな極端に増えているんでしょうか。それでいながら、指定管理料は平成21年が2,100万円で、平成30年が4,200万円、2,000万円増加しているんですよ。

指定管理料が2,000万円増加している、そういった理由としていわゆる燃料費の値上げとか物価高騰、それからいろいろ出ていますけれども、今申し上げましたように燃料費で140万円ぐらゐ、水道光熱費で330万円ぐらゐ、そして人件費で見ても人件費で1,100万円ぐらゐしかプラスになっていないんですよ。ですから、説明を受けた内容とちょっと開きがあるんですね。決して物価高騰等によるものではないんじゃないかということで、結局これは、いわゆる建築基準法の問題もありましたけれども、今後また改築するというようなこんな

立派な報告書を頂きました。AからHまで、A、B、C、D、E、F、G、H、8種類のパターンでもって最高で7億5,000万円ぐらいですか、あゆり温泉の改築が。そういうことを要するに考えていきますと、本当にこれ必要なかどうか、本当に町民の利益に資するものなのかどうかということが疑問になってくるんです。

そういう状況、財政が厳しいということを今、町長はもう自らが認識してどうしようかというぐらいに厳しい言葉を発しておられました。そういう中であって、まず1点目聞きたいのは、燃料費等の高騰によつての指定管理料が増えてきたという、その本質はそこにあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

答弁書のほうで燃料費等というふうなことで書いてございます。こちらのほうも値上げ等で費用のほうは増えている状況であります。温泉自体の収入が減っている状況にございます。そういったことで指定管理料のほうもその分、収入が減った分増えているような状況にございます。

ちなみに、一番収入があったときが、あゆり温泉3,180万7,000円、それから温水プールが1,285万7,000円ということで、料金の値上げ等もあったんだと思いますけれども、4,400万円ほど料金収入があったときもでございます。何年分か申し上げますけれども、平成22年度ですと売上げが3,270万円でございます。こちらの売上げが平成30年度でいきますと2,880万円ということで、400万円近くあゆり温泉と温水プールの売上げのほうが増えているというふうなことも、指定管理料の増加分に起因しているものと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 収入減という理由を今申されましたけれども、それを解釈をしてみると、いわゆる町民のニーズというものがなくなってきているのではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 温泉と温水プールの町民のニーズというふうなことでございますけれども、まず、あゆり温泉の入場者でございますが、平成17年が15万2,000人ほど入場者ございました。

〔「入場者じゃなくて、ニーズがあるかないかということを知りたいんですが」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 人数が減っていることがニーズが、その魅力がなくなったのかということだとは思いますが、まずは施設の老朽化、それから同様の施設が近隣の市町村等でも温泉、あるいは鏡石等にも温水プール等ができておりますので、そういったことで分散化、あるいは人口減少に伴う利用者の減少というふうなことに繋がっているんだと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 平成17年で支出が7,236万円あります。平成21年で支出計が6,526万円、それで30年で9,000万円になって、令和2年でもって出しているのが7,000万円ぐらいです、1月までで。ですから、数字的に支出を見ると変わらない状況ですね。

結局収入面でもって、入場者が落ちたからということもあるんでしょうけれども、指定管理料を出しているというにしても、結局、じゃ、これ同じじゃないですか、結果的に。分かりますか、指定管理をしてもしなくても、ほぼそんなに極端に支出いわゆる経費が変わらない中であって、指定管理料、いわゆる町からの持ち出し、一般会計の17年度の持ち出しを見たときに、かえて今のほうが出ている状況になっているじゃないですか。それであれば、これは本当に当初の経費、あるいはそういったものを削減して町民にメリットを与えるとした指定管理のそもそもの始まりの動機と現況が違っているということになりませんか。お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 指定管理につきましては、まず経費面のメリット、それから町民の福祉の増進というふうなことで、民間のノウハウを生かした新たな、町職員がやっていた頃よりもサービスの提供が増えると、町民のそういった福祉の増進につながるということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） その目的は分かりますけれども、あくまでもその経営的な利益的なところにおけるメリット、いわゆる持ち出しが少なくなるということを念頭にして、財政上有利であろうというようなことで始まったことに対して結果として数字が増えたこと、これ自体が当初の目的と違ってきているんじゃないかということの認識を伺っております。もう一度お答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

持ち出しが減るという当初の目的はどうなんだというふうなことなんだと思いますけれども、答弁書のほうにもございましたように、人件費でいきますと、平成17年度と比較し現時点でも900万円ぐらいだったかな、ちょっと答弁書手元にはないんですが、一定額の人件費上のメリットはあるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 人件費に関しましては、先ほど申し上げましたように平成21年と30年を比べると

1,100万円プラスということで、それ以上に指定管理料のほうが2,100万円から4,235万円、4,200万円というふうに倍増、200%近く倍増しているということなんですね。ですから、今言ったことはもう一度精査してほしいなと思っております。

取りあえず時間がないので、この件に関してはそれぐらいにしておきますが、1点だけ、財政が非常に厳しいという町長の答弁もございまして、現在財政調整基金が5億8,000万円かと思っております。その状況の中にあつて、いわゆるあゆり温泉等の休業補償をどうするのかといった場合、その財源をお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 青山議員の質問にお答えします。

財源としては、今のところは一般財源しかないですね。

それで、ちょっと時間もないのであれですけども、今ご質問がありました点について、私、今回休業に当たって見てみますと、やはりほかのさつき温泉その他に比べて、宿泊施設その他でよく皆さんご存じのとおり、競争力が相当落ちています。競争力が落ちて魅力がなくなっているという中で、指定管理がスタートした当時のことができるかどうかというのは相当大変かなと思っております。

ただ、一方でそれだけの、例えば一般財源の中からお金を出すにしても、今回休業に当たって、皮膚病が大変ひどかった方がずっとあそこでもよくなってきた方とか、そういった方がかなり熱烈な、再開してほしいという気持ちがあった中で、それらをどういうふうにかえるかと。ほかの競争力がなくなってきた中ですから、あと擁壁をどうするか、そういったこれからの設備投資をどうして、それに見合ったものがあるのか、他との競争力をどうするのか、あとは町民のそういった言わばウエルフェアをどうするか、そのところをトータルで考えて、皆さんとまたご相談しなければいけないかと思っております。

あとは、先ほどのどういうあれをという、自治体によって違うものとちょっと話そうと思ったんですが、それでは時間がないということで。

○議長（角田秀明君） それでは、11番、青山君の一般質問を打ち切ります。ご苦労さまでした。

時間も押していますので、続けてやっちゃいますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これで総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第33号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第34号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ただいま配付しました第421回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。議案第27号、28号、29号、30号、第31号及び第32号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、6月3日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思ひます。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は終了いたしました。

大変ご苦勞さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

誠にご苦勞さまでございます。

また、傍聴者の皆さん、最後までご清聴いただきましてありがとうございます。これからも矢吹町議会をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

（午後 4時09分）

令和 2 年 6 月 2 2 日（月曜日）

（第 4 号）

令和2年第421回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年6月22日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第27号・第28号・第29号

請願第2号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第30号・第31号・第32号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第33号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第34号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第5 同意第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号

第10号・第11号・第12号・第13号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第6 同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 同意第15号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 議案第35号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(案)

日程第10 発議第5号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書(案)

日程第11 発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件(案)

日程第12 副議長辞職の件

日程第13 選挙第4号 副議長選挙

日程第14 議席の一部変更

日程第15 選任第4号 常任委員会委員の選任について

日程第16 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

日程第17 選挙第5号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

日程第18 閉会中の継続調査の申出について

日程第19 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（角田秀明君） 日程に入る前に、過日行いました一般質問の答弁において、文言の定義等において調査結果等の説明を求め、その取扱いを協議するため議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休議いたします。

（午後 1時01分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時26分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（角田秀明君） 先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

早速、申し述べます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、一般質問の町長答弁における文言等の取扱いについて協議をいたしました。

協議に入る前に、公益的法人の法的根拠等について、企画総務課長から説明を求めました。

その結果、該当部分を取り消すことで協議が調いました。

併せて、安井敬博議員への一部答弁誤りによる発言取消し及び不適切な発言の取消しの依頼があり、これを了承いたしました。

いずれの案件につきましても、町長より説明の申出があったため、説明をいただくことで協議が終了いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（角田秀明君） 協議結果は、委員長報告のとおりであります。

◎町長答弁の取消しについて

○議長（角田秀明君） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

6月12日から開会いたしました定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに委員会を通じ慎重審議をいただきましたご労苦に対し、心より敬意と感謝申し上げます。

また、最終日の日程に入る前に発言する機会をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。

第421回矢吹町議会定例会第5日目の安井敬博議員の一般質問におきまして答弁申し上げました3点の内容について、私をはじめ、企画総務課長、産業振興課長の答弁において、的確な情報による答弁ではなく、皆様に大変ご迷惑をおかけしましたということで、深く反省をいたしまして、心からおわび申し上げますとともに、以後このようなことのないよう真摯に取り組み、より一層の適正な行政運営に努めてまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

まず、公益的法人でございます。

初めに、安井議員及び三村議員に答弁いたしました公益的法人についてであります。安井議員ご指摘のとおり、条例には「一般社団法人まちづくり矢吹」の文言はなく、公益的法人との答弁は適切ではありませんでしたので、答弁いたしました公益的法人の発言の取消しについてお願いいたします。

2点目は、安井議員に答弁いたしました「封筒のほか、中に入れた書類等に対しての手当てについて、目の不自由な方におかれましては、点字で表記をして内容が分かるような書類を一緒に入れて対応させていただいたところでございます。」との答弁についてでございます。誤認による答弁内容であり、事実と反する答弁でありましたので、発言の取消しについてお願いいたします。

なお今後、目の不自由な方への配慮につきましては、より一層、丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、安井議員に答弁いたしました一般社団法人まちづくり矢吹に関する再質問において、（議長が取消を命じた発言）という発言をいたしました。このような表現については本会議において適切な発言内容ではございませんので、発言の取消しをお願いいたします。

以上、取消し3件についてお願いいたします。

なお、繰り返しになりますが、このような発言内容を取り消すこととなってしまう、大変ご迷惑をおかけいたしましたことについて深く反省し、おわび申し上げますとともに、今定例会で多くの議員の皆様からいただきましたご意見、提言、叱咤激励も含めまして、私ども真摯に受け止めさせていただきまして、適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。議員の皆様には、引き続きのご支援とご教示を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りします。町長から発言がありました答弁の取消しにつきましては、町長の発言のとおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、答弁を取り消すことといたします。

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る6月16日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第27号、第28号、第29号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第27号、第28号、第29号及び請願第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

早速、報告をさせていただきます。

第421回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第27号、第28号、第29号及び請願第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第27号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、一定の要件に該当する中小企業者等に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、個人住民税における寄附金税額控除の特例に関する規定の整備及び住宅ローン控除の適用期限を延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和2年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律名及び条項を整備するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見

書」の提出を求める請願書。

本件は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和3年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保について、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより議案第29号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第30号、第31号、第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第30号、第31号、第32号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいまより産業民生常任委員会の審査結果報告をいたします。

第421回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第30号、第31号及び第32号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第30号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正につきましては、占用料の改定であり、占用料の改定については固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準変動等の社会情勢の変化により改定することとしており、福島県の占用料の額に準じて町の占用料の額を改定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 矢吹町道路線の認定について。

本案の八幡町25号線につきましては、宅地分譲に伴い開発事業者が整備を行い、町への寄附採納手続が完了した道路であります。

今後、地域の生活道路として維持管理が必要なため、矢吹町道路線として認定するものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第30号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第33号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、9番、加藤宏樹君。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それでは、第一予算特別委員会審査の結果をご報告申し上げます。

第421回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了いたしました

ので、矢吹町議会会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第33号の審査結果は次のとおりでございます。

議案第33号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万円を追加し、総額を101億3,488万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金50万円を増額するものであります。

歳出の内容は、議会費を新町西道路整備等調査特別委員会に係る旅費及び委託料により50万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第33号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第34号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、富永創造君。

〔6番 富永創造君登壇〕

○6番（富永創造君） それでは、第二予算特別委員会審査結果報告をいたします。

第421回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号の審査結果は次のとおりであります。

議案第34号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ240万円を追加し、総額を17億5,319万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金240万円を増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費240万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第34号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時54分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 2時29分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、報告いたします。

会期中に町長から提出のありました同意12件、議案1件、議員から発議2件、各委員長より提出のありました閉会中の継続調査の申出、議員の派遣につきまして、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に追加議事日程表のとおり配付してありますように、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、

第13号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより同意第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、同意第4号から同意第13号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は令和2年7月19日をもって任期が満了となります。矢吹町農業委員会の委員について、新たな委員を任命するため提案するものであります。

農業委員会の委員の選出方法は、平成28年4月1日に改正施行されました農業委員会等に関する法律により、公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に移行しております。

本町では、矢吹町農業委員会の委員選任に関する規則第2条に基づき、4月1日から4月30日までの期間において委員候補者の公募等を行い、定数10名に対し、推薦による応募が10名あり、5月11日に矢吹町農業委員候補者評価委員会を開催いたしまして、評価基準に基づいた応募者の評価が行われ、選出された10名の矢吹町農業委員候補者について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

す。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。1件ずつ行いますので、ご了解ください。

同意第4号 青山次男氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第5号 小椋孝行氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第6号 坂本明司氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第7号 佐藤郁夫氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第8号 高久和一氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第9号 泉田勝彦氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第10号 吉田忠雄氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第11号 佐久間義郎氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第12号 佐々木克久氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第13号 円谷正尚氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました皆様を紹介するため暫時休議します。

（午後 2時38分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

◎同意第14号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は固定資産評価審査委員会の委員として、卓越した識見と誠実さをもって職務に尽力された鈴木浩一氏が本年3月12日をもって退任されたことから、矢吹町中畑176番地、岡崎長一郎氏を同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

岡崎氏は、長年農業に従事されており、現在は矢吹土地改良区理事としてご活躍され、豊富な識見を持つ誠実な人格者であります。また、多面的機能支払交付金事業に取り組む本村活動組織の会計を務められており、地区住民からの信望も厚く、固定資産評価審査委員会の職務にご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第14号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第14号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決しました。

◎同意第15号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより同意第15号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 同意第15号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町三城目12番地の佐久間盛雄氏を、再度、固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏は、平成29年7月より固定資産評価審査委員会の委員として卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、令和元年7月からは同委員会の委員長を務めていただいております。このようなことから、引き続き同委員会の職務にご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第15号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第15号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました岡崎長一郎氏、佐久間盛雄氏を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時45分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 2時47分）

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案第35号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議案第35号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は新型コロナウイルス感染症が住民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、組織の長として、町政をあずかる私をはじめ、副町長及び教育長の特別職3名の給料を減額するため、条例の一部を改正するものであります。

減額の内容につきましては、私が今年度6月期の期末手当の20%、副町長及び教育長が10%を7月支給分の給料において減額するものであります。

今後も感染拡大防止のため、国や県の動向を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、大きな課題である社会経済活動との両立を図りながら全力で取り組んでまいりますので、議員、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第35号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） それでは、発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民生活や地域経済が深刻な打撃を受けている状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬を減額し、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費に有効に活

用してほしいということから、条例の一部を改正するものであります。

減額の内容につきましては、7月の議員報酬を報酬月額10%減額するものであります。

議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより発議第5号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 発議第5号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。しかし、今後、本事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

このような理由から、令和3年度においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第5号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 8番。

○8番（安井敬博君） 動議として、発議を提出いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） ここで、8番、安井君外6名から発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）が提出されました。

この動議は、2名以上の署名がありますので、成立しました。

暫時休議いたします。

（午後 時 分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 時 分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、発議6号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎発議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 提出者の説明を求めます。

8番、安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）、以上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

専決事項の指定についての一部改正する件（案）。

専決事項の指定について（平成8年6月21日議決）の一部を次のように改正する。

本則3中「議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で」の次に「設計変更に限り」を加え、同項各号中「10分の1」を「20分の1」に、「10,000千円」を「1,000千円」に改める。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項において、議会の議決に付すべき事件が定められており、なおかつ同法第180条第1項において、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる」と議会の委任による専決処分を定めております。

現在、本則第3項は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢吹町条例第12号）第2号の規定により、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、次に掲げる要件を全て満たす請負金額の増額、若しくは減額（以下「変更額」という。）に関する変更契約を締結すること。

（1）変更額が、議決を受けた請負金額（以下「議決請負金額」という。）の10分の1以下、かつ、10,000千円以下であること。

（2）議決請負金額からの変更額を累計した額が、議決請負金額の10分の1以下で、かつ10,000千円以下であること。」

と定められておりますが、本則第3項に定められている変更額の上限は、軽易な額と認められないため、改めるものであります。

議員の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

○12番（熊田 宏君） 私は、発議第6号に質疑をさせていただきます。3回でしたよね。

まず、専決処分については、確かに全国知事会や市長会、町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会でもいろいろな見解が出ております。

全国町村議会議長会では、専決処分は議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が不承認とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務づけるべきであるという見解がありますが、対して全国町村会では、専決処分を行う場合は議会に理解を得られるよう努めており、基本的には現行制度で問題なしと、いろいろその立場によって見解が分かれています。これを踏まえながら、質疑をさせていただきます。

先ほど、安井議員もお話しされましたが、地方自治法に記述があります179条と180条に載っておりますが、その辺をどれぐらい読み込まれて、どういう解釈をし、どういう判断をされたか、いま一度お聞かせください。

○議長（角田秀明君） 安井君、発言していますので。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） ただいま質問のありました項目、専決事項について地方自治法に関して規定されている条文であります。

これについて、専決事項、やはり今回の台風災害ですとか、そういったものに関しては緊急事態、そういったものに関しては議会を開くいとまがない、余裕ないです、一刻も早くやらなくてはいけない。そういったことからいっても、専決事項は認めるべきであると思います。

しかし、今回の改正に関する件につきましては、もともとこれは議会のほうの権能でありまして、特別に市長村長サイドに認めるものであって、各自治体において、それぞれの解釈において自治体の条例を定めているところであります。

繰り返しになりますけれども、今回のこの条文については、特別な事項として専決処分として委任をしたということでもありますけれども、その理由というのは軽易な事項であるということでもあります、その金額が軽易な事項に、本町の予算規模等、またこれまでこれが適用された事例なども見ますと、大変重要な公共施設等に当たるといって、軽易な事項に当たらないのではないかということの解釈として、今回これを外すことも検討いたしました、まずは金額の引下げからということで提案をさせていただきました。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

12番。

○12番（熊田 宏君） 2点目、質問させていただきます。

災害とかは179条で記述されているとおりであります。2つ目ですが、確かに安井議員おっしゃったように、対象事項を指定するのは議員に専属しているものでありますので、当然その権利は行使するべきだと思いますが、軽微である、軽微でないという……軽易ですね、失礼しました、すみません。その金額の判断だけ非常に難しいと思います。たしか、東日本大震災以前は500万でしたか、震災をきっかけに数字が上げられたというふうに認識しております。この後、災害等、いろんなことが起こってくると思いますし、想定しないことがいろいろ起こってくると思われま。その場合に、また議会を招集してというふうなことが考えなくてはならないんですが、それを要望するためには通年議会ということもお考えになっていらっしゃると思います。

相手があることで、町に理解をいただかないと進めてはいけないのではないかとこのように思うんですが、今回、その発議をされるに当たり、蛭田町長に話をされて、協議や調整はされたか否か、その辺のお話をお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 蛭田町長と協議をされたかということであります。

これは、議会の権能に属するというので、また本議会、本定例会初日において、様々な質疑もされました専決処分の報告がありました。これがこの規定に該当しておりますけれども、そのことが質疑を十分したとい

うこと、そこでまずは相談はしないで進めておりました。

しかし、蛭田町長のサイドからも、これでは難しいというようなことが聞こえてまいりました。実際に、調整という場は設けませんでしたけれども、そのことも十分に考慮しながら、今回この100万円という金額を設定させていただきました。100万かつ20分の1ということです。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 質問ありますか。

12番。

○12番（熊田 宏君） 3点目になります。

この内容になった協議の経過をお聞かせいただき、ありがとうございます。

では、その100万円、5%とした場合に、今までの専決処分の件数の何%は該当しているのか。

それで、また変更したはいいが、これではまた使いにくいということが想定されるんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（角田秀明君） 安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 何%ということで、正確な数字、ちょっと私、答えることを今はできませんが、皆さんも、ここにいる新人議員の皆さんを除きまして、これまで議事録等をご覧になっていただければ、どの工事請負契約が該当していたか分かると思います。たしか、5件から6件に対し、それに少し多かったかなと思いますけれども、それは内容といたしまして、矢吹・泉崎バスストップの工事請負契約の変更、また災害公営住宅の工事請負契約の変更ということで、本当に大きなプロジェクトが関わってきておりますので、今回、この金額全部が該当するのではないかなとは思いますが、それにつきましては、これまで以上に議会に対しても説明を尽くすという初日のご答弁の中にもありました。

そのことからいいますと、そのことに加えまして、これまでの変更工事請負契約の経緯を見ますと、十分、定例会ないし臨時議会において、予算の変更措置をしても間に合ったのではないかなと思いますので、影響は少ないのではないかと考えます。

付け加えますけれども、あくまでゼロにすることも考えましたが、それでは町政の執行等に影響を与える場合もあると思いますので、その辺を考慮して、今回はこの金額、そして20分の1という率を定めさせていただきました。

以上です。

○議長（角田秀明君） 熊田君の質疑は打ち切ります。

そのほか質疑ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 新人議員で、ちょっとまだ勉強不足ではあったんですが、今回の専決事項の指定についてというところが、改正がたしか何回か重ねられているということですので、そちらの今、1,000万円が上限になったというのが、実際に改正のいつの、議会で改正はするということになるんだと思うんですが、そういったちょっと説明を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 発言を許します。

安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） これ、改正の日でありますけれども、これは平成26年6月の議会において行われております。

そして、専決事項の指定というものは、実はこれは議会の議決に付す事件というものが地方自治法に定められておまして、その中から特別にこの専決事項の指定についてという決まりを作ればできるということです。でありますから、議会のほうからこれは発議をして決めていくというものであります。そのような性格であります。

議長、失礼しました。ちょっと訂正させてください。

6月ではなくて、平成26年3月議会でありました。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） その26年3月には、内容としては多分理由があったんだろうというふうに思います。どんな理由で、1,000万円、10分の1というようなものが内容として変更になったのか、そういったところについて、安井議員のほうで知っているところがありましたら、そのとき多分、震災関係とかというのもあったのかなと思うんですが、そういう背景等についてお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 安井君、発言を求めます。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 震災関係という、特にそういった理由ではなかったのではないかなと記憶しております。

ただし、当時におきましては、震災後、先ほど申しましたように災害公営住宅等の建設等、大型のプロジェクトが進行しておりました。そのような背景があったのではないかなと思います。

ただ、金額に関していいますと、これが軽易な事項であるということ、そういったものでしか指定はされていなかったのではないかなと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ちょっと勉強不足なので、もう少し本当は調べて話をしたかったなと思ったんですが、熊田議員のほうから、先ほど、前回は500万だったというような話が出ておりました。ネットを見ていくと、確かに専決事項の指定という関係では、500万円を上限にしているところが大部分だったということもありますので、今、新しい町長にもなったところですから、ぜひ500万円、元の状態に例えば戻すということで検討されることはできるでしょうかということをお願いします。

○議長（角田秀明君） 発言を求めます。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 一度提案させていただいているので、この場ではできないんですけども、ただ、ぜひ発議をしていただくということでできるかなと思います。

ちょっと質問にないんですけども、付け加えますけれども、これはあくまでも先ほどの状況、これまでの専決が行われた状況なども考えますと、定例会や臨時会、議会を開いても十分間に合うということ。

それから、町にとっては大変大きな予算を使う建設工事であります。そういったものが充てられていたということでありまして。そこについては、しっかりと議会に対しても議案の中で補正予算を上げていただくというようなことが必要であるということで、今回の提案の趣旨とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 藤井君の質疑は終了します。

ほかに質疑ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） すみません、私も……

○議長（角田秀明君） 関根君、マスク取って。

○2番（関根貴将君） 申し訳ございません。

私も、詳しい内容を分からないので質問させていただきます。

今回の改正案なんですけれども、議会の議決を得て締結した工事又は製造の請負契約で「設計変更に限る」という文言が加わるとは思うんですけども、こちら災害のときに関しては、現行のまま10%の1,000万円ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 発言を求めます。

8番、安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 災害のときに関してということではありません。これは、あくまでもこの本則3項、それに規定することに関してであります。これに当てはまるものが全てであります。

○議長（角田秀明君） 関根君、再質疑ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ですので、これに関してというのは分かるんですけども、災害に対しての専決処分は今までどおりなのですかということなんですけれども。

○議長（角田秀明君） 安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 災害については、この条項ではなく、別の条項で規定されております。

また、今回のような激甚災害に指定された場合には、国のほうでこれは町長の専決に属するものだとということで、それで今回、大きな復興のための予算が来ておりますけれども、それが使われておりますので、恐らくご懸念はそういったことまで妨げられてしまうのではないかとということかと思われませんが、そういったことには当たりませんと私は解釈しております。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） 大体、質問のほう、いろいろされていると思うんですけども……

○議長（角田秀明君） 富永君、マスク取って。

○6番（富永創造君） 大体、質問、いろいろ出ておりますけれども、まず今回の一般質問等で質問されて、町長及びその担当課、大いに反省するという言葉を使っておられました。それに対してはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 発言を求めます。

8番、安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 一般質問ではなかったかなと思います。同じように、これは報告の中の質疑が多くの方からされたと思います。

実際に、そのとおりにやっていただくということであれば、何もこういう提案する必要はないんですけども、ただ信用していないということではありません。しっかり執行部からも反省の言葉も聞かれて、報告の機会も作るということで、臨時議会なり定例会の中で補正予算措置がされるのかなと期待はしているところであります。

ただし、それをやはり町民の側からもこういったものが必要ではないかということ、実は私ども議員の間にも寄せられておりました。そういった観点から、そういったことも十分説明させていただきながら、このような規定、これを改定するというで考えております。

町の考えは、十分しっかりと受け止めております。

○議長（角田秀明君） 再質疑ありますか。

6番。

○6番（富永創造君） 今、新人の議員の方から、まだ勉強不足であるという兩名の方の言葉、出てきておりました。私も、まだまだこれの内容について、同僚議員の多くと理解共有できるような、そういう時間が必要ではないかと考えておりますが、それに関してどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 時間に関していいますと、やはり今回の議会を逃しますと、臨時議会ということもありますけれども、このコロナ禍において臨時議会を開くということ、なかなか難しい状況ではないかなと思います。その点も考えると、次回の定例会まで3か月を待たなくてはいけないということがあります。

そして、今回の専決の問題が分かりましたのは、この議会初日のところでいろんな質疑をして深めてからのこととなります。

新人議員の皆さん、確かにこの条例の経緯ですとかそういったもの、今、質問もいただきまして、まだ理解

されていないということは大変、私も反省すべき点はあるかなとは思いますが、そこはこの議会の中で十分しっかりと理解を深めていただくように、今後、機会も設けられるかなと思っております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質疑はありますか。

6番。

○6番（富永創造君） 今後、そういった説明も含めて理解を求めていくという答弁でありますけれども、そういうことであれば、なぜ今、必要なのか、これに対してお考えをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

8番、安井君。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 今、この規定を付け加えないと、これまで、今回の専決処分がありました建設工事請負契約、複合施設の変更でありますけれども、これトータルして1,000万円までの変更が認められてしまうわけでありまして。この後も、そういったものが出てくる、そして議会の説明をされる前に予算が執行されてしまう、そういったおそれもあるということから提出させていただきました。あくまでも、規定上そうなっていることなので、それを改めなくてはいけないということでありまして。それが今であると考えております。

○6番（富永創造君） 以上であります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 富永君の質疑は終結いたします。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、発議第6号に反対の立場で討論をさせていただきます。

今、いろいろ発議者から説明を聞きましたが、同僚議員の質疑にあったように、なぜ今なのかというところがまだ納得しておりません。その辺を述べながら、討論にさせていただきたいと思っております。

金額が触れておられました軽易な事項、まさに微妙な数字であります。

〔発言する者あり〕

○12番（熊田 宏君） 討論しているので、発言はやめてもらえませんか。いいですか、発言をして。何ですか。

〔発言する者あり〕

○12番（熊田 宏君） そうでしたか、申し訳ありません。

○議長（角田秀明君） 加藤君、気をつけてください。

○12番（熊田 宏君） 専決処分は、長と議会が対立した場合等に、その結果、住民サービスの停滞を防ぐための補的手段として、長に一定の権限を付与しているものであります。専決処分を限定することは、非常に難しいことであります。専決処分権を与えた長に、その仕事の範囲を限定するということになります。

しかし、今まで1,000万、10%で進めてきて、仕事がスムーズに進んできたのであろうなど。これから、蛭田町長が町政を担っていくと、有効得票数のほぼ7割5分、4分の3以上を獲得されております。町民の期待を背負っています。これから、想定外のことがたくさんいろいろ起こってくると思いますので、私も蛭田町長が長と決まったからには、応援していくという立場で、実は1,000万円の10%どころか、2,000万円の20%ぐらいに増やして、町長がその辣腕を振るえるようにというふうに思っております。

残念ながら、今回いろいろ発議をされた、賛同された方のお名前を拝見しますと、蛭田町長を応援されている方の多くがお名前を書かれております。それで、なかなか、応援というのはどういうふうにしていくのかというふうに疑問を感じるわけであります。

町民の期待、非常に背負っておられます。私も期待しております。それは、一般質問の答弁でもそうでありました。それで、答弁の中でも、これからこれまでに以上説明を尽くすという答弁がありました。さきの百条委員会の報告でも、説明が足りなかったもので、これから説明を尽くしていくということがありました。説明をしっかりとしていけば、今までの1,000万、10%で十分ではないかと。できれば、その数字を上げてあげたいというふうに思っております。

町民の期待に応える、これから何が起こるか分からないこの状況下、十分にその手腕を振るえるように、蛭田町長の仕事のしやすさをみんなで整えてあげるべきではないかと思えます。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（角田秀明君） そのほか、賛成討論はありますか。

7番。

賛成討論です。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、専決事項の指定についての一部改正する件（案）について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の専決事項の問題の発端といいますのは、6月議会の中の報告第8号で、1つは地盤改良工事700万円の工事がありました。それは、昨年の7月頃工事が終わった関係の工事でした。それと、高圧ボルトがオリンピックの関係で入らないという関係で、それで工期が延びたということで、安全管理費が400万追加になったということで、2つ足すと1,100万ですね。それで、そのほかに、今年度、令和2年度の当初予算の中に、県からの助成金を利用した770万のモクベイ工事、補助金が無効なものだというような形の中で、その有効な補助金を使って町の財政に寄与したいというようなことの中で、それらを当初予算の中に入れたというような経過の報告がございました。

それで、本来は3月の時点で、継続費に入っている複合施設のモクベイ工事代金は、3月の補正予算で削減しなくてはならなかった770万なんですけど、それがなされてこなかったと、それで6月の報告第8号で1,100万

から770万を引いた金額の430万の合わせ技で減額430万ということで、1,000万の範囲内だというような形での報告がございました。

私は、この中に設計変更というような形で文言入っておりますけれども、この文言を入れざるを得ないのはなぜかという、本来ならば今年の3月のときに補正予算で減額しなきゃならないものを減額しなかった。そうすると、令和元年度の決算が今度9月にあるんですが、本来は9月の決算で総額はマイナス770万にならなきゃならないものにならないで出てくるんじゃないかということになりますと、これ総計予算主義という形の中からもおかしくなってくるし、期間計算の中からもおかしくなってくるような取扱いがこの専決基準の中でなされてきたということが、やはりこういった改正が必要になったということだと思います。

なかなか、非常に専決がないと、スムーズな執行運営ができないというようなことでございましたけれども、必要に応じてそれぞれ臨時議会なりなんなりを開いて、前の町長は進めてまいりました。私も、一番最初に議員になったときに、8月4日です、そのときに矢吹町の体育館の請負工事で1,570万ですか、その変更工事の、それ1件だけで臨時議会を開いたような経過がございます。やはり、必要に応じて必要な説明をしながら進めていくのが必要なのかなというふうに思います。

それと、先ほどの、私も蛭田町長を応援した議員の一人です。ぜひ、町民の皆さんの負託に応じて、それぞれ蛭田町長を応援しているのは議員ばかりじゃなくて、後ろには町民の皆さんがいっぱいいます。その町民の皆さんが、なぜ蛭田町長さんを応援したのか。前の体制を変えてほしいという心があったから、こういったふうになったんだと思います。私は、この専決基準の変更については、そういった町民の皆さんの思いを具現化する一つだと思っています。このことをやるのが、蛭田町長を応援することだなと。それでもって、町民の皆さんも、それだけ自分を律しながら、無駄遣いをしないようにやっさいこうというような形で進んでいくのではないのかなというふうに私は思っています。

やはり、小さな予算で大きな成果を挙げるとというのが町の行政の仕事ですので、ぜひそういった意味で、少しでも無駄のないように、確かに専決があればスムーズかもしれませんが、その専決を当てにしたような工事の進め方とか、そういった進行があっても大丈夫なんだというような、その認識を捨ててもらって、大切な町民の血税、税金でございますので、ぜひそういった意味で、やはり私も議員もそうですが、町長さんをはじめ町の職員の皆さんにも、そういった意味で、これらの公金が自分のお金と同じように大切に使うようお願いを申し上げて、この議案に対して、専決事項の指定に対して賛成の討論といたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、反対討論ありますか。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 私は、発議第6号に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

現在、議員になりまして、この議員必携というものをいただきました。この中をつぶさに読んでいたところでありましたが、この中の332ページに、第3章として専決処分というものがございます。ここには前書きとして、町村長と議会の関係を調整する手段の一つとして、町村長の専決処分がある。専決処分とは、議会の権限に属する事項について、町村長が議会に代わって意思決定を行うことである。専決処分をすれば、議会が議

決したのと同じく、全く同じ法的効果を発生する。したがって、議会としてはその慎重な運用を真剣に見守らなければならない。この専決処分には、2つの場合があり、1つは地方自治法の規定によるもの、他の1つは議会の委任によるものというふうに書いてございます。

このように、議会にとってはこの専決処分は大変難しい、ちゃんときちんと管理をしなくちゃいけないという問題だということが分かります。

ですが、矢吹町は蛭田町長、新しい町長を迎えて、今回、町民の意思はどうなのだろう、まず頭が変わったことで、この後、いろんな変化が出てくるだろうと、そういったものに期待があるのではないかというふうに思います。

昨年の台風19号、大きな被害でした。あれがこれから普通にはなるとは思えませんが、自然災害はかなり大きく出てくるようなことがある、そういったところの迅速な対処のためにどうなんだろうというところがちょっと疑問として残るところであります。

この議員必携の中の340ページには、2番に執行機関と一步離れ、二歩離れるな、これは町長とそれから議会がどういう関係がいいかということで書いてあります。一步離れた状態で、議会はきちんと執行部、町長、それから幹部職員の仕事を見ていく。二歩離れては、もう全然離れてしまって、町の執行が立ち行かなくなるのではないかと、そういうことになってはいけないということが書いてあるのかなというふうに思っております。離れ過ぎてはいけない、議会の使命である正しい批判と監視ができなくなってしまうというところから、この専決の100万円というところは、先ほど質疑の中でも申しましたが、金額については私は反対ということで討論をさせていただきます。同僚の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか、賛成討論ありますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 発議第6号 専決事項の指定についての一部改正する件（案）につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議員としての私の考えを申し述べさせていただきますことによりますと、やはり町長のために私は議員になったわけではございません。あくまでも町民の皆様、傍聴に来られている皆様方をはじめ、町民の皆様方のよかれ、よい政治を行いたいという思いで活動しておりまして、まさしくそれに基づいて、今、賛成討論をするところでございます。

特に、制度的な問題でございますが、いわゆる現在の二元代表制は、首長有利な二元代表制というふうになっているところでございます。その代表的なものが、この地方自治法第180条の第1項、いわゆるこれは聖域でありまして、議会でもって議決できない部分でございます。議員にとってみれば、これは治外法権なんです。そのような中にある聖域の内容でございますが、いわゆる二元代表制の議会の役割というもの、執行に対して正しく物事を判断し導いていく、そのための議会の活動がないがしろにされている、いわば二元代表制存立が危ぶまれるという内容にもなっております。

特に、近隣市町村におきましては、ただいまの専決事項の指定というものが、この第3項に関しては近隣市町村ではございません。白河市もございません。西郷もありません。泉崎もありません。中島村もありません。

そして、また県の市町村財政課のほうに、認定第8号につきましては協議を申し入れまして、いろいろと調査、視察、研修等を行ってまいりました。その結果におきましては、やはり不適切ではないかという結論をいただいております。

そして、また町長出身の母体でもあります早稲田大学マニフェスト研究所とか、あるいは明治大学の自治創造学会等に関しましても、東京大学の金井利之教授とか、あるいは中央大出身の江藤俊昭先生とかが、こぞって今、地方議会を変えていこうというところで協議をしているところでございます。これがサミットとか、あるいは学会等の全国的な規模でもって、地方から議員が集まって、様々な議論、協議をしながら進んでいる。それによりましては、いわゆる第二ステージであると。いわゆる矢吹町議会におきましても、基本条例等の制定は終わりましたので、それが第一ステージと。今は、第二ステージとして、政策サイクルを持った議会が望まれる、そのような動きが全国的にあります。つまり、それは今回のこの第180条1項に定められる矢吹町だけが有する3項の規定、こういったものを是正していかなければいけませんよと、それによって住民自治を補完しながら、団体自治というものも行わなければならない、そのような全国的な中での動きがございます。つまり、善政競争、よい政治を執行側と議会はしなければならないという、そのような提言をいただいているわけでございます。

そういう観点からいきましても、今回のこの第3項に関して変更するということは、まさしく今時点におきまして、魚が水を得たというようなことと認識しております。どうか、皆様の審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ありますか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しくださいました皆様、誠にありがとうございます。

この場に立つのは3回目となりますが、いまだに緊張いたしております。また、本日はいつもよりもぴりっとした雰囲気でありますので、少しばかり昨日の話から。

昨日は父の日であり、子供たちと久しぶりに買い物に出かけまして、そこで3人の子供たちがためていたお小遣いでネクタイと靴下を買ってくれました。今、身に着けているネクタイです。

夕方になり、4歳の長男が発熱してしまったのですが、私の携帯に今日の議会で専決処分についての議案が提出されたと連絡が入りました。熱のある子供を嫁に託し、急いでこの原稿を書きました。少し長いかもしれませんが、ご清聴よろしくお願いたします。

私は、発議第6号に反対の立場で討論させていただきます。

まず、専決処分とは、住民サービスの停滞を防ぐという観点からも、一つ的手段として首長に一定の権限を付与しているものであると理解しております。専決処分の中には様々なものがありますが、今回の件に関しては予算に関するものであり、財政が厳しい当矢吹町にとっては大変重要な課題であることも認識しております。

まず、事の発端となりました6月定例議会報告第8号、複合施設建設における専決処分に対してですが、そ

もそも基礎工事段階前の地盤調査及びくい打ちに対してのものであり、去年のうちに前町政が専決処分するものであり、なぜ現蛭田町政が始まってからのこの時期に専決処分をするのかという疑問もございます。

複合施設の建設や予算の決定から、全て蛭田町長が関わっていた上での判断ならば、議会を軽視しているのではないかと私も異議を唱えていたと思いますが、今回の専決処分においては、工事の遅延や住民サービスの停滞という懸念から、専決処分という手段を取らざるを得なかったのではないかと考えております。

蛭田町政が始まってから、今日までの約半年で、町長が指揮を執った公共施設の建設などは一つもありません。何一つやっていない段階で、町長権限である専決処分を減らすということは、初めから町長を信用していませんということになってしまいませんか。

令和2年1月11日から、蛭田泰昭がかじ取り役となり、矢吹町発展という目標を掲げ、大海原に出航いたしました。同4月1日、我々14名の議員がそれぞれの主義、主張は違えど、矢吹町発展のためという同じ目標を掲げ、合流しました。町職員という立派な乗組員もいます。この蛭田号という船のエンジン、馬力はあります。しかし、財源という燃料がない状態で、前に進みたくとも進むことが困難な状況であるのが今です。それでも町民の期待という風を帆で受け、必死に進もうとする中、帆まで穴を空けるつもりですかと言いたい。必死で働く乗組員に、進めなくなった船を手でこげと言うつもりですか。

今回のコロナ禍で、全国民の一番不満な政府の対応は、スピードではなかったでしょうか。町長権限である専決処分が薄れることは、必ず住民サービスへの遅延につながります。

我々議会議員の仕事は、町政が間違った方向へ行かないように監視する役目も確かにあります。議会を軽視した場合においては、それなりに戦わなければならないときもございます。しかし、今はその時期ではないと言っているのです。そういいますと、この船が間違った方向へ行ってからでは遅い、何も分からない新人議員が生意気なことを言うなど主張する方もいると思いますが、もう少し余裕を持ちませんか。蛭田泰昭という人間を信用しませんかと言いたいのです。

専決処分という権限はもろ刃の剣であるということは承知しております。住民のために、素早い行動に移せるという反面、悪事に使うこともできます。2010年の鹿児島県阿久根市や千葉県白井市などがその代表的な例であり、もしかしたら長年、町政に携わった先輩議員だからこそ思うところもあると思います。間違った道を閉ざすことによって、町長を守るという町長に対する愛かもしれません。しかしながら、この議案が正解であるとも言えないことは確かです。

もう一度、言います。蛭田町政は始まったばかりです。蛭田泰昭という人間を信じませんか。初めから人を信じることができない器の小さな人間が、事をなせるはずがないだろう、私は思います。人を信じるからこそ信頼され、人が集まり、それが大きくなるとなり、大事をなすことができるのではないのでしょうか。

矢吹町の議会議員はそれでいいのでしょうか。議決まで僅かな時間しかありません。署名をした議員は7名、多数決の原理から、恐らくこの議案は賛成となるのでしょうか。悪あがきと言われても結構。時期尚早であると……

○議長（角田秀明君） 関根君、簡潔にお願いします。

発言を続けてください。

○2番（関根貴将君） それでは、まとめます。

議員の皆様、継続審議をさせてください。あまりにも急な議案であったため、何も知らされていない私たちにとっては、今、この場で採決を採ることは不公平だと思います。

もし、今回の議案を否決していただければ、私はその対案として、100分の10から100分の5以内、そして変更額の累計1,000万から500万円と減額いたします。賛同していただくためには、今回の発議は否決してください。

私ら議員は、町民のために、矢吹町のために、町長をサポートする時期だと思っております。同僚議員のご賛同、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君）　　ここでお諮りをいたします。時間を延長して会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君）　　ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

○議長（角田秀明君）　　討論、まだありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君）　　なければ、討論を終結したいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君）　　それでは、ここで討論を終結したいと思います。

討論は終結いたします。

発議第6号 専決事項の指定についての一部改正の件（案）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君）　　起立多数でございます。

ただいまは起立多数でありますので、よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

（午後 3時53分）

○議長（角田秀明君）　　再開いたします。

（午後 4時05分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君）　　ただいま副議長鈴木浩一君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎副議長辞職の件

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、鈴木浩一君の退場を求めます。

〔13番 鈴木浩一君退場〕

○議長（角田秀明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） お諮りします。鈴木浩一君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、鈴木浩一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、13番、鈴木浩一君の除斥を解きます。

〔13番 鈴木浩一君入場〕

○議長（角田秀明君） 副議長の辞職が許可されました鈴木浩一君より、議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

13番、鈴木浩一君。

〔13番 鈴木浩一君登壇〕

○13番（鈴木浩一君） 大変、皆様には2か月にわたりましてお世話になりました。

退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

副議長に就任し、僅か2か月余りでしたが、議員皆様のご指導、ご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

これからは一議員として、町政発展のため、町民のために頑張る所存でございます。これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。
なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願いたいと思います。

◎選挙第4号 副議長選挙

○議長（角田秀明君） これより選挙第4号 副議長選挙を行います。

投票に先立ち、副議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議いたします。

（午後 4時10分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 4時12分）

○議長（角田秀明君） 選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（角田秀明君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高久美秋君及び4番、藤井源喜君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（角田秀明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

立会人2名は、書記席までお越しください。

〔投票箱点検〕

○議長（角田秀明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（角田秀明君） 投票漏れはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

3番、高久美秋君、4番、藤井源喜君、開票の立会いをお願い申し上げます。前にお進みください。
事務局職員に開票を命じます。

[開 票]

○議長（角田秀明君） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数	1 4 票
有 効 投 票	1 1 票
無 効 投 票	3 票
有効投票のうち	安 井 敬 博 君 9 票
	鈴 木 浩 一 君 1 票
	富 永 創 造 君 1 票

以上のとおりであります。

なお、法定投票数は4票であります。

よって、安井敬博君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議長開鎖]

○議長（角田秀明君） ただいま副議長に当選されました安井敬博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（角田秀明君） 次に、副議長に当選されました安井敬博君の挨拶をいただきたいと思います。

8番、安井敬博君。

[8番 安井敬博君登壇]

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

ただいま前副議長の退任によりまして、思いもかけず副議長の大任を仰せつかることになりました安井敬博です。改めてよろしくお願い申し上げます。

副議長となりましたからには、町民の負託に応え、また開かれた議会を作る、そして議長の補佐役として議会運営を円滑に進める、このことを基本に置きながら、皆様が議会活動をしっかりと行えるようにサポートしていきたいと思っております。ぜひ皆様、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ここで、議事調整のため全員協議会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 4時22分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 4時43分)

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） お諮りをします。副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思います。

議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解いただきたいと思います。

◎議席の一部変更

○議長（角田秀明君） 日程第14、これより議席の一部変更を議題といたします。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） それでは読み上げます。

1番、芳賀慎也議員。2番、関根貴将議員。3番、高久美秋議員。4番、藤井源喜議員。5番、堀井成人議員。6番、鈴木浩一議員。7番、富永創造議員。8番、三村正一議員。9番、加藤宏樹議員。10番、鈴木隆司議員。11番、青山英樹議員。12番、熊田宏議員。13番、安井敬博副議長。14番、角田秀明議長です。

以上です。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり議席の一部を変更させていただきます。

なお、議席替えにつきましては、氏名表及び電光掲示板の修正もありますので、本定例会終了までは現在の議席でお願いをいたしたいと思います。

◎選任第4号 常任委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第15、これより選任第4号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝君） 総務教育常任委員会。

藤井源喜 委員長 富永創造 副委員長

関根貴将 委員 堀井成人 委員

青山英樹 委員 熊田宏 委員

角田秀明 委員

産業民生常任委員会。

三 村 正 一 委員長 高 久 美 秋 副委員長
芳 賀 慎 也 委員 鈴 木 浩 一 委員
加 藤 宏 樹 委員 鈴 木 隆 司 委員
安 井 敬 博 委員

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名をいたします。

暫時休議をいたします。

（午後 時 分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 時 分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま鈴木浩一君から、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願いたいと思います。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

○議長（角田秀明君） 日程第16、これより白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、鈴木浩一君の退場を求めます。

〔13番 鈴木浩一君退場〕

○議長（角田秀明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） お諮りします。鈴木浩一君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、鈴木浩一君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。
ここで、13番、鈴木浩一君の除斥を解きます。

〔13番 鈴木浩一君入場〕

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠けました。

お諮りします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了解願いたいと思います。

◎選挙第5号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

○議長（角田秀明君） 日程第17、これより選挙第5号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

それではお諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に、副議長の安井敬博君を指名したいと思います。

お諮りいたします。私が指名しました安井敬博君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、私が指名した安井敬博君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選しました安井敬博君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選

の告知をいたします。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田秀明君） 日程第18、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、それぞれの委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（角田秀明君） 日程第19、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

第421回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 4時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 10 月 6 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 堀井 成人

署 名 議 員 富永 創造